

自治体国際化フォーラム別冊

英国の消防と防災

財団法人自治体国際化協会
ロンドン事務所



まえがき

英国における消防制度は、1947年消防法 (Fire Services Act 1947) に基づいて、1948年に、ほぼ現在の体制に整備されたものである。消防業務は、平時における危険性が高い職業の一つとして認識され、現在の地位を獲得している。1996年2月に、イングランドのエイヴォン (Avon) 消防の女性消防士が殉職したときには、全国版高級紙のトップニュースに掲載され、また、消防を扱ったテレビドラマは、刑事ドラマなどと並んで人気番組の一つとなっているなど、常に注目を浴びている。

1948年以来、偶然にも、日本の自治体消防制度と時を同じくして、50年が経過しようとしているところであるが、この間に英国で実施されたきた地方団体の構造改革によって、消防機関の数は半分以下に減少し、その構造も多様化してきている。消防の役割についても、かつては、消火・救助が中心であったが、最近では、火災予防査察、コミュニティに対する火災予防教育という分野に力が入られ、これまでの受動的対応 (Reactive) から能動的対応 (Proactive) へという変化の潮流の中にある。さらには、英国一国の問題ではなく、欧州連合の健康及び安全に関する指令にも対応して行かなければならない。このような英国の消防を取り巻く状況の大きな変化には、これまでの枠組みの中では、必ずしも十分な対応をすることが困難であると考えられている。また、消防においても、「Value for Money (支出に見合う価値・効果)」が常に問われ、業務を实践する上での効率性が追求されている。

防災については、日本と比較して自然災害の少ない英国ではあるが、東西冷戦時には、核戦争を念頭に入れた民間防衛 (Civil Defence) の体制が構築されていた。冷戦の終結に伴い、この主に戦争を想定した民間防衛は、組織間の連携と可能な資源の効率的活用を柱とする平時における災害対策にシフトしている。

また、消防の国際化・国際協力という観点からは、英国消防緊急援助隊の派遣、個別の消防機関の実施している海外との交流・協力が行われている。1993年には、地方団体レベルで行う国際協力の枠組みが整備され、今後の可能性を広げている。

本書は、以上の内容を中心に、自治体国際化協会ロンドン事務所所長補佐白石暢彦 (自治省消防庁) が、同事務所ジョセフィン・カー (Josephine Carr) 調査員の協力を得て執筆したものである。

平成9年8月

(財) 自治体国際化協会
理事長 森 繁 一



英国の消防と防災

目 次

まえがき

| | |
|--|----|
| 第1章 英国消防の歴史 | 1 |
| 1 ローマ時代からロンドン大火まで | 1 |
| 2 消防組織の誕生 | 1 |
| 3 現在の消防制度 | 2 |
| 第2章 英国の消防 | 4 |
| 第1節 消防体制 | 4 |
| 1 国の消防組織 | 4 |
| 2 地方の消防組織 | 7 |
| 第2節 消防の現状 | 11 |
| 1 消防職員 | 11 |
| 2 火災危険度評価 (Risk Categorisation) | 12 |
| 3 火災の実態 | 14 |
| 第3節 消防大学 (Fire Service College) | 16 |
| 第4節 英国消防の改革 | 20 |
| 1 消防組織の変化 | 20 |
| 2 英国消防の財政 (標準支出評価) | 24 |
| 3 エグゼクティブ・エイジェンシー (Executive Agency) | 27 |
| 4 今後の課題 | 32 |
| 第3章 消防行政 | 33 |
| 第1節 予防行政 | 33 |
| 1 火災と消防関係法令 | 33 |
| 2 防火安全証明書 (Fire Certificate) 制度 | 34 |
| 3 火災による死者の状況 | 40 |
| 4 火災予防に関する広報活動 | 43 |
| 5 火災予防推進事例 (ウエストミッドランド消防) | 51 |
| 付録1 | 58 |

| | |
|--|-----|
| 第2節 英国における危険物規制 | 66 |
| 1 保健安全委員会及び保健安全庁 | 66 |
| 2 危険物関係法令 | 67 |
| 第3節 英国消防関係法令と欧州連合との関係 | 70 |
| 1 欧州連合 (European Union) | 70 |
| 2 健康及び安全に関する EU 指令と英国国内法令との関係 | 74 |
| 3 EU 指令の英国消防関係法令への影響 (実例) | 75 |
| 第4章 英国の防災 | 78 |
| 第1節 防災のための組織 | 78 |
| 1 国の組織 | 78 |
| 2 地方の組織 | 80 |
| 第2節 防災計画 | 81 |
| 1 防災計画の考え方 | 81 |
| 2 防災計画の構成 | 81 |
| 3 災害への対応 | 82 |
| 4 災害ボランティア | 84 |
| 5 緊急事態計画大学 (Emergency Planning College) | 84 |
| 6 災害対策の実例 (ロイヤルバークシャー (Royal Berkshire) 県) | 85 |
| 付録2 | 87 |
| 第5章 国際協力と交流 | 96 |
| 第1節 英国消防緊急援助隊 | 96 |
| 1 消防緊急援助隊の組織 | 96 |
| 2 海外派遣のプロセス | 96 |
| 第2節 英国消防の国際協力及び交流 | 98 |
| 1 地方団体の国際協力の枠組み | 98 |
| 2 英国消防の国際協力及び交流 | 98 |
| 付録3 | 100 |
| ○アフリカの消防制度 (ウガンダ及びガーナ) | 100 |
| 1 ウガンダ | 100 |
| 2 ガーナ | 103 |
| あとがき | 107 |
| 参考文献 | 108 |
| 重要語索引 | 110 |

第1章 英国消防の歴史

1 ローマ時代からロンドン大火まで

西暦6年、ローマ皇帝アウグストゥスが、ローマに夜警団(Crops of Vigiles)を組織し、バケツリレーによる消火作業と同時に、夜警等の治安業務に従事させた。英国内のローマ人の都市においても、これ以降、およそ400年に渡って、この組織が置かれていた。

ローマ軍が撤退した後、英国(ロンドン)で初めてとられた防火対策は、1066年にウィリアム1世によって施行された消灯消火(カーフュー^{*1})法であった。この法律は、午後8時以降の火気の使用を禁止するというもので、厳しい罰則も用意されていた。しかし、この法律も1100年に、ヘンリー1世の時代に廃止された。その後、様々な法律が作られ、防火安全のため建築基準の整備が図られたが、成果を上げることはできず、いくつもの大火が繰り返し発生した。

ロンドン大火(Great Fire of London)は、1666年9月2日の日曜日未明に発生した。4日間に渡って燃え続け、シティ^{*2}の6分の5、約13,200の家屋を消失した。これを契機に、新しい建築基準が設けられ、家屋の不燃化、隣接家屋との隔壁(Party Wall)の設置、高さ(階層)の制限が進められた。また、シティを4つの地域に分割し、それぞれの地域に革製バケツ、梯子、つるはし、ショベル等を配置する等の対策がとられた。

2 消防組織の誕生

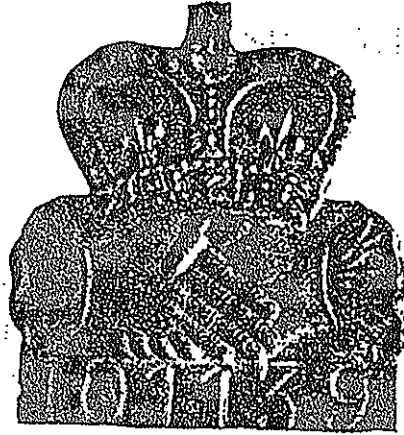
従来、イングランド及びウエールズにおいては、教会区が消火に関する何らかの手段を講じ、その維持を行うものと考えられていた。ロンドン大火の後、英国ではじめて組織化された消防隊が、保険会社によってロンドンに設立された。火災による損害に対する補償額を減らすことが、その目的であった。

最初は、これらの消防隊は、それぞれの保険会社に保険をかけた建物に対してのみ消火活動を行っていた。保険をかけられた建物には、どの保険会社に加入しているかが一目で分かる「ファイアー・マーク」が掲示してあった。

1833年に、保険会社の消防隊は、ロンドン消防車協会(London Fire Engine Establishment)として合併され、19の消防署が誕生した。この時すでに、エジンバラ及びマンチェ

^{*1}カーフュー(Curfew)という言葉は、もともと火を消す(cover fire)という意味であったが、現在では「門限」という意味で用いられている。

^{*2}シティ・オブ・ロンドン



Hand-in-Hand.



Sun.

ファイアマークの例 (A History of the British Fire Service より)

スターにおいては、自治体の消防機関が保険会社の消防機関に取って代わっていた。

1866年、ロンドンに最初の本格的消防機関が、1865年大都市消防組織法 (Metropolitan Fire Brigade Act 1865) に基づき設立された。この法律は、はじめて、ロンドンにおける火災の消火を公共団体の義務と規定したものであった。しかし、この法的保護は、ロンドンにのみ適用されており、19世紀の間は、他の地域では、任意の消防機関が設立されていた。地方団体がその管轄地域の消防業務の実施主体となることは、1938年消防組織法 (Fire Brigades Act 1938) によって、明確に規定された。この法律の制定時に、イングランド及びウェールズに1,440、スコットランドに228の合計1,668の消防機関が存在していた。これにより、英国国民が、無料で消防のサービスを受けることができるようになったのであるが、この法律は、第二次世界大戦のために、完全に適用されることはなかった。

3 現在の消防制度

第二次世界大戦によって、消防機関における装備、組織及び訓練の中央集権化が必要となったため、1941年から1948年までは、国家消防本部が組織された。戦後は、1947年消防法 (Fire Services Act 1947) により、多くの地方団体の合併の後に、消防の責任が地方団体 (カウンティ又はカウンティ・バラ) へ移行され、現在の英国における消防体制の原点となった。1948年4月1日から、合計147の消防機関として出発した。

1972年地方自治法 (Local Government Act 1972) 及び1973年スコットランド地方自治法 (Local Government (Scotland) Act 1973) に基づく地方団体の再編により、さらに、地方団体の合併が進み、地方団体の数が減少した。同時に、当時141あった消防機関の数も半分以下に減少した。

1985年地方自治法 (Local Government Act 1985) により、1986年4月から、ロンドン、バーミンガム、マンチェスター、リバプール、サウスヨークシャー、ウエストヨークシャ

一及びタイン・アンド・ウエアの大都市圏では、上層の地方団体であるグレーター・ロンドン及び大都市圏カウンティが廃止されたことに伴い、従来の消防管轄区域を引き続き担当する事務組合方式の消防機関が誕生した。

現在、イングランド、ウェールズ及びスコットランドにおいて、新たな地方団体の構造改革が行われており、段階的に、二層制^{*1}の地方団体から一層制の地方団体(単一自治体)への転換がすすめられている。

イングランドでは、1996年4月以降、3つのカウンティの廃止及び単一自治体の出現に伴い、従来の4つのカウンティの区域において、単一地方自治体等による消防事務組合が4つ誕生した。

ウェールズでは、既存の8つのカウンティのすべてが廃止となり、22の単一地方自治体が誕生した。これに伴い、8つあった消防機関が、消防の業務を効率的かつ効果的に行うために、従来のカウンティの消防管轄区域よりも広い区域で共同事務処理を行う3つの消防事務組合に再編成された。

また、スコットランドでは、イングランド及びウェールズのカウンティに相当するリージョンが廃止され、新たに29の単一自治体が誕生した。これにより、従来から存在する3つの島しょ部と合わせて、32の単一地方自治体となった。8つのスコットランドの消防機関のうち2つは、単独の単一自治体により運営され、6つは、複数の単一地方自治体によって運営される消防事務組合となった。

^{*1}英国の地方団体の多くは、日本の県に相当するカウンティ及び市町村に相当するディストリクトからなる二層制の構造をとっている。

第2章 英国の消防

第1節 消防体制

1 国の消防組織

英国の正式名称は、連合王国 (United Kingdom) で、イングランド、ウェールズ、スコットランド及び北アイルランドを含んでいる。消防体制においても、各地域によって監督官庁が異なるなど、多少の差異が見られる。

イングランド及びウェールズにおいて消防を管轄している国の機関は、内務省 (Home Office) である。1947年消防法に基づき、内務大臣 (Home Secretary) は、イングランド及びウェールズにおける消防業務の効率的な遂行及び消防に関する政策について国会に対して責任を有している。内務省は、基準の策定、技術指針の提供等によって、消防機関に対して指導・助言を行っている。

内務大臣の諮問機関として、1947年消防法第29条に基づいて中央消防諮問委員会 (Central Fire Brigades Advisory Council: CFBAC) が設置されている。この委員会は、全国カウンティ協会 (Association of County Councils: ACC)、全国大都市協会 (Association of Metropolitan Authorities: AMA)*¹、全国消防長・消防次長協会 (Chief and Assistant Chief Fire Officers Association: CACFOA)、消防職員組合 (Fire Brigades Union: FBU)、消防技術者協会 (Institute of Fire Engineers: IFE)、ロンドン消防・民間防衛局の消防長、火災研究所 (Fire Research Station: FRS) 及び内務省の関係者から構成されている。

中央消防諮問委員会には、次に示す常設の委員会が設置されている。これらは、イングランド及びウェールズだけではなく、スコットランドの中央消防諮問委員会に対して助言を行うための共同委員会となっている。

- ・機会均等 (Equal Opportunities) 委員会
- ・消防職員年金 (Fire Brigade Pensions) 委員会
- ・消防研究 (Fire Research) 委員会
- ・消防通信 (Fire Brigade Communications) 委員会
- ・火災安全 (Fire Safety) 委員会
- ・消防装備等 (Appliances, Equipment and Uniform) 委員会
- ・訓練、研修 (Training) 委員会

*¹ACC 及び AMA は、ADC (Association of District Councils: 全国ディストリクト協会) とともに、1997年4月から、LGA (Local Government Association: 地方自治体協会) となる。

・消防活動 (Fire Brigade Operations) 委員会

図 2-1 に、イングランド及びウェールズにおける消防行政に関する内務省の組織の機構図を示す。内務省には、消防監察局、消防・緊急事態計画局及び消防大学がおかれている。

消防監察局は、消防監察官 (HM*¹Inspector) による地方消防機関の査察を毎年行い、消防長 (Chief Fire Officer) 及び消防機関に対して、助言・指導を行っている。この部局の筆頭である主席消防監察官 (HM Chief Inspector) は、消防職員、火災及び消防活動に係る統計、火災予防、火災研究等に係る監察局の業務を扱った年次報告書を内務大臣に提出している。また、地方消防機関に対しては、実践規範 (Code of Practice) や法令の解説書 (Guidance) 等の技術的資料を提供している。

消防・緊急事態計画局は、内務大臣に対して、消防活動の効率性及び火災安全に係る法令の執行等に関する助言を行っている。局内部には、消防課、予防課、消防研究開発グループ及び緊急事態計画課の 4 つの課がある。緊急事態計画課は、その付属機関として、防災計画の策定及び総合的な危機管理のあり方についてセミナー等を実施する緊急事態計画大学 (Emergency Planning College) を有している。

英国には、消防職員の技術・管理研修機関として消防大学校 (Fire Service College) がある。これは、グロスターシャーのモートン・イン・マーシュにあり、中級・上級の消防職員のための訓練を実施している。そこで行われる講習は、先進的なマネジメント、技術等に関する高度な問題を扱っている。なお、消防大学については、本章第 3 節「消防大学」において詳しく述べることとする。

内務省は、次のような通知等を発信し、地方の消防機関に対して助言・指導を行っている。

- ・消防回状 (Fire Service Circulars)
- ・消防長宛書簡 (Dear Chief Officer Letters)
- ・主席消防監察官報告書 (Report of Her Majesty's Chief Inspector of Fire Services for England and Wales)
- ・消防監察官報告書 (Report of Her Majesty's Fire Service Inspectorate)
- ・火災統計 (Fire Statistics—United Kingdom)
- ・技術報告書 (Technical Bulletins)
- ・研究報告書 (Research Reports)
- ・消防統計 (Fire Services Statistics)
- ・消防活動マニュアル (Manual of Firemanship)

**HM: Her Majesty

図 2-1 内務省消防関係組織図



・消防訓練マニュアル (Fire Service Training Manual)

スコットランドでは、スコットランド省 (Scottish Office) が消防に関する責任を有しており、イングランド及びウェールズにおける内務省と同様の役割を果たしている。スコットランドにも、スコットランド大臣の諮問機関として、スコットランド中央消防諮問委員会が設置されているとともに、主席消防監察官を有しており、管下の地方消防機関の監察を行っている。また、独自に消防訓練学校を運営している。

北アイルランドでは、北アイルランド省 (Northern Ireland Office) が、火災安全について、イングランド及びウェールズにおける内務省と同様の役割を果たしている。一方、消防活動の効率的運用及び火災安全関連法令の執行については、1984年(北アイルランド)消防規則 (Fire Services (Northern Ireland) Order 1984) に基づき、北アイルランド環境省 (Department of Environment for Northern Ireland) が責任を有している。

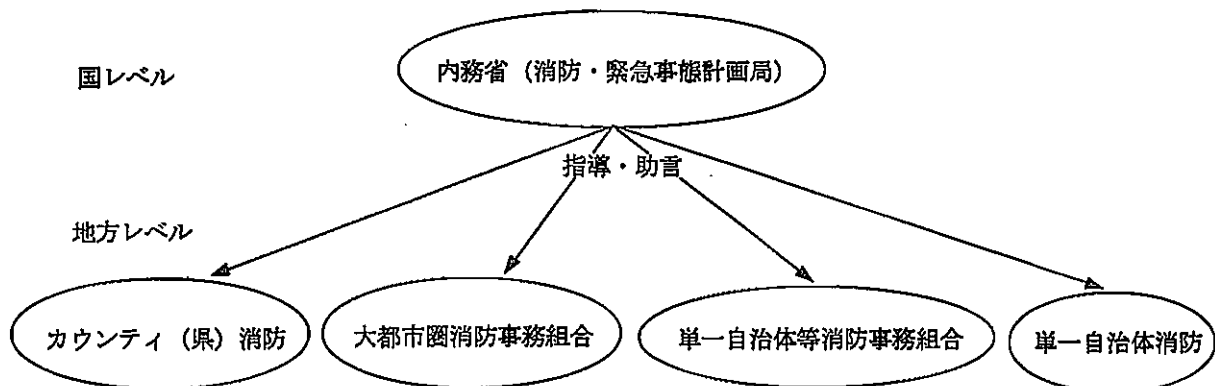
2 地方の消防組織

英国の消防機関の過半数は、カウンティがその実施主体であり、全体で58存在する。ちなみに、北アイルランドを除く57の消防機関のうち、34がカウンティ消防で、ロンドン及び6大都市圏では、大都市圏消防事務組合 (Fire and Civil Defence Authority)、その他の地域では、単一地方自治体等で構成される事務組合 (Combined Authority) によって、消防業務が実施されている。一つの消防機関の管轄区域の平均面積は、およそ3,600平方キロとなっている*1。

なお、消防機関の種類については、本章第4節「1 消防の再編」において、詳しく述べることとする。

図2-2に、国と地方消防機関との関係を簡単に示す。

図2-2 国と地方消防機関との関係 (イングランド及びウェールズ)



*1日本の場合は、一つの消防機関の管轄区域の平均面積は、およそ400平方キロとなる。

英国の消防の業務は、次の4つに大きく分けることができる。主たる業務は、消火、救助等であり、日本の消防と比べると、救急業務が含まれていないのが、特徴の一つである。

- ①消火活動
- ②火災安全に係る法令等に建築物等が適合しているかどうかを調査するための査察
- ③火災予防に係る教育及び広報活動
- ④交通事故における救助、危険物の漏洩等に対応するための特殊任務

次に英国の消防機関の実例を挙げる*1。

(1) ウェストミッドランド消防 (West Midlands Fire Service)

・位置

ロンドンから北西およそ160キロメートルに位置する英国第二の都市バーミンガムを中心とする地域

- ・人口：2,624,300 (人)
- ・面積：89,874(ヘクタール)
- ・消防機関の種類：大都市圏消防事務組合
- ・消防力

消防費 (95年度)：69,817 (千ポンド)

火災危険度別面積*2

Aリスク地域：4,135 (ヘクタール)

Bリスク地域：12,280 (ヘクタール)

Cリスク地域：51,223 (ヘクタール)

Dリスク地域：22,305 (ヘクタール)

消防署数：41 (フルタイム40、予備役消防1)

消防職員数：2,424 (人) 予備役及び指令室職員を含む

・火災の実態

火災件数：21,792 (件)

死者：29 (人)

負傷者：778 (人)

*1火災の実態は1993年の英国火災統計、その他は1996年の3月末現在の値

*2第2章 第2節 2 火災危険度評価参照

(2) オックスフォード県消防 (Oxfordshire Fire Brigade)

・位置

ロンドンから北西およそ100キロメートルに位置する。オックスフォード大学を始め、歴史的な資産に恵まれた地域である。

・人口：594,900 (人)

・面積：258,261 (ヘクタール)

・消防機関の種類：カウンティ (県) 消防

・消防力

消防費 (95年度)：11,269 (千ポンド)

火災危険度別面積

Aリスク地域： 0 (ヘクタール)

Bリスク地域： 125 (ヘクタール)

Cリスク地域： 12,670 (ヘクタール)

Dリスク地域：247,987 (ヘクタール)

消防署数：24 (フルタイム3、昼間のみ運用3、予備役消防18)

消防職員数：546 (人) 予備役及び指令室職員を含む

・火災の実態

火災件数：3,073 (件)

死者：6 (人)

負傷者：89 (人)

(3) グランピアン消防事務組合 (Grampian Fire Brigade)

・位置

スコットランド北東部のアバディーンを中心とする地域。北海油田の基地がある。

・人口：528,100 (人)

・面積：874,191 (ヘクタール)

・消防機関の種類：単一自治体消防事務組合

・消防力

消防費 (95年度)：13,970 (千ポンド)

火災危険度別面積

Aリスク地域： 1,050 (ヘクタール)

Bリスク地域： 1,570 (ヘクタール)

Cリスク地域： 14,150 (ヘクタール)

Dリスク地域：152,950 (ヘクタール)

消防署数：40 (フルタイム4、昼間のみ運用3、予備消防32、ボランティア2)

消防職員数：804（人）予備役及び指令室職員を含む

・火災の実態

火災件数：3,752（件）

死者：11（人）

負傷者：158（人）

第2節 消防の現状

1 消防職員

英国の消防職員は、大きく、常勤消防職員（Wholetime Firefighter）及び予備消防職員（Retained Firefighter）に分けられる。1995年3月31日現在、イングランド及びウェールズにおける常勤消防職員（指令室職員を含む）の数は39,706人、また、予備消防職員の数 は12,047人で、合計51,753人である。英国全体では、合計63,379人の消防職員が勤務している。英国の消防職員数は、わずかずつではあるが、減少傾向にある。

予備消防職員は、人口の集中していない地域において、重要な役割を演じている。予備消防職員は、通常、その地域で定職を持っている場合が多く、必要に応じて消火・救助活動に従事する。年間の手当とともに、出勤回数に応じた手当を受け取ることになっている。

予備消防職員とは別に、スコットランドのグランピアン消防のようにボランティアの職員を有しているところがある。英国内では、わずかに4つの消防機関がボランティアの消防職員を有している。

消防職員の採用は、消防機関ごとに行われる。また、常備消防職員の昇任については、一定の階級まで、地方団体管理委員会（Local Government Management Board）に設置された消防試験委員会（Fire Service Examination Board）が全国統一的に実施する試験によることになる。

表2-1に、常備消防職員の階級制度を示す。

表2-1 英国消防職員の階級（Rank System）

| |
|---|
| Chief Fire Officer (CFO) or Firemaster in Scotland |
| Deputy Chief Fire Officer (DCO) |
| Assistant Chief Fire Officer (ACO) |
| (ロンドン消防のみ：Deputy Assistant Chief Fire Officer (DACO)) |
| Senior Divisional Officer (SDO) |
| Divisional Officer I (DO I) Divisional Officer II (DO II) Divisional Officer III (DO III) |
| Assistant Divisional Officer (ADO) |
| Station Officer |
| Sub-Officer |
| Leading Firefighter |
| Firefighter |

2 火災危険度評価 (Risk Categorisation)

消防業務の具体的枠組みについては、中央消防諮問委員会において決定されている。例えば、地域の火災危険度の判定手法を規定し、その火災危険度に応じた消防隊の出動に要する時間や消防車両の数を定めている。各消防機関は、この規定に従って地域の区分を行い、適切な消防士の数、消防車両の数等といった消防力 (Fire Cover) の整備を行わなければならない。これによって、消防に係る費用の70%が決定されるともいわれている^{*1}。火災危険度は、表2-2のように分類されている。

表2-2 火災危険度の定義

| 火災危険度 | 特 徴 |
|-------|---|
| A | 火災危険度Aの地域は、一般的には大都市に見られる。例えば、主要な商店街及びビジネス街、劇場等の集中する地域、その他の娯楽施設、危険度の高い産業施設を含んでいる。 |
| B | 火災危険度Bの地域は、一般的にはAの範囲に含まれない都市に見られる。例えば、小規模の商店街及びビジネス街、リゾート地域のホテル及びレジャー施設の集中した場所、古く、かつ、2階建て以上の住居、いくつかの火災危険度の高い建築物を含んだ産業・商業に供する不動産をいう。 |
| C | 火災危険度Cの地域は、一般的には、都市郊外及び開発地域を有する小規模の都市の一部に見られる。例えば、第二次世界大戦後に住宅開発が行われた地域で、テラスハウス ^{*2} 、2階建て以上の住宅、マンション等を含んでいる。 |
| D | 火災危険度Dの地域はABC以外で、かつ、遠隔地にも当たらない地域をいう。 |
| 遠隔地 | 人口の集中している地域から離れ、ほとんど建築物のない地域をいう。 |
| 特別危険度 | 補助的な火災危険度の分類であるが、病院、刑務所、空港、高層建築物、大規模化学工場等の様々な観点から危険性が増すと考えられるものが対象となっている。 |

最近の傾向としては、高い危険度の地域の割合が減少する傾向にある一方で、Dの地域が増加する傾向にある。図2-3に示すように、現在では、Aの地域の面積は、わずかに0.3%となっている。

^{*1}In the Line of Fire: 1995年2月の中央監査委員会 (Audit Commission) の報告書

^{*2}通りに沿って一街区をなすように連続して建てられた家

図 2-3 火災危険度の地域別割合 (%)
(1993年イングランド及びウェールズ)

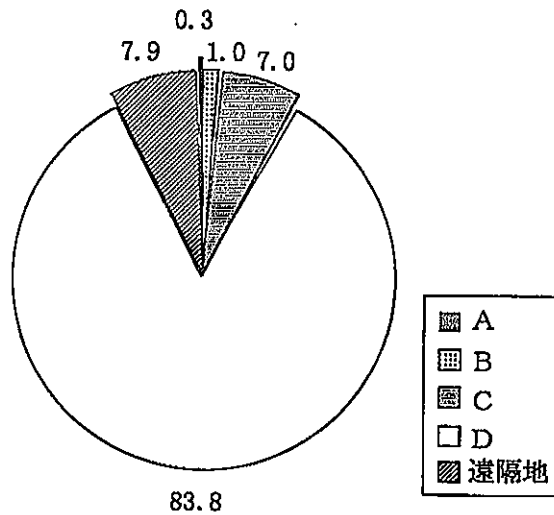


表 2-3 に示すように、火災危険度別の消防車の到着所要時間が定められている。各消防機関はこの基準を満足するように、消防署、人員、資機材の配置を行わなければならない。

表 2-3 火災危険度別消防車到着所要時間

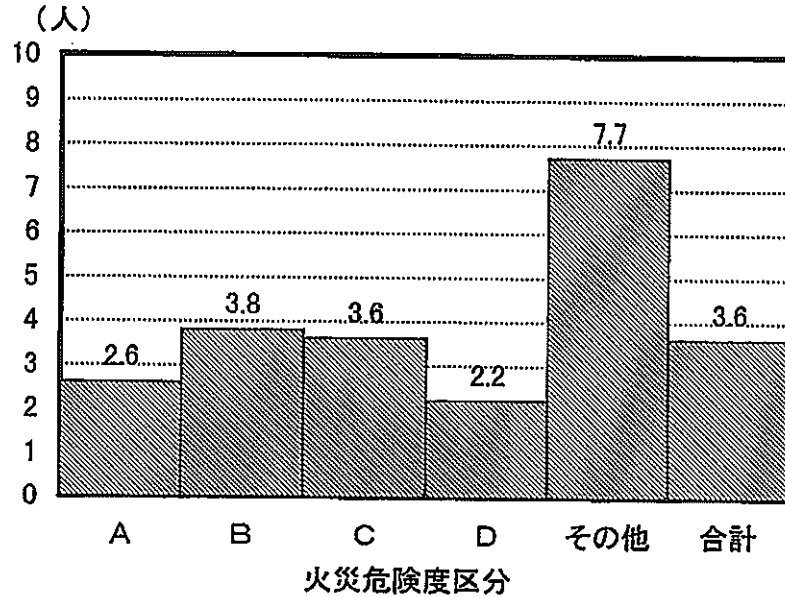
| 火災危険度 | 消防車の到着所要時間 (分) | | | 第一出動 合計台数 |
|-------|----------------|-----|-----|--------------|
| | 1台目 | 2台目 | 3台目 | |
| A | 5 | 5 | 8 | 3 |
| B | 5 | 8 | | 2 |
| C | 8~10 | | | 1 |
| D | 20 | | | 1 |

最近のAの地域では、建築物の近代化、消防用設備等の充実・高性能化、夜間の人口の減少等の理由で、火災1,000件あたりの死者の数は減少している。一方、主として住宅地であるCの地域における火災1,000件あたりの死者数が、図 2-4 に示すように、Aの地域と比較して40%も高い数値を示している。

火災危険度は、建築物の大きさ、用途、密集度等によって決定されてきており、火災危険度に重要な影響を与える建築物の質、昼間・夜間の人口、社会経済的要素*1等が十分考慮されていない。このため、火災危険度Cのように、都市部から田園地域までの幅広い範囲をカバーしている地域では、実際に必要な消防力を決定する上で、柔軟な対応が困難になっている。

*1一般的に、経済的に貧しい階層における火災の発生率、火災による死者の発生率が高いとされている。

図2-4 火災危険度別死者数(火災1,000件あたり)
(1991年イングランド及びウェールズ)



3 火災の実態

1993年の英国火災統計(Fire Statistics 1993)によると、英国における火災による死者は702人で、徐々に減少する傾向にあるが、火災件数はやや増加傾向にあり、451,469件である。英国における火災による死者の割合は、100万人あたり約12人で、死者の70%以上は住宅において発生しており、高齢者の死亡する割合が高いなど、社会的問題としてクローズアップされている。

図2-5に、英国内の火災件数の推移をイングランド、ウェールズ、スコットランド及び北アイルランドの別に示す。

図2-5 英国における火災件数の推移

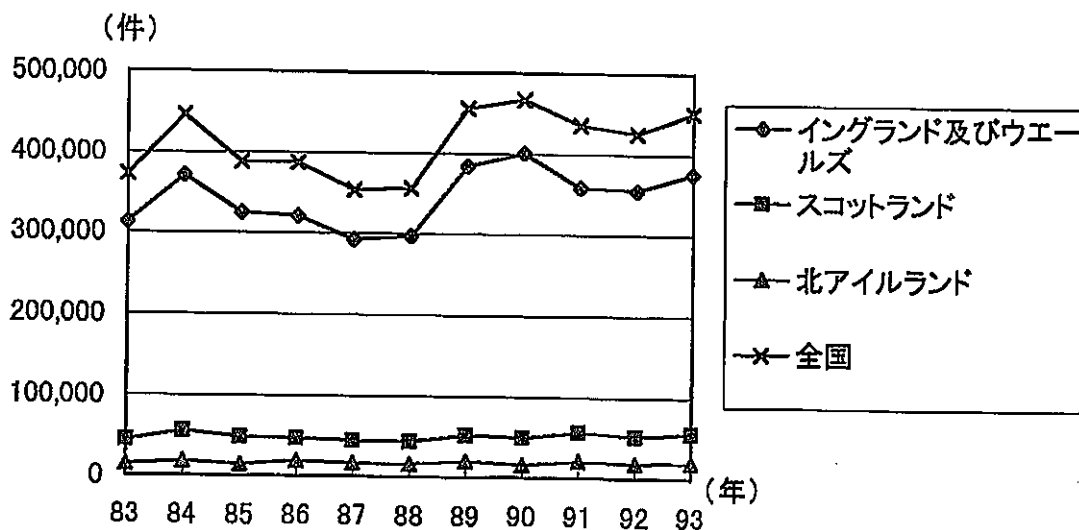


図2-6に、英国内の火災による死者率の推移をイングランド、ウェールズ、スコットランド及び北アイルランドの別に示す。

図2-6 人口100万人あたりの火災による死者率

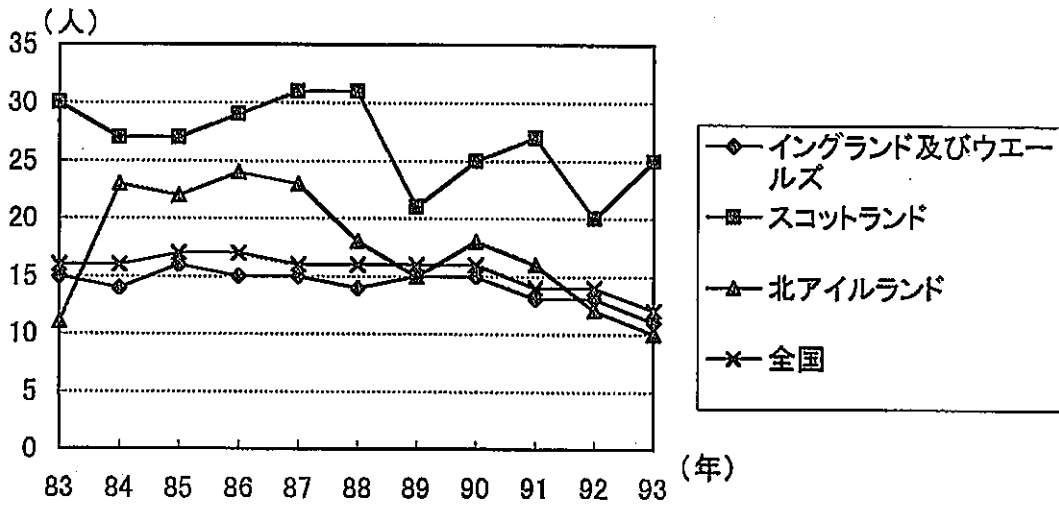
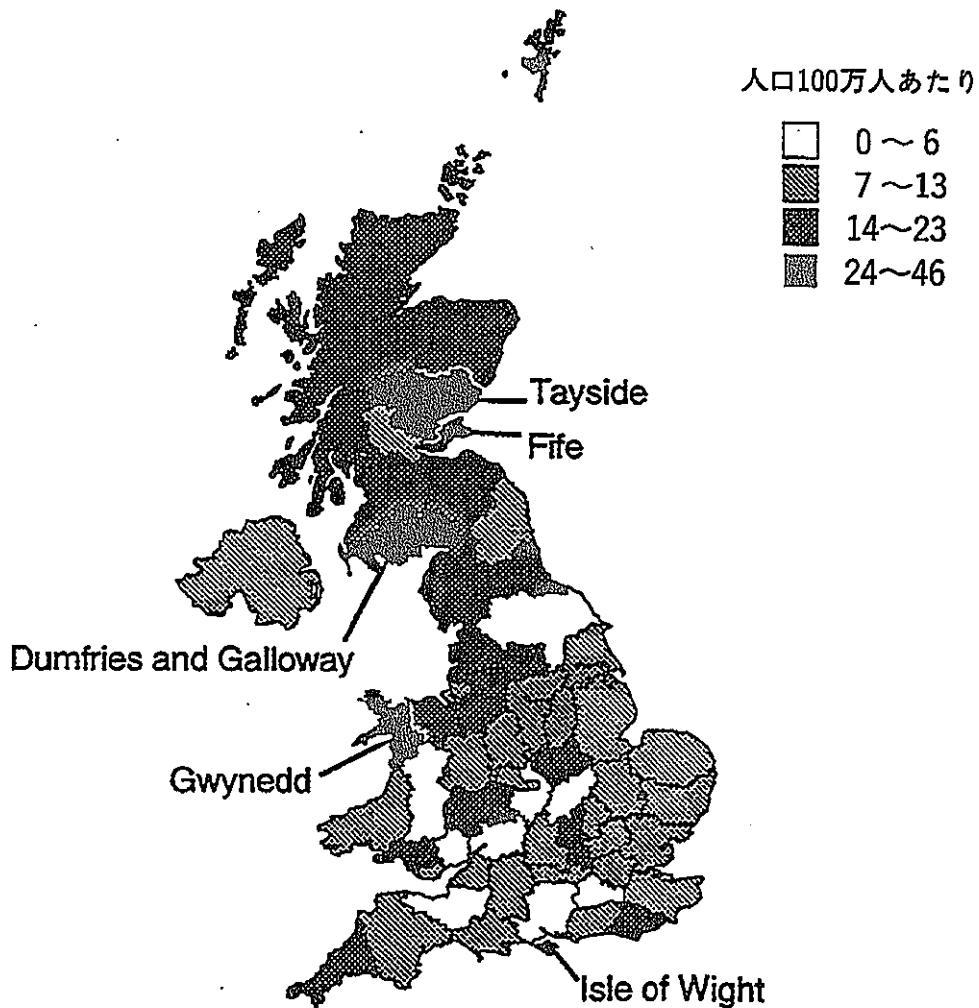


図2-7に、消防機関の管轄区域ごとの火災による死者率を示す。

なお、火災による死者等の日英比較については、後述する。

図2-7 消防機関の管轄区域別火災による死者率 (1993年)



第3節 消防大学 (Fire Service College)

消防大学 (Fire Service College) は、英国における消防職員の研修施設として、消防に関する高度な知識及び技術を教授することを目的として、1968年に設立された。ロンドンから北西におよそ100km離れたモートン・イン・マーシュ (グロスターシャー) に位置している。モートン・イン・マーシュは、観光地として人気の高いコッツウォールズ地方にあり、シェークスピアの生まれたストラットフォード・アポン・エイヴオンから、わずかな距離にある。

消防大学では、世界80カ国以上からの研修生を受け入れている。その約75%は、英国国内からの研修生であるが、その他の25%は、オランダ、ポーランド、スペイン、ブラジル、ニュージーランド、オーストラリア等からとなっている。研修生は、英国の消防職員、その他各国の消防職員、消防職員以外の研修生 (ほとんどは、石油化学工業関係者) 及び学位取得のための学生^{*1}からなっており、年間を通して、5,000人を超える研修生が学んでいる。ここでの研修期間は、2日のものから16週間に及ぶものまであり、一度に600人以上が滞在可能な研修生のための宿泊施設を完備している。



消防大学の演習施設 (左手前が航空機火災、中央奥が海上油井火災)

^{*1}例えば、ロンドンのサウスバンク大学では、消防工学 (Fire engineering) の学位取得のカリキュラムに、消防大学における講習が含まれている。

講師陣は、英国の消防機関から2～5年の契約で派遣されてくる者が80名、国家公務員(Civil Servant)が15人、財政、管理、物理、化学、建築、コンピュータ等に関する民間からの専門家が30人程度である。また、調理等のために100人、警備、ビル管理及びグラウンド整備のために50人程度が雇用されており、合計で約300人のスタッフが勤務している。

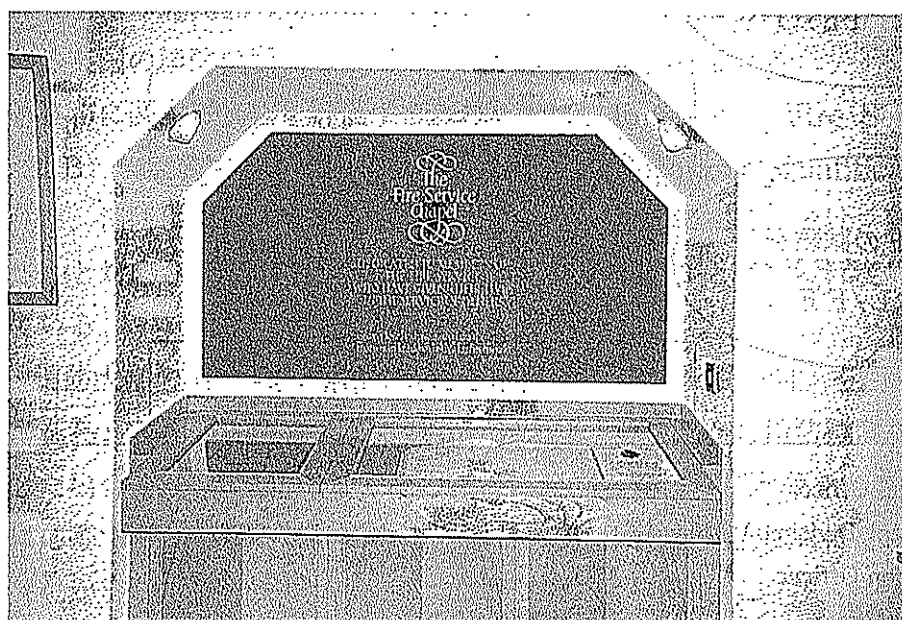
消防大学の敷地は、かつて、英国空軍の飛行場として使われていたもので、220ヘクタールの広さを誇っている。この敷地内には、様々な災害に対するための実大演習が可能な鉄道施設、高速道路、油田施設、危険物火災演習施設、航空機火災演習施設、船舶火災演習施設等が設けられている。

消防大学では、技術研修の他に、火災及び安全に関する幅広い分野の座学研修も行っている。代表的なものとしては、英国及び国外の消防職員の研修、防火管理セミナー、石油化学コース等がある。

その他、消防大学には、図書館、スポーツジム、チャペル等の施設が整備されている。中でも、チャペルは、英国消防職員の殉職者を奉るためのものである。そこには、革装の台帳が2冊、1年の前半・後半に分かれて置いてある。毎日、その日の日付のページが開かれるが、そこには、これまで同月同日に殉じた消防職員の名前が記されている。身内を亡くした者も、しばしばここを訪ねると聞いた。

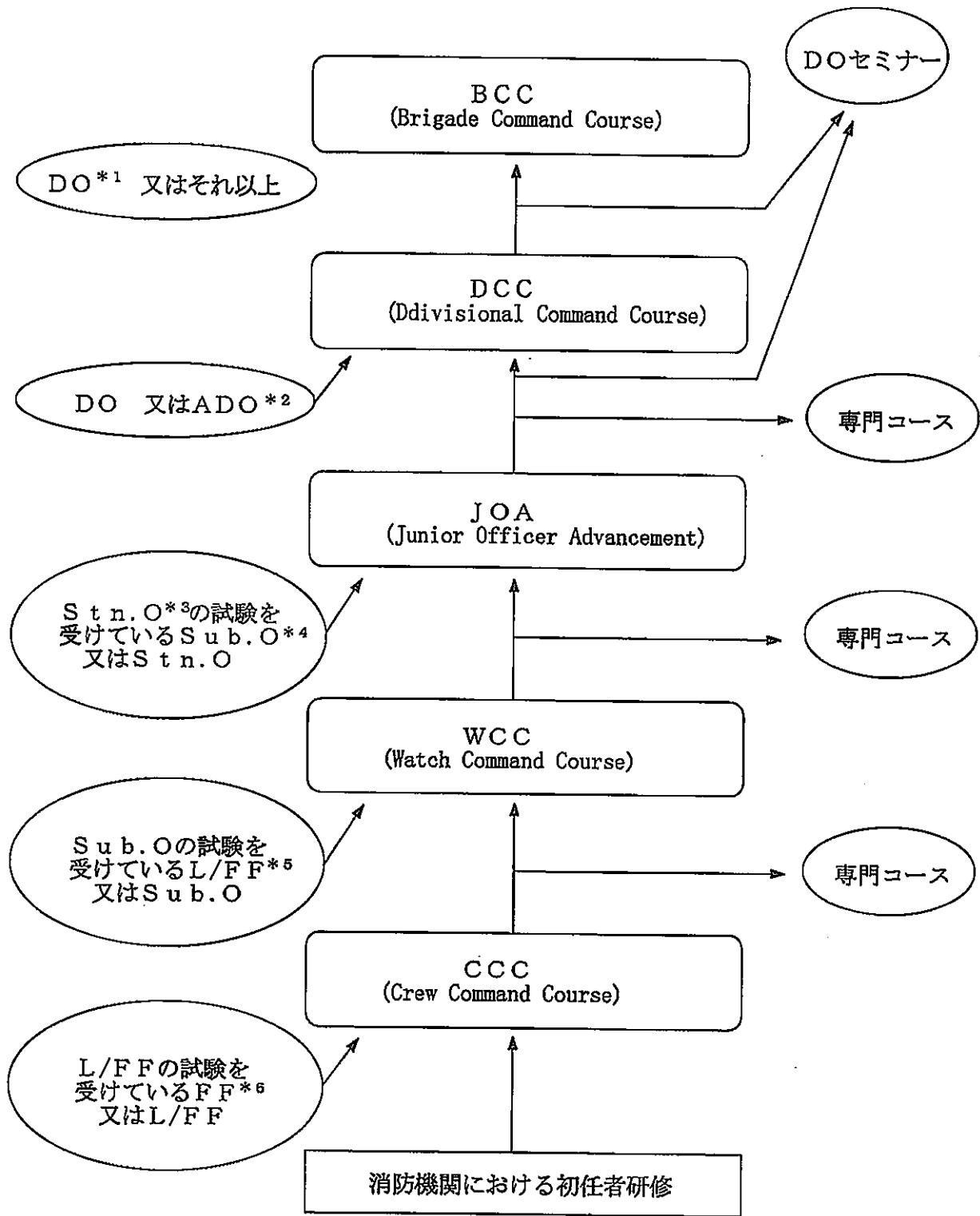
消防職員は、前述の階級に沿って、国家試験、面接、選考等によって昇任していくことになっている。消防職員の採用直後の研修・トレーニングは、各消防機関で実施している。

消防大学では、図2-8に示すように、消防職員の階級に応じて、適切なコースを提供



消防大学にあるチャペル（手前の台帳に殉職者の名前が記されている。）

図2-8 消防大学における消防職員研修フロー



*1DO: Divisional Officer

*2ADO: Assistant Divisional Officer

*3Stn. O: Station Officer

*4Sub. O: Sub Officer

*5L/FF: Leading Firefighter

*6FF: Firefighter

している。主なものは、次のとおりである。

① Crew Command Course : C C C

Leading Fire Fighter の試験を受けている Fire Fighter あるいは Leading Fire Fighter が受講するコース。

② Watch Command Course : W C C

Sub Officer の試験を受けている Leading Fire Fighter 又は Sub Officer が受講するコース。

③ Junior Officer Advancement : J O A

Station Officer の試験を受けている Sub Officer 又は Station Officer が受講するコース。

④ Divisional Command Course : D C C

Divisional Officer 及び Assistant Divisional Officer が受講するコース。

⑤ Brigade Command Course : B C C

Divisional Officer あるいは、それ以上の上級の消防幹部が受講するコースで、英国の消防機関の消防長に任命されるためには、必修の研修である。

さらに、消防職員の階級に応じて、空気呼吸器、火災原因調査、危険物、交通事故、火災予防等様々な専門コースが用意されている。消防業務の高度化に対応するための教育を実施する英国唯一の機関として位置づけられている。

消防大学は、内務省の一機関であったが、1992年に、エグゼクティブ・エイジェンシー・ステイタスを与えられ(エイジェンシーについては後述する)、内務大臣の監督下にあるものの、財政的には独立した運営を行っている。消防大学の提供するコースは、コースによって研修生一人当たり週700から800ポンドが研修費として必要なものもあり、財政的に苦しいと言われる英国の消防機関にとっては、大きな負担となっている。

近年、消防業務に関する資格を評価する基準として、Emergency Fire Services Lead Bodies (EFSLB) の実施する国家職能評価 (National Vocational Qualification: NVQ) がある。これは、消防に関する資格をレベル2からレベル5にまでに分け、職務に要求される能力レベルと対応させている。消防大学のコースのレベルともある程度対応していると考えられている。

英国では、消防大学の実施する研修、NVQ等、消防職員の資質の向上を図り、全国統一的な資格基準を与える仕組みが確立している。例えば、いずれかの消防機関であるポストに空席が生じた場合、英国の消防職員でその職務に適する資格及び階級を有している者が、そのポストに応募することが一般的である。通常、高い階級の消防職員ほど、異なる消防機関の間の異動が容易である。

第4節 英国消防の改革

1 消防組織の変化

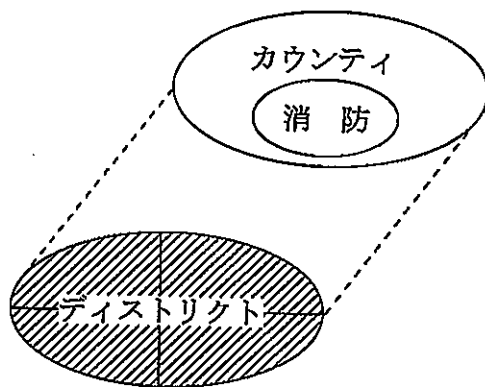
第二次世界大戦後、消防の実施主体が地方団体に移行されて以来、英国で行われた地方団体の再編に伴い、第1章「英国消防の歴史」において述べたように、消防体制も逐次変化してきている。この変化によって、本章第1節「2 地方の消防組織」ですでに述べたように、現在、英国における消防組織の種類は、大きく4つのタイプに分かれている。

(1) カウンティ（県）消防（County Fire Authorities (Shire Fire Authorities)）

1947年の消防法の制定以降の典型的な英国の消防で、日本の都道府県に相当する上層の地方団体カウンティが、当該管轄区域内の消防業務を行っている。

図2-9に、カウンティ消防の構造を模式的に示す。

図2-9 カウンティ消防の構造

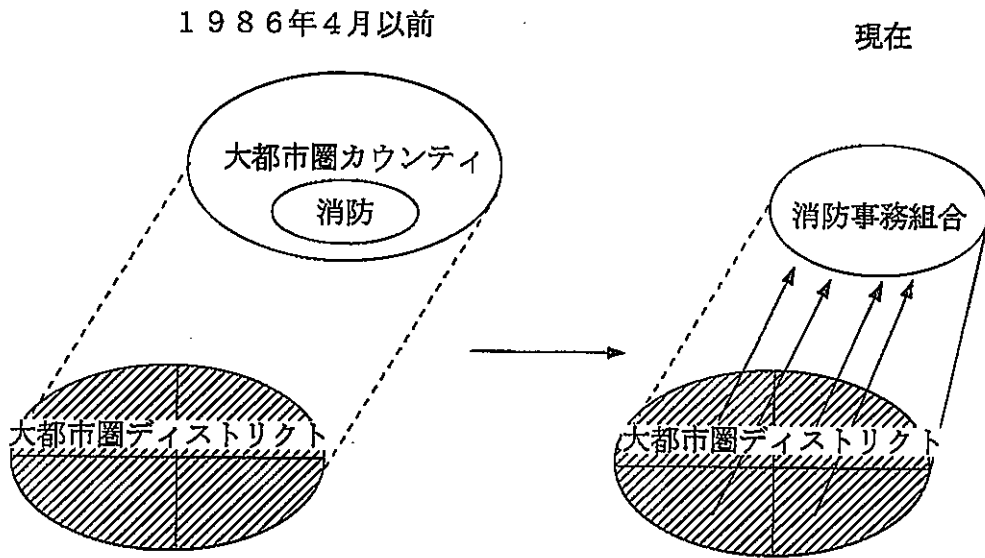


(2) 大都市圏消防事務組合（Fire and Civil Defence Authorities）

1986年の地方団体の構造改革の結果、グレーター・ロンドン及び6つの大都市圏の上層の地方団体が廃止され、大都市圏ディストリクト等による事務組合が消防業務を行っている。

図2-10に、1986年の地方団体の構造改革における大都市圏消防の構造の変化を模式的に示す。

図 2-10 大都市圏消防の構造の推移

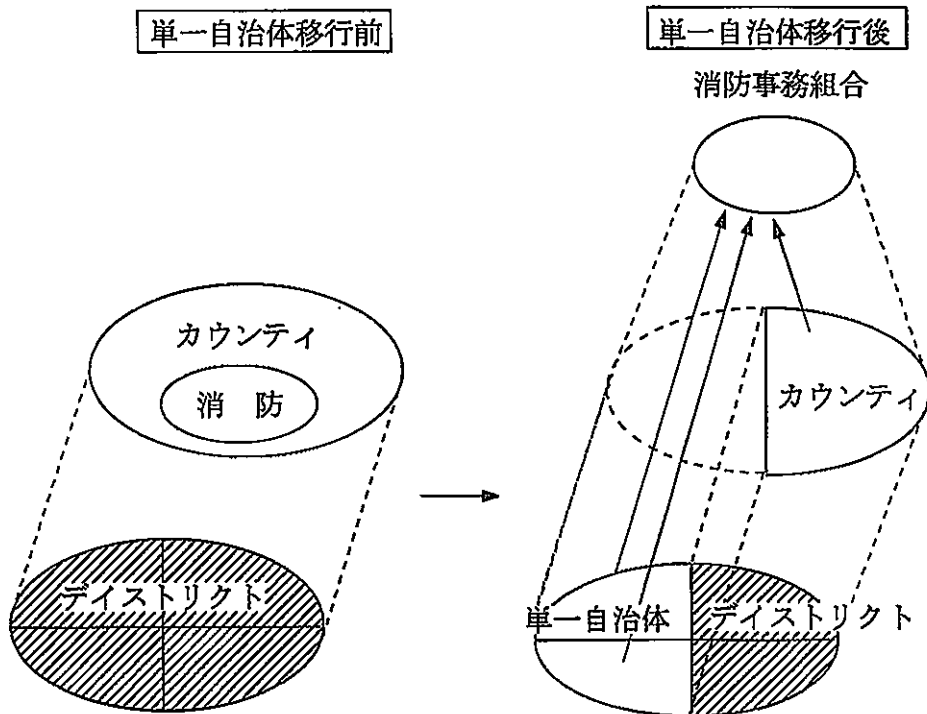


(3) 単一自治体等消防事務組合 (Combined Fire Authorities)

1992年以降の地方団体の構造改革によって誕生した単一自治体等が事務組合を作って、消防業務の実施主体となるのが単一自治体等消防事務組合である。1996年4月1日現在では、次図に示すようなカウンティと単一自治体とが事務組合をつくって消防業務を行っている例は、ノース・ヨークシャー消防事務組合 (North Yorkshire Fire Brigade) のみであり、その他は、すべて単一自治体のみで事務組合となっている。

図 2-12に、カウンティ消防から単一自治体等消防事務組合への変化を模式的に示す。

図 2-11 カウンティ消防から単一自治体等消防事務組合への変化



(4) 単一自治体消防 (Unitary Authorities)

1992年以降の地方団体の構造改革により誕生した一層制の単一自治体が単独で消防業務を行っている。イングランドの場合、ワイト島 (Isle of Wight) 消防、スコットランドの場合、ダンフリーズ・アンド・ギャロウェイ消防 (Dumfries and Galloway Fire Brigade) 及びファイフ消防 (Fife Fire Brigade) が、これに相当する。

英国地方団体及び消防機関 (北アイルランドを除く) は、表2-4のとおりとなっている。

表2-4 英国地方団体及び消防機関 (1996年4月1日現在)

| 地方団体の構造 | | | | 消防機関 | |
|---------|------|-----|--|------|------------|
| | | | | 数 | 種類 |
| イングランド | ロンドン | 一層制 | シティ (City) 1、バラ (Borough) 32 | 1 | 大都市圏消防事務組合 |
| | 大都市圏 | 一層制 | 大都市圏ディストリクト (Metropolitan District) 36 | 6 | 大都市圏消防事務組合 |
| | 地方圏 | 二層制 | 地方圏カウンティ (County) 34 | 34 | 県消防 |
| | | | 地方圏ディストリクト (District) 274 | | |
| | | 一層制 | 単一自治体 (Unitary Authority) 14 | 4 | 消防事務組合 |
| | | | | 1 | 単一自治体消防 |
| ウェールズ | | 一層制 | 単一自治体 (Unitary Authority) 22 | 3 | 消防事務組合 |
| スコットランド | | 一層制 | 単一自治体 (Unitary Authority) 32 | 6 | 消防事務組合 |
| | | | | 2 | 単一自治体消防 |
| 北アイルランド | | 一層制 | ディストリクト (District) 26 | 1 | 北アイルランド消防 |

1996年4月1日現在の英国 (北アイルランドを除く) の消防機関の名称は、次のとおりである。

・イングランド・カウンティ (県) 消防機関：34

Bedfordshire

Berkshire

Buckinghamshire

Cambridgeshire

Cheshire

Cornwall

Cumbria

Kent

Lancashire

Leicestershire

Lincolnshire

Norfolk

Northamptonshire

Northumberland

Derbyshire

Devon

Dorset

Durham

East Sussex

Essex

Gloucestershire

Hampshire

Hereford and Worcester

Hertfordshire

Nottinghamshire

Oxfordshire

Shropshire

Somerset

Staffordshire

Suffolk

Surrey

Warwickshire

WestSussex

Wiltshire

- ・ イングランド単一自治体消防事務組合： 4

Avon

Cleveland

Humberside

North Yorkshire

- ・ イングランド単一地方自治体消防機関： 1

Isle of Wight

- ・ ロンドン及び大都市圏消防事務組合： 7

London

Greater Manchester

Merseyside

South Yorkshire

Tyne and Wear

West Midlands

West Yorkshire

- ・ ウェールズ単一自治体消防事務組合： 3

Mid and West Wales

South Wales

North Wales

- ・ スコットランド単一地方自治体消防機関： 2

Dumfries and Galloway

Fife

- ・ スコットランド単一自治体消防事務組合： 6

Central

Grampian

Highland and Islands

Lothian and Borders

Strathclyde

Tayside

2 英国消防の財政（標準支出評価）

英国の地方財政を決定する重要な要素として、中央政府から地方団体に分配される地方交付金（Revenue Support Grant: RSG）^{*1}及び地方交付金の配分のために用いられる標準支出評価があげられる。

英国の地方交付金は、地方団体間の財政力格差及び財政負担格差の解消のため、当該交付金の適切な配分を通じて、均てん化を図ることを目的とした地方財政調整制度である。地方交付金は、特別補助金、非居住者用資産レイト（Non-Domestic Rate）^{*2}等とともに、地方団体に対する国庫補助金の一つである。

この地方交付金を算定するために、中央政府は、1990年度から、日本の基準財政需要額に相当する標準支出評価額（Standard Spending Assessment: SSA）を用いている。各団体の地方交付金配分額は、SSA から非居住者用資産レイト配分額及び日本の基本財政収入額に相当する標準カウンシルタックス^{*3}収入額（理論計算値：Council Tax for Standard Spending）を引いたものである。

SSA は、教育、社会福祉、警察、消防、道路メンテナンス、その他のサービス及び資本財務の7つの分野について算出される。その他のサービスとは、レジャー、図書館、博物館、清掃、ゴミ処理、都市計画等の業務を含んでいる。SSA は、地方団体に対して、個々の分野別に提示されるのではなく、トータルとして示される。SSA に基づいて、地方団体への中央政府からの地方交付金額が決定される。

表2-5に、1996年度のSSAの全国総額とその内訳を示す。

消防費は、1996年のイングランド及びウェールズに対するSSA総額の3.0%を占めている。実際には、政府の消防に関するSSAよりも多くの支出をしている地方団体が多く、1995年度の実績で、イングランド及びウェールズの消防機関では、中央政府の決定よりも、平均で10.6%多く支出している。

消防に関するSSAについては、その算定方法が、消防機関のニーズを十分反映していないという理由で、様々な議論がなされている。1995年度には、算定方法に「海岸線の延長」の要素が組み込まれた。これは、海岸線を多く有しているような消防機関では、周辺消防からの応援協力（Cross Border Assistance）が得にくいため、独自にその分の対応が必要なこと、海上での火災等に対応しなければならないこと等が考慮された結果である。また、

^{*1}日本の普通交付税に類似する。

^{*2}非居住者資産に課税され、国税として地方団体により徴収され、人口に応じて地方団体に分配される。

^{*3}カウンシルタックス：英国唯一の地方税

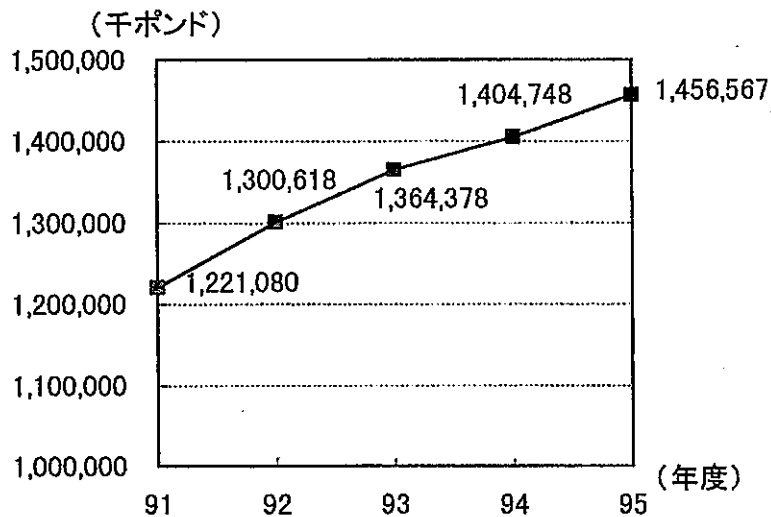
表 2-5 1996年度 SSA 内訳(イングランド及びウェールズ)

| サービスの種類 | 百万ポンド | % |
|----------|--------|-------|
| 教 育 | 17,764 | 44.2 |
| 社 会 福 祉 | 6,909 | 17.2 |
| 警 察 | 3,002 | 7.5 |
| 消 防 | 1,185 | 3.0 |
| 道路メンテナンス | 1,759 | 4.4 |
| その他のサービス | 7,397 | 18.4 |
| 資 本 財 務 | 2,142 | 5.3 |
| 総 額 | 40,157 | 100.0 |

1996年度からは、1995年2月に発表された中央監査委員会の報告書の勧告を受けて、消防職員の年金及び火災予防業務関係の項目が考慮されるようになった。

図 2-12に、英国の消防費（北アイルランドを除く）の過去5年間の推移を示す。

図 2-12 英国の消防費の推移（北アイルランドを除く）



1996年度の消防のSSAは、次のような条件を考慮して計算された。

- (1) 人口
- (2) 地域の特徴（人口密度、海岸線の延長、火災危険度Aの地域の面積）
- (3) 火災通報等の数（火災、誤報、交通事故等）
- (4) 火災予防業務執行
- (5) 火災予防教育対象
- (6) 消防職員年金

(1)から(3)までが人口要素、(4)及び(5)が火災予防要素をそれぞれ決定するための項目である。人口要素と火災予防要素の和に地域補正係数を乗じ(6)の消防職員年金を加えた値に調整係数を乗じたものが消防に関する SSA の値となる。1996年度の消防に関する SSA の計算は次のように行われた。

①人口要素 (Population-based Element: PBE) (単位ポンド)

PBE は、標準固定費用 (£6.80)、人口：P (人)、人口密度 (人口を考慮した加重平均)：D (人/ヘクタール)、海岸線の延長：L (キロメートル)、火災危険度 A の面積：A (ヘクタール)、火災等の数：N (件) を次の計算式に当てはめて計算される。

$$PBE = P \times \left[\text{£}6.80 + \text{£}0.85 \times D + \frac{\text{£}4.35 \times L}{P} + \frac{\text{£}399.56 \times N}{P} + \frac{\text{£}552.62 \times A}{P} \right]$$

②火災予防要素 (Fire Safety Element: FSE) (単位ポンド)

FSE は、火災予防業務執行実績 (件) (Fire Safety Enforcement: FSE) に定数を乗じたものに、火災予防教育対象 (人) (Fire Safety Education: FSE) に定数を乗じたものの和である。

$$FSE = \text{£}80.76 \times FSE_{EN} + \text{£}0.19 \times FSE_{ED}$$

③消防 SSA (単位ポンド)

地域補正係数 (Area Cost Adjustment: ACA) を人口要素及び火災予防要素の合計に乘じ、消防年金 (Fire Service Pension: FSP) を加えたものに、調整係数 (Scaling Factor: SF) を乗じる。地域補正係数は、地域間格差を補正するための定数。例えば、ロンドンでは 1.1809、ウエストミッドランドでは、1.0000 である。調整係数は、0.999947 となっている。

$$\text{消防 SSA} = \{ACA \times (PBE \times FSE) + FSP\} \times SF$$

次に、ロンドン及びウエストミッドランドにおける 1996 年度消防 SSA の実例を示す。

○ロンドンの例

①人口要素：160.565 (百万ポンド)

標準固定費用 (£6.80)

人口 (P (人))：6,967,541

人口密度 (D (人/ヘクタール)) 9.5756

海岸線の延長：L (キロメートル) 0

火災危険度 A の地域の面積：A (ヘクタール) 16,058

火災等の数：N (件) 119,134

②火災予防要素：14.347（百万ポンド）

火災予防業務執行実績（件）162,852

火災予防教育対象（人）6,289,096

③合計：247.698（百万ポンド）= $\{(\text{①}+\text{②})\times 1.1809+41.158\}\times 0.999947$

地域補正係数：1.1809

消防職員年金：41.158（百万ポンド）

調整係数：0.999947

○ウエストミッドランドの例

①人口要素：54.41（百万ポンド）

標準固定費用（£6.80）

人口（P（人））：2,627,805

人口密度（D（人／ヘクタール））5.7788

海岸線の延長：L（キロメートル）0

火災危険度Aの地域の面積：A（ヘクタール）4,135

火災等の数：N（件）53,428

②火災予防要素：4.94（百万ポンド）

火災予防業務執行実績（件）56,280

火災予防教育対象（人）2,076,857

③合計：67.478（百万ポンド）= $\{(\text{①}+\text{②})\times 1.0000+8.132\}\times 0.999947$

地域補正係数：1.0000

消防職員年金：8.132（百万ポンド）

調整係数：0.999947

3 エグゼクティブ・エイジェンシー（Executive Agency）

英国では、1988年のイビス（Ibbs）報告によって、政府の執行機能の一部を担当省庁の部に代わって行ういわゆるエグゼクティブ・エイジェンシー（以下「エイジェンシー」という。）の設立が提案された。すなわち、政府が提供するサービスのかなりの部分をエイジェンシーに委ね、政府自身は、政策を保証するスポンサーとして、政策立案、研究、監査機能等の限られた中核的機能を担うというものである。1996年10月現在、125のエイジェンシーが存在している。これらは、エイジェンシーに移行後、3～5年ほどの運営実績を考慮した上で、さらに次のステップとしての廃止、民営化等の手段が取られる場合もある。

エイジェンシーは、その地位によって、2つに分けることができる。1つは、レヴェニュー・ステイタスをもつもの、もうひとつはトレーディング・ファンド・ステイタスをも

つものである。

(1) レヴェニュー・ステイタス (Revenue Status)

多くのエイジェンシーは、このレヴェニュー・ステイタスに該当する。これらは、取引会計によってすべての経常費をカバーしなければならない。この取引会計には、現在の資本支出及び将来の資本支出計画は含まれていない。また、固定資産は、監督官庁の所有のまま、資本支出を行おうとする場合には、監督官庁と協議する必要がある。

例 公務員大学、刑務所、建築研究所

(2) トレーディング・ファンド・ステイタス (Trading Fund Status)

トレーディング・ファンド・ステイタスは、レヴェニュー・ステイタスの機能に加えて、監督官庁からの固定資産の購入又は賃借のため、借入れを行うことができるとともに、独自に資本投資計画を策定することができる。

例 消防大学

消防大学は、後者のトレーディング・ファンド・ステイタスを有するエイジェンシーである。1992年のエイジェンシー移行の際に、固定資産の購入及び土地の賃借のために、消防大学ではおよそ3千万ポンドの借り入れを行った。また、新しい宿泊施設の建設及び航空機火災実大演習施設の設置を行った。最初の2年間は赤字運営を予想されていたが、その後も状況は改善されていない。このため、今後の消防大学の動向について、次のような様々な憶測を呼んでいる。①エイジェンシーから再び内務省の一機関に戻る、②フル・トレーディング・ステイタスからレヴェニュー・ステイタスのエイジェンシーに戻る、③地域ごとの消防訓練施設の設置にともない、消防大学の役割が、消防長に昇任するために必要な講習 (Brigade Command Course: BCC) 及び消防職員以外に対する教育に絞られる等である。

エイジェンシーの長は、事務総長 (Chief Executive) とよばれ、国家公務員である場合とそうでない場合とがある。事務総長は、各担当大臣の監督下に置かれている。

担当大臣は、管下のエイジェンシーについて、究極的には責任を負うことになる。担当大臣の役割は、①エイジェンシーの業務に関する政策的枠組みを決定し、その業務を遂行するために必要な権限を与えること、②エイジェンシーに対して予算の配分及び予算の承認を行うこと、③エイジェンシーの達成目標を設定し、それに対するエイジェンシーの業務計画の承認を行うこと、④エイジェンシーの業績を監視・評価し、国会に報告することである。

次に、1996年10月時点でのエグゼクティブ・エイジェンシーの一覧表を示す。

1996年10月現在のエイジェンシー及びその職員数

| NEXT STEPS - EXECUTIVE AGENCIES ESTABLISHED AS AT 1 OCTOBER 1996 | Staff ¹ |
|--|--------------------|
| ADAS | 1,620 |
| Army Base Repair Organisation ² | 3,080 |
| Army Base Storage and Distribution Agency ^{2,3} | 5,200 |
| Army Individual Training Organisation ⁴ | 10390 |
| Army Technical Support Agency ² | 1,115 |
| Building Research Establishment | 645 |
| Business Development Service ⁴ | 280 |
| Cadw: Welsh Historic Monuments | 195 |
| CCTA | 260 |
| Central Office of Information | 415 |
| Central Science Laboratory | 630 |
| Civil Service College | 250 |
| COASTGUARD | 530 |
| Companies House | 825 |
| Compensation Agency ⁴ | 120 |
| Construction Service ⁴ | 725 |
| Court Service | 9,705 |
| Defence Analytical Services Agency | 105 |
| Defence Animal Centre ² | 185 |
| Defence Bills Agency | 655 |
| Defence Clothing and Textiles Agency ² | 515 |
| Defence Codification Agency | 160 |
| Defence Dental Agency ² | 835 |
| Defence Evaluation and Research Agency | 12,255 |
| Defence Intelligence and Security Centre ² | 435 |
| Defence Postal and Courier Services Agency ² | 500 |
| Defence Secondary Care Agency ² | 2,045 |
| Defence Transport and Movements Executive ² | 225 |
| Disposal Sales Agency ^{2,3} | 80 |
| Driver and Vehicle Licensing Agency | 3,555 |
| Driver and Vehicle Licensing Northern Ireland ⁴ | 215 |
| Driver and Vehicle Testing Agency ⁴ | 285 |
| Driving Standards Agency | 1,490 |
| Duke of York's Royal Military School | 95 |
| Employment Service | 34,485 |
| Environment and Heritage Service ⁴ | 345 |
| Fire Service College | 225 |
| Forensic Science Agency of Northern Ireland ⁴ | 120 |
| Forensic Science Service | 750 |
| Forest Enterprise ⁵ | 2,765 |
| Government Property Lawyers | 110 |
| Government Purchasing Agency ⁴ | 60 |
| Health Estates ⁴ | 135 |
| Highways Agency | 1,645 |
| Historic Royal Palaces Agency | 425 |
| Historic Scotland | 570 |
| HM Land Registry | 8,085 |

| | |
|--|--------|
| HM Prison Service | 38,000 |
| Hydrographic Office ² | 750 |
| Industrial Research and Technology Unit ⁴ | 150 |
| Insolvency Service | 1,295 |
| Intervention Board | 860 |
| Joint Air Reconnaissance Intelligence Centre ² | 480 |
| Land Registers of Northern Ireland ⁴ | 215 |
| Logistic Information Systems Agency ² | 245 |
| Marine Safety Agency | 350 |
| Meat Hygiene Service | 795 |
| Medical Devices Agency | 140 |
| Medical Supplies Agency ² | 250 |
| Medicines Control Agency | 375 |
| Meteorological Office | 1,985 |
| Military Survey ² | 1,195 |
| Ministry of Defence Police | 3,860 |
| National Savings | 4,650 |
| National Weights and Measures Laboratory | 50 |
| Naval Aircraft Repair Organisation ² | 1,530 |
| Naval Manning Agency ² | 260 |
| Naval Recruiting and Training Agency ² | 5,355 |
| NHS Estates | 135 |
| NHS Pensions Agency | 415 |
| Northern Ireland Child Support Agency ⁴ | 860 |
| Northern Ireland Prison Service ⁴ | 3,435 |
| Northern Ireland Statistics and Research Agency ⁴ | 185 |
| Office for National Statistics | 3,040 |
| Ordnance Survey | 1,905 |
| Ordnance Survey of Northern Ireland ⁴ | 190 |
| Patent Office | 730 |
| Pay and Personnel Agency | 890 |
| PAYMASTER | 610 |
| Pesticides Safety Directorate | 190 |
| Planning Inspectorate | 605 |
| Planning Service ⁴ | 405 |
| Property Advisers to the Civil Estate | 250 |
| Public Record Office | 435 |
| Public Record Office of Northern Ireland ⁴ | 70 |
| Public Trust Office | 555 |
| Queen Elizabeth II Conference Centre | 55 |
| Queen Victoria School | 70 |
| Radiocommunications Agency | 525 |
| RAF Maintenance Group Defence Agency ² | 8400 |
| RAF Signals Engineering Establishment ² | 1,330 |
| RAF Training Group Defence Agency ² | 7,220 |
| Rate Collection Agency ⁴ | 235 |
| Registers of Scotland | 1,075 |
| Rivers Agency ⁴ | 500 |
| Roads Service ⁴ | 2,325 |
| Royal Mint | 985 |
| Royal Parks Agency | 245 |
| Scottish Agricultural Science Agency | 130 |
| Scottish Court Service | 825 |
| Scottish Fisheries Protection Agency | 250 |
| Scottish Office Pensions Agency | 170 |
| Scottish Prison Service | 4,505 |

| | |
|--|---------------------------------------|
| Scottish Record Office | 120 |
| Security Facilities Executive | 1,050 |
| Service Children's Education ³ | 1,775 |
| Social Security Agency (Northern Ireland) ⁴ | 4,655 |
| Social Security Benefits Agency | 71,880 |
| Social Security Child Support Agency | 6,905 |
| Social Security Contributions Agency | 7,280 |
| Social Security Information Technology Services Agency | 1,930 |
| Social Security War Pensions Agency | 1,230 |
| Student Awards Agency for Scotland | 120 |
| The Buying Agency | 120 |
| Training and Employment Agency (Northern Ireland) ⁴ | 1,250 |
| Treasury Solicitor's Department | 380 |
| United Kingdom Passport Agency | 1,555 |
| Valuation and Lands Agency ⁴ | 305 |
| Valuation Office | 4,430 |
| Vehicle Certification Agency | 75 |
| Vehicle Inspectorate | 1,470 |
| Veterinary Laboratories Agency | 995 |
| Veterinary Medicines Directorate | 100 |
| Water Service ⁴ | 2,310 |
| Wilton Park | 30 |
| 125 in number | |
| | TOTAL AGENCY STAFF² |
| | 325,845 |
| | of which TOTAL CIVIL SERVANTS |
| | 300,505 |

| | |
|---|--------|
| HM Customs and Excise ⁹ (24 Executive Units) | 22,945 |
| Inland Revenue ⁹ (27 Executive Offices) | 51,660 |

TOTAL CIVIL SERVANTS WORKING ON NEXT STEPS LINES: 375,110

*¹July 1996 figures for home civil servants. Casuals are excluded. Figures are rounded to the nearest five.

*²Figures include April 1996 military personnel.

*³Figure includes full-time equivalent locally employed civilians.

*⁴Northern Ireland Civil Service. April 1996 figures for civil servants.

*⁵Forest Enterprise is staffed by Forestry Commission civil servants. July 1996 figures.

*⁶Departments operating fully on Next Steps lines. Staffing figure for Inland Revenue excludes the Valuation Office which is a free standing agency.

4 今後の課題

1995年2月に出された中央監査委員会 (Audit Commission) の報告書「In the Line of Fire」では、消防年金の問題、消防費の標準支出評価 (SSA) を行う際に火災予防業務の要素が考慮されていないこと等が指摘されていた。これを受けて、1996年度のSSAから、消防年金及び火災予防業務の要素が新たに考慮されるようになった。

しかし、消防機関のおかれた状況は、徹底的な効率化の追求、中央政府による予算圧迫という大きな流れは変わっていない。さらに、様々な法令の改正及び欧州連合指令 (EU Directive) 等の外からの圧力にも対応していかなければならないという厳しい状況にもおかれている。

英国の消防は、従来から、「消火」及び「救助」にスポットライトが当てられ、どちらかといえば受動的 (reactive) で、事態が起こってから対応するというスタンスであったが、最近では、火災の発生を抑制し、万が一火災が発生した場合でも、死者、負傷者、損害等の被害を最小限に止めるための火災予防に力を入れ、能動的 (proactive) なアプローチを行うようになってきている。また、火災原因調査の充実を図り、そのフィードバックにより火災予防行政の充実強化を図ろうという動きも見られる。さらに、関係機関との緊密な連携を図った火災予防に関する教育や啓蒙啓発のためのキャンペーンの実施が重要視されるようになっており、今後、益々、この傾向が強まると考えられている。

地域の火災危険度評価及びこれに基づいた消防力の整備についても、早期の対応が求められている。火災危険度を評価する方法は、もともと、1930年代から40年代にかけて構築されたものであるが、そのまま現在もなお用いられている。このため、建築物の用途、密集の度合い等を考慮して決定されるもので、昼夜の人口差や消防設備の整った新しい建築物における危険性の低減等を考慮に入れていない等、最新のリスクマネジメントの手法を用いていないため、実際の危険度を十分反映することができないと指摘されている。さらに、消防機関においては、消防力の整備について、地方レベルにおける柔軟な運用が認められていないのが実状であるため、消防力の効率的な整備が難しくなることが問題になっている。

消防業務の効率的な運営を進める上で、消防職員の新任教育を行うための消防機関共同の訓練施設の設定、あるいは、通信司令施設の共同使用が提案されている。また、広域に消防業務を行っている英国であるが、さらにスケールメリットを生かすために、より広域な消防 (Regional Fire Authority) を模索する動きもある。

第3章 消防行政

第1節 予防行政

1 火災と消防関係法令

現在、英国の火災予防関係法令は、1950年代から連続して起こった様々な火災を契機に逐次整備されてきたものが多い*1。英国においては、火災予防に関する統一的な法令があるというわけではなく、それぞれの法律が複雑に作用している。消防関係法令として代表的なものとしては、次のような法令が挙げられる。

- (1) 1971年火災予防法：Fire Precautions Act 1971 (FPA 1971)
- (2) 1987年スポーツを行う場所における火災安全及び安全に関する法律：Fire Safety and Safety of Places of Sport Act 1987 (FSSPSA 1987)
- (3) 1974年作業等における健康及び安全に関する法律：Health and Safety at Work etc. Act 1974 (HSWA 1974)
- (4) 石油類に関する法律等：Petroleum Acts
- (5) 1936-1961年公衆衛生法：Public Health Acts 1936-1961
- (6) 1984年建築基準法：Building Act 1984
- (7) 1947年消防法：Fire Services Act 1947
- (8) 1774年大都市における火災予防法：Fires Prevention (Metropolis) Act 1774
- (9) 1961年工場法：Factories Act 1961 (FA 1961)
- (10) 1963年事務所、店舗及び鉄道施設に関する法律：Offices, Shops and Railway Premises Act 1963 (OSRPA 1963)
- (11) 1972年可燃性液体及び液化石油ガスに関する規則：Highly Flammable Liquids and Liquefied Petroleum Gases Regulations 1972

次に、主な消防関係法令及びその制定の契機となった火災について解説する。

1956年2月23日に発生したヨークシャーのケイグリーの羊毛工場の火災では、8人の死者を生じた。1960年6月22日のリバプールのヘンダーソンズ・デパート火災では、死者11人を生じた。それぞれの火災がきっかけとなって、1961年工場法 (Factories Act 1961) 及び1963年事務所、店舗及び鉄道施設に関する法律 (Offices, Shops and Railway Premises Act 1963) が制定された。

*1パッチワークのようであると評されることもある。

また、1961年5月1日ボルトンの「最上階クラブ」での火災では19人の死者を出し、営業許可法（Licensing Act）に火災予防関係の規定が盛り込まれた。

11人が焼死した1969年12月26日エセックスのローズ・アンド・クラウン・ホテル火災は、1971年火災予防法（Fire Precautions Act 1971）の制定につながった。火災予防法制定後も、1973年8月2日に、マン島（Isle of Mann）のサマーランド・レジャーセンターで死者49人を出す火災が発生したが、マン島は英国本土とは異なる独自の条例を有していたことが批判され、本土の火災予防法と同様な規定とすることが求められた。また、マンチェスターでは、1979年5月8日にウルワース・デパートの火災により死者10人が発生したが、火災予防法に問題があるとは考えられなかった。

1985年5月11日ブラッドフォード市のサッカー競技場の火災は、死者56人を出し、1987年スポーツを行う場所における火災安全及び安全に関する法律（Fire Safety and Safety of Places of Sport Act 1987）が制定され、スポーツグラウンド等における安全に関する基準等が強化された。

死者31人を生じた1987年11月18日ロンドンの地下鉄キングスクロス駅の火災は、1989年地下鉄駅舎に関する火災予防規則（Fire Precaution (Sub-surface Railway Stations) Regulations 1989）につながった。

2 防火安全証明書（Fire Certificate）制度

英国では、デパート、ホテル等の多くの人々が利用する建築物等の火災に対する安全性を確保するために、防火安全証明書（以下「証明書」という。）という制度がある。これは、1971年火災予防法に基づいて、建築物又はその部分を一定の用途に供する場合に、防火安全上必要なハード面及びソフト面の安全対策を講じさせようとするものである。

英国における建築物の火災安全に関する規制は、大きく2つに分けることができる。一つは、建築物の設計及び建設に関する規制で、個人の住宅を含む新たに建設される建築物すべてに適用される。もう一つは、既存の建築物に関する安全管理を、定期的な検査、訓練等の予防的措置により実施するというものである。証明書の制度は、後者に相当する。

この証明書は、原則として、次に掲げる建築物又はその部分（以下「対象物」という。）に要求される。

- ・ ホテル、寄宿舎等
- ・ 病院、介護施設等
- ・ 劇場、映画館等
- ・ 学校、大学等
- ・ 図書館、博物館等
- ・ 店舗、工場、事務所及び鉄道施設

実際は、このうち、命令*1 (Statutory Instrument (SI)) により、内務大臣が指定したものが対象となっている。現在、命令により証明書が必要とされている対象物は、上記(1)及び(2)で、ホテル及び寄宿舍、さらに、工場、事務所、店舗及び鉄道施設である。これら以外の病院、劇場、学校、図書館等に対しては証明書は要求されていないが、それぞれの施設を管轄する機関によって防火安全に関する基準が定められており、これに従う必要がある。消防機関は、これらの施設の防火安全性の確保のための指導、助言等を管轄機関に代わって行っている。証明書に係る法令の仕組みは、次のとおりである。

基本となる法律は、1961年工場法、1963年事務所、店舗及び鉄道施設に関する法律及び1971年火災予防法であるが、なかでも、1971年火災予防法が根幹となっている。この法律は、その後、1974年作業等における健康及び安全に関する法律及び1987年スポーツを行う場所における火災安全及び安全に関する法律によって主な改正がなされている。

1995年3月31日現在、1971年火災予防法に基づいて、27,587件のホテル及び寄宿舍が、また、104,021件の店舗、工場、事務所及び鉄道施設が証明書を交付されている。1971年火災予防法の施行以前に、1961年工場法又は1963年事務所、店舗及び鉄道施設に関する法律に基づいて証明書が公布されている工場、事務所、店舗及び鉄道施設については、用途の変更等のない限り、従来の証明書は有効と見なされている。

証明書に、盛り込まれている内容は次のとおりである。

- ・用途
- ・火災時における避難の方法
- ・避難の手段を有効かつ安全に利用する方法 (誘導標識・誘導灯、非常用照明、防火戸等)
- ・消火設備の数及び場所
- ・警報設備の種類、数及び場所
- ・工場の場合は爆発性物質、可燃性物質等に関する情報

さらに、各消防機関において、次のような事項について要求することが一般的となっている。

- ・避難、消防設備についての適切な維持管理
- ・従業員の適切な訓練、訓練の記録
- ・収容人員の規定
- ・その他火災安全上必要な事項

*1 Statutory Instrument: 法規の効力を持つ英国の行政立法、行政機関の制定する命令・規則 (英米法辞典: 東京大学出版会)

図3-1 防火安全証明書に係る法令の体系

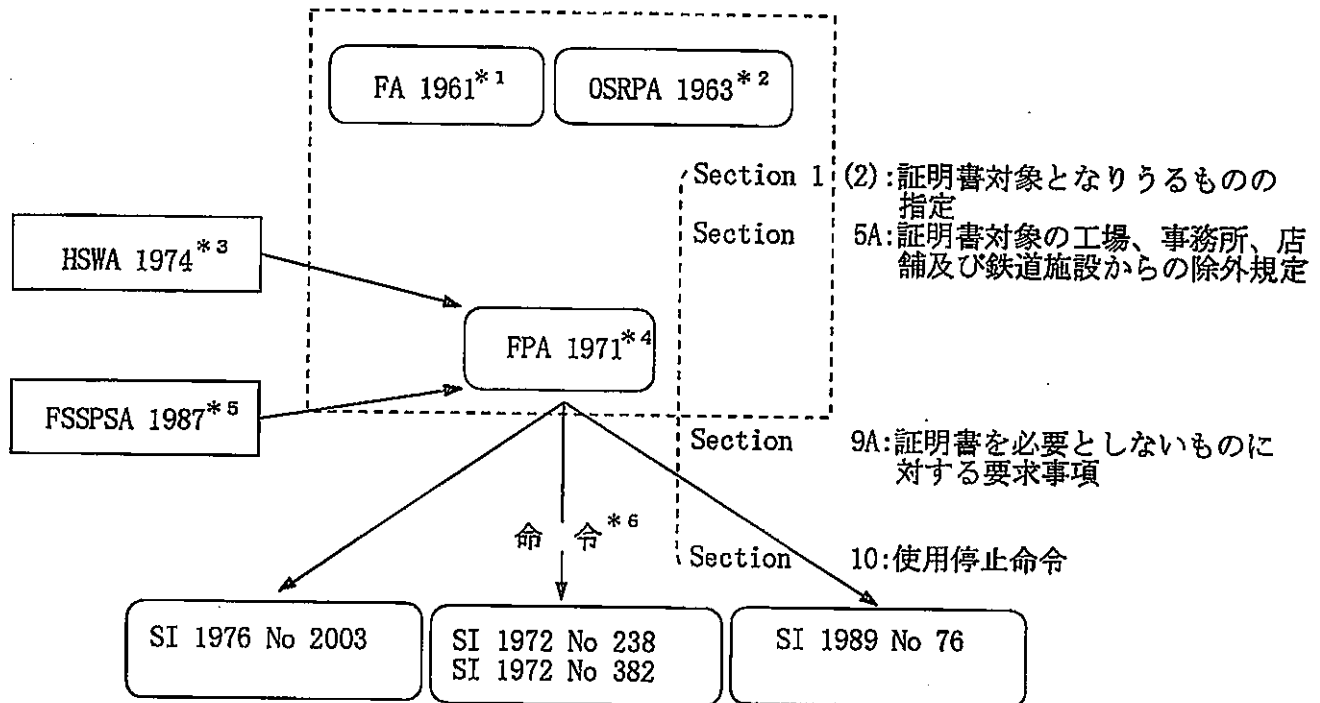


図3-1に、防火安全証明書に係る法令の体系を示す。

この証明書を必要としない場合であっても、必要な防火安全上の措置を講じなければならないことが、1971年火災予防法（Section 9A）に定められている。

証明書をを得るためには、対象物の所有者又は占有者は、消防機関に対して申請を行う必要がある。消防機関は当該対象物の査察を行った上で、防火安全対策が適切であると認められ得る場合には証明書を交付することとなる。また、防火安全対策が不十分である場合には、消防機関は改善ための手順を示し、期限内に改善の措置がとられた場合に、証明書を交付することとなる。

対象物に用途の変更がある場合には、所有者又は占有者は、消防機関にその旨を知らせなければならない。また、その他の防火安全上の条件に変更がある場合も同様である。この際、消防機関は、証明書の交付又は変更にあたり、手数料を課すことができることになっている。

*11961年工場法

*21963年事務所、店舗及び鉄道施設に関する法律

*31974年作業等における健康及び安全に関する法律

*41971年火災予防法

*51987年スポーツを行う場所における火災安全及び安全に関する法律

*6Fire Precautions (Factories, Offices, Shops and Railway Premises) Order 1989 (SI 1989 No 76), Fire Precautions (Hotels and Boarding Houses) Order 1972 (SI 1972 No 238, 382), Fire Certificates (Special Premises) Regulations 1976 (SI 1976 No 2003)

英国の消防機関は、定期的な予防査察を行うことは義務づけられていないが、火災安全について改善通告を行うことができる。さらに、防火安全性が確保されていないと判断される建築物に対しては、使用停止命令を発することができ、証明書に規定されていることに従わない場合には、罰則も用意されている。

英国でも、昨今の規制緩和の流れの中で、火災予防に関する規制についてもそのあり方が検討されている。証明書を必要としない対象物の範囲を広げ、関係者自らの責任で安全対策を行わせようという動きがある。関係者にリスクアセスメントの実施を義務づけ、それに基づいた安全対策を講じさせるとともに、定期的な訓練を行わせるといったソフト面の充実強化を図ろうとする検討がなされている。



Fire Precautions Act 1971

Fire Certificate

| Contents | |
|-----------------|---|
| Part A | Certification This contains the legal form of certification and general information on legal responsibilities, penalties and rights of appeal. Allocation of Responsibility This contains details of who is deemed responsible for ensuring that the requirements of the fire certificate (contained in Part C) are complied with. |
| Part B | The means of escape and other fire precautionary arrangements provided in these premises This contains details and explanations on the above arrangements. It should be read in conjunction with the plan(s) and Key to Plan Symbols for a clear understanding of all the fire safety arrangements in these premises. |
| Part C | Schedule of Requirements This contains details of how the means of escape and other fire precautionary arrangements provided in these premises are to be maintained and their effectiveness secured. |
| Rear | Log book, Section 8 package, General fire safety literature |

Note: Owners/occupiers of premises have a legal responsibility to ensure that the terms of this fire certificate are complied with.

LFCDA

ロンドンにおける防火安全証明書（表紙と構成）



Part A - Fire Certificate for the following premises

Address:

Identification of premises: As shown on certificate plan(s), Number(s)

Major use:

LFCDA Case Number:

It is hereby certified:

1. That the above mentioned premises are provided for use in case of fire with:-
 - a) the means of escape;
 - b) the means for securing the safe and effective use of the means of escape at all material times;
 - c) the means for fighting fire for use by persons in the building;
 - d) the means for giving warning to persons in the building.
 as shown on the plan(s) contained in this certificate (construed with reference to the key to plans and definitions herein), which are hereby specified for the purpose of Section 6 of the above Act.
2. That in relation to factory premises, the explosive or highly flammable materials (if any) detailed in this certificate may be stored or used in the premises.
3. That the requirements of the certificate contained in Part C where appropriate to these premises are **HEREBY IMPOSED** in accordance with the allocation of responsibility on Page 3 of Part A.

Signed:

 Assistant Chief Fire Officer
 Area Commander

Date from which
 this certificate
 came into effect:

NOTE: The following form part of this fire certificate:

Part B--The means of escape + other fire precautionary arrangements provided in the premises (to be read in conjunction with plan(s) and key to plan symbols.)

Part C--Schedule of requirements

Please see page 2 for general information about this certificate

3 火災による死者の状況

1993年の英国における火災による死者は、720人で、そのうち587人が建物火災で死亡している。建物火災による死者のうち、90%以上が住宅火災において死亡している。一方、1993年の日本における火災による死者は、1,194人（放火自殺者を除く。）である。そのうち1,004人が建物火災で死亡しており、英国と同様に、その約90%が住宅火災において死亡している。

図3-2において、日英の最近の火災による死者の状況を比較する。*1

図3-2 火災による死者の日英比較

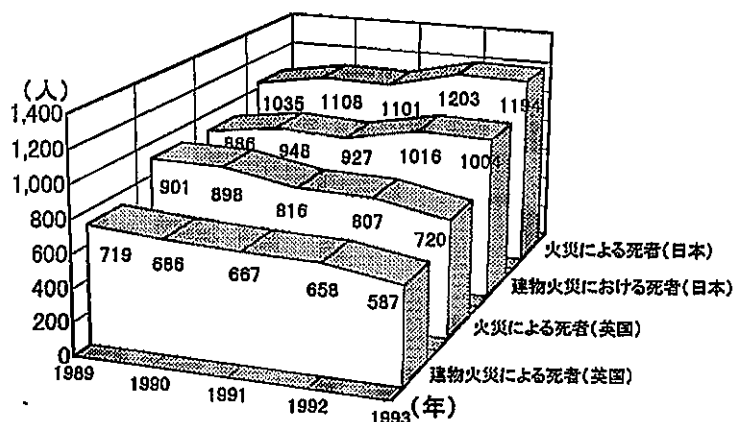
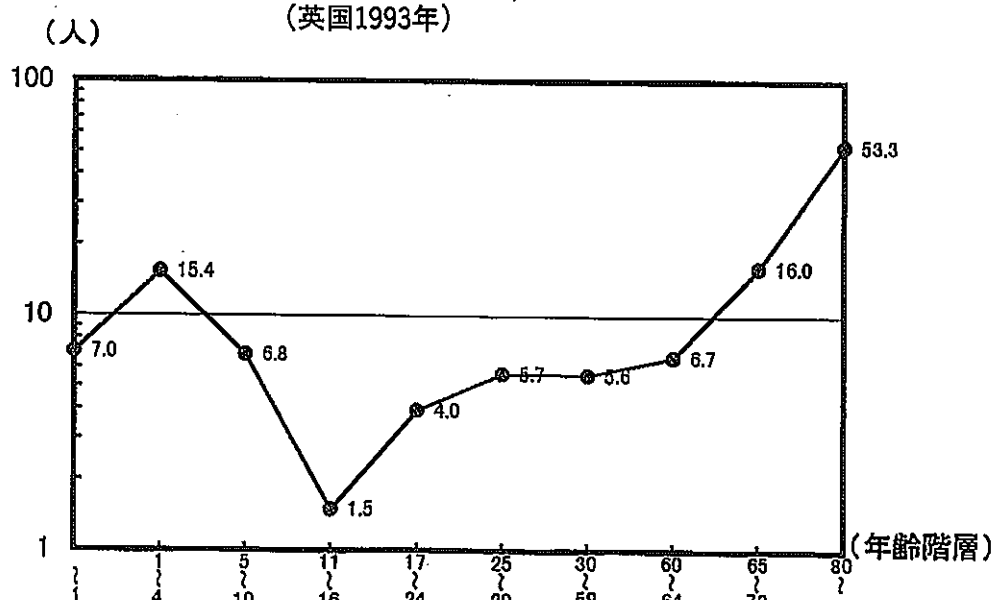


図3-3 住宅火災による人口100万人あたりの死者数
(英国1993年)

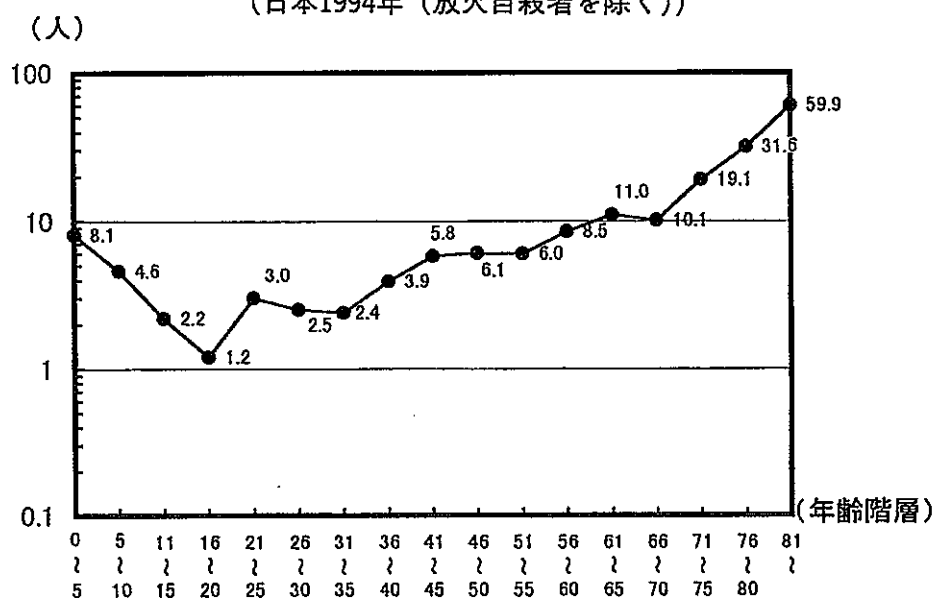


*1英国の火災統計では、1993年版が最新版であるため、1993年までのグラフとした。

英国の火災による死者数及び建物火災における死者数が、最近は減少傾向にあるのに対し、日本の数字は、増加傾向にある。

次に、住宅火災による死者について見ると、英国では、図3-3に示すように、年齢階層別の死者の発生率(1993年人口100万人当たり)は、1歳から4歳が15.4、65歳から79歳が16.0、80歳以上が53.3となっている。一方、図3-4に示すように、日本においては、80歳を超える死者発生率は、1994年の値で、59.9と16歳から20歳までの数値の約50倍となっている。平均では、英国は12、日本では、放火自殺者を除くと11となる。

図3-4 住宅火災による人口100万人あたりの死者数
(日本1994年(放火自殺者を除く))



英国の1991年における65歳以上の総人口に占める割合は、15.7%で、最近は大きく変化していない。一方、1993年の日本では13.5%である。しかし、日本においては、図3-5に示すように、著しい高齢化が進展し、総人口のピーク時2007年には、総人口(1億2778万人)の20.7%の26.5百万人が高齢者になると予想されている*1。

日本の61歳以上の火災による人口10万人当たりの死者数(放火自殺者を除く)と英国の60歳以上の火災による10万人当たりの死者数の推移を比較すると、図3-6のようになる。

この様に、英国では、高齢者及び子供の火災による死者の発生率が高いことが社会問題となっている。また、低所得者層が一つの住宅を複数の世帯で共用して使用している住宅(多世帯共用住宅(Multi-Occupancy Dwellings))における火災による死者の発生率が高いことが注目されている。このため、これらの人々をターゲットとした、種々の火災予防教育や広報キャンペーンが展開されている。

*1厚生省：日本の将来の推計人口(平成9年1月)中位推計による。

*2ここでいう高齢者は、日本の場合60歳以上、英国の場合61歳以上のデータを用いた。

図3-5 日本における65歳以上の人口の推移（万人）
（実線は実績値、破線は推計値）

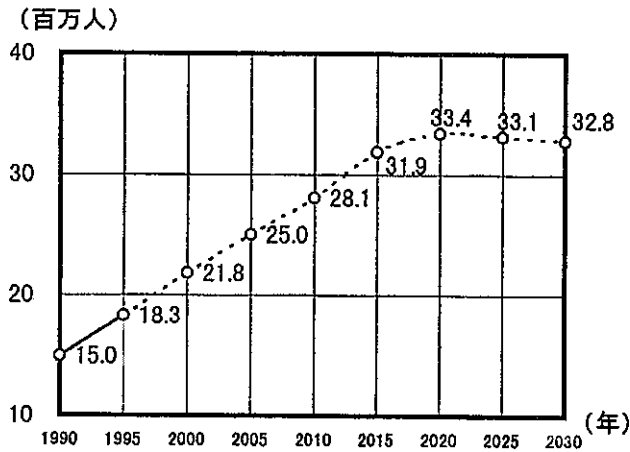
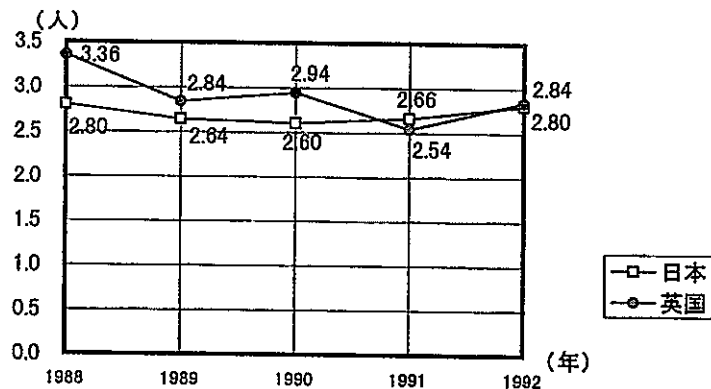


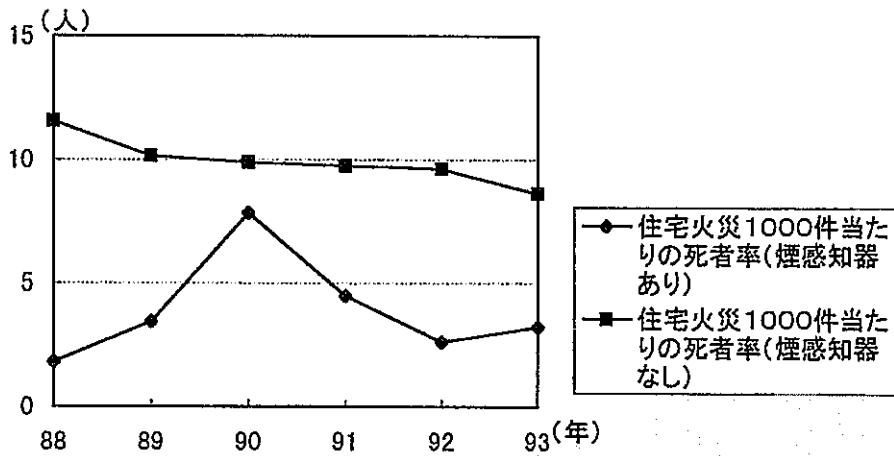
図3-6 高齢者*2の人口10万人当たりの火災による死者数の比較



内務省では、住宅用の煙感知器の普及キャンペーンに力を入れており、1994年の設置率は72%と報告されている。ただし、これは、サンプル調査によるデータであるため、実際の普及率を正確につかむことができないが、かなりの割合で普及していることを示している。結果として、英国の住宅火災1,000件当たりの死者数は、煙感知器を設置している場合とそうでない場合とで、図3-7に示すような差異がある。

なお、煙感知器の普及に関する地方消防機関の事例については、本節「5 火災予防推進事例」において紹介することとする。

図3-7 住宅火災1,000件当たりの死者数(煙感知器の有無別)



4 火災予防に関する広報活動

英国における、出版、テレビキャンペーン等を通じた火災予防に関する広報活動を紹介することとする。

(1) 出版物

火災予防関係の広報活動としては、1950年に、家庭における包括的な火災予防に関する小冊子が発行されたのが最初である。その後1986年までは、この種の冊子が発行され続けた。1991年に広報関係の冊子の全面的な見直しが行われ、火災予防に関する個別のテーマ別の冊子、リーフレット等が、シールやポスターとともに作成されるようになった。このようなテーマを絞ったリーフレット等の有効性が認識されてきている。現在では、高齢者及び子供をターゲットとした広報関係の資料の見直しが行われているところである。



英国で現在配布されているリーフレット等

なお、高齢者に対するリーフレットの例を付録1として、節末に付した。

(2) テレビキャンペーン

1985年から86年にかけて、初めて、全国的なテレビによる火災予防広報キャンペーンが実施された。つづいて、1988年に内務省が行った煙感知器の普及キャンペーンが大きな成果をあげるなど、テレビを活用した火災予防キャンペーンは、実績を上げている。中には、ショッキングな映像で、視聴者に対して強い印象を与えているものも見られる。その例として、1996年の煙感知器設置キャンペーンでのテレビ映像を示す。



少年の救出シーン (ITN から)



煙感知器の点検方法の映像 (ITN から)

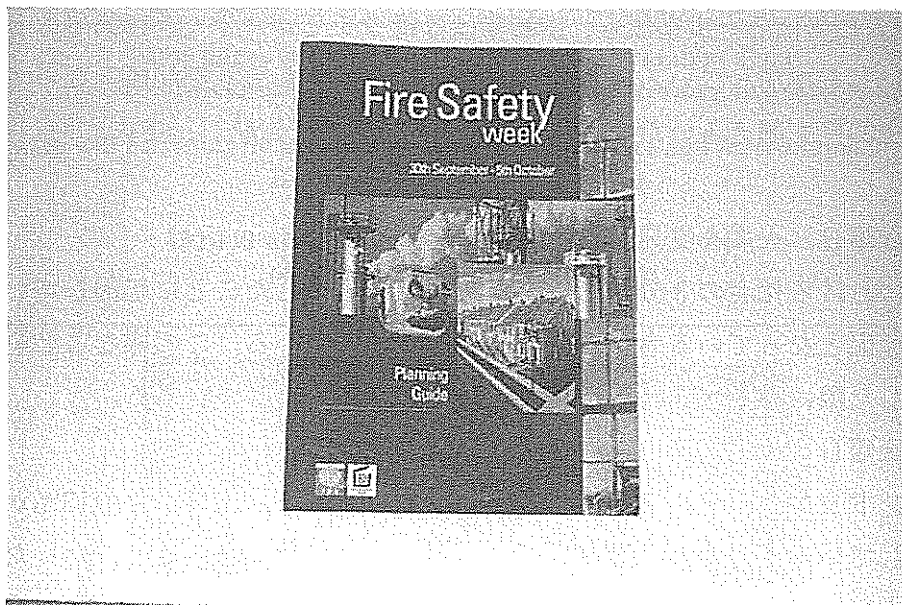
この映像は、火災に消防隊が駆けつけ、少年を救出し、心肺蘇生を行うが、結局助からないというものである。途中、煙感知器の作動確認の方法及び清掃方法の説明が盛り込まれている。

最後に、"Look after your smoke alarm. If it doesn't wake you, maybe nothing will."「煙感知器の点検をなささい。煙感知器があなたを目覚めさせなければ、起こしてくれるものは他にはないでしょう。」というフレーズで締めくくられている。

(3) 火災安全週間

英国では、1977年から全国的な火災予防運動が毎年秋に開催されている。これは、火災安全週間（ファイアー・セーフティ・ウィーク：National Fire Safety Week）と呼ばれており、英国内務省及び英国消防協会*1（Fire Protection Association）が、このキャンペーンを全国レベルで推進するためのコーディネーターとして、重要な役割を演じている。

火災安全週間では、家庭はもとより、職場における火災予防について、精力的な広報活動が展開されている。全国の消防機関では、地域の企業、報道機関、ボランティアグループ等の代表者と連携を取りながら、運動を推進している。英国消防協会及び内務省は、火災安全週間についての計画の手引き（Planning Guide）を発行し、地方における火災安全週間実施の指針として示している。



火災安全週間の計画の手引き（Planning Guide）

1996年は、9月30日（月）から10月5日（土）まで、重点課題を「子供と高齢者」として実施された。期間中の各日別に、テーマが設定され、全国各地で様々な行事が行われた。

*1FPAは、英国LPC（Loss Prevention Council）の1組織であり、英国における火災安全に関する全国組織である。

次に、1996年の火災安全週間のテーマ及びその背景について、簡単に説明する。

・ 9月30日月曜日 火災の損害 (The cost of fire)

1994年のデータ^{*1}では、700人が火災で死亡し、16,800人が負傷している。さらに、損害額は7億ポンド(およそ1,400億円(1ポンド=200円)、日本では1994年の値で1,727億円)である。一人当たりの火災による損害は、日本の数字を上回っている。

・ 10月1日火曜日 家庭及び職場における火災の防止 (Stop it starting at work and at home)

住宅火災の最大の原因は、調理器具、電気器具等の誤った使用である。誤使用には比較的単純なものが多く、これらの適正な使用を促し、火災の発生を防止する必要がある。

・ 10月2日水曜日 危機にさらされる子供及び高齢者 (At risk children and the elderly)

火災における子供及び高齢者の死者率は他の年齢階層に比べて高くなっている。特に子供については、火遊びが火災の原因となっている例も少なくない。高齢者については、その運動能力の低下により、避難に要する時間が著しく増加している。そのため、避難の計画の重要性を認識するとともに煙感知器による火災の早期発見で十分な避難時間の確保を図る必要がある。

・ 10月3日木曜日 放火及びいたずら電話対策 (Arson and malicious calls)

イングランド及びウェールズにおいて、1994年中の放火又は放火の疑いのある火災による死者は118人にのぼる。損害額も、1995年は3億5千万ポンドで、1994年の3億ポンドと比較して約16%も増加している。また、いたずら電話等も大きな問題となっている。1994年中は、13,200件を超えるいたずら電話があり、146人を告発し、そのうち114人が有罪となっている。

・ 10月4日金曜日 火災を発見したときの対応 (If there's a fire)

住宅火災における死者の3分の1以上が、煙等を吸引したことに起因している。一方で火傷のみが原因となっている者は6分の1にとどまっている。このようなことを踏まえて、火災に遭遇した際にとるべき行動を日頃から確立しておく必要がある。

・ 10月5日土曜日 煙感知器 (Smoke Alarms)

イングランド及びウェールズにおける煙感知器の普及率は、1987年の13%から1994年の74%に上昇しているが、この設置をさらに推進する必要がある。また、いったん設置した後のメンテナンスが極めて重要であることから、月に一度のバッテリー検査及び年に一度の清掃(掃除機による)並びに毎年同月同日にバッテリーを交換することを奨励している。

(5) インターネット

英国の消防機関の中には、インターネットのホームページを有しており、これを活用し

^{*1}英国内務省発表資料

て火災予防に関する啓発を行っているものもある。インターネットで提供されている内容は、消防機関の組織、子供を対象とした火災予防教育、最新の火災予防関係イベントの情報等である。これらのホームページを扱ったファイアーネット*1も構築されている。



WEST MIDLANDS FIRE SERVICE

**Welcome to the
West Midlands Fire Service Home Page.**

**West Midlands Fire Service Headquarters
Lancaster Circus Queensway, Birmingham B4 7DE
Tel: 0121 380 6703**

**These pages will give you a variety of information about
the West Midlands Fire Service and advice concerning fire safety.**

**The pages will be regularly updated to offer further advice and information about the
Brigade's initiatives and events.**

**If you require further information please e-mail
us on westmidsfire@woden.com**



**If a fire occurs in you home your smoke alarm
will give you vital seconds to escape.**

Look after it....test it and make sure

ウエストミッドランド消防のホームページ

*1<http://www.i-way.co.uk/-colins/home.htm>

(4) その他

① 広報宣伝用車両の活用

いくつかの消防機関では、市民の火災予防に関する広報のために、特別に塗装した車両を用いてアピールを行っている。

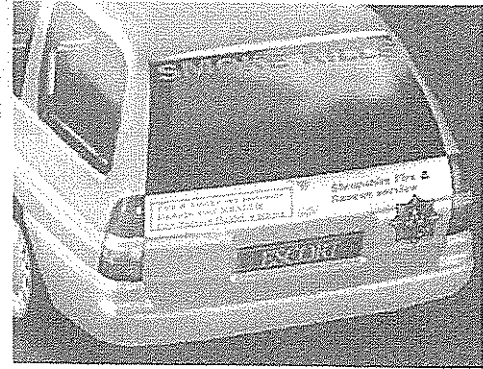
例えば、ケント消防（Kent Fire Brigade）では、火災予防関係の展示物を積載した二階建てバスを所有しており、学校や催し物の会場を巡回している。

ウェストミッドランド消防（West Midlands Fire and Civil Defence Authority）では、火災予防のポスターの塗装した路線バスを運行させた。

また、シュロップシャー消防（Shropshire Fire and Rescue Service）では、広報車に煙感知器普及のため塗装を施し、市内を巡回させている。さらに、地元の小学生から募集した火災予防ポスターの入選作品を実際に広報車に塗装するなどの活動を行っている。



ケント消防火災予防広報用二階建てバス



シュロップシャー消防広報用車両（シュロップシャー消防提供）

② ガイ・フォークスデイ

火災予防週間が終わると、まもなくして、英国の消防にとって一年で最も忙しい日、ガイ・フォークス・デイがやってくる。ガイ・フォークス率いる一味が、1605年に国会議事堂の地下室に火薬を仕掛けて国王ジェームス1世の暗殺を謀ったが失敗し、逮捕・処刑された。彼らが逮捕された11月5日をガイ・フォークス・デイとして、花火をあげて祝うのである。この日を挟んで、至るところで花火が打ち上げられる。そのため、火災等が頻発

し、この時期になると、テレビでは、消防関係の特別番組が組まれ、火災予防を呼びかけている。



ガイ・フォークス・デイの夜

最近では、花火についての規制が緩和されたため、誰でもかなり大きな花火を購入し、使用することができる。そのため、火災だけでなく、不適切な使用による事故が後を絶たず、1996年にも学校での花火大会を管理していた校長が死亡するなどの事故が起き、規制の再強化が検討されている。

5 火災予防推進事例（ウエストミッドランド消防）

英国のウエストミッドランド消防では、住宅における火災による死傷者の減少を目指して、高齢者、障害者、低所得者等の災害弱者を対象として、住宅用煙感知器（以下「煙感知器」という。）の無料配布を行っている。

(1) ウェストミッドランドの概要

ウエストミッドランドは、イングランド中央部に位置し、バーミンガム市を中心とした7つの地方団体（大都市圏ディストリクト）からなっている地域である。

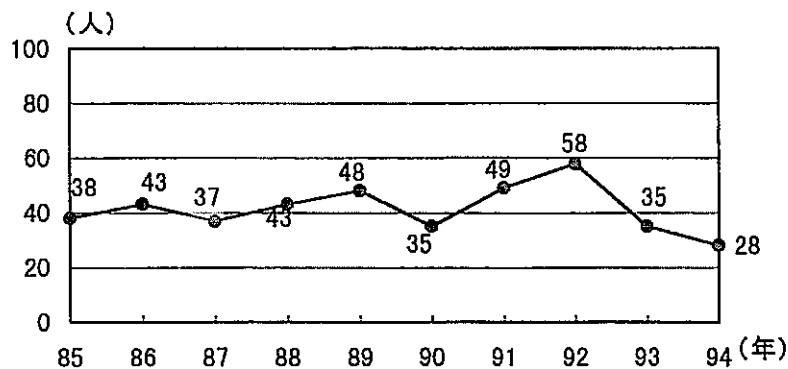
ウエストミッドランドでは、1986年の地方団体の構造改革によって上層の大都市圏カウンティが廃止されたために、すべて一層制の地方団体となった。消防の機能は、以前の大都市圏カウンティの地域を単位として、事務組合方式で行われている。ウエストミッドランドの人口は、中心都市のバーミンガムで約95万人、全体で約270万人の規模となっている。

(2) キャンペーンの始まり

1985年から1990年くらいまでは、ウエストミッドランドの火災による死者数は40人前後で推移していたが、1991年から増加の傾向を示し、1992年には58人に達した。このような状況がきっかけとなって、1992年から、ウエストミッドランドでは、煙感知器の無料配布のキャンペーンを展開することとなった。

図3-8に、ウエストミッドランドにおける火災による死者の推移を示す*1。

図3-8 火災による死者の推移（ウエストミッドランド）



当初、このキャンペーンは、環境省から充てられた補助金によって、ウエストミッドランドの地方団体が実施していたが、1994年からは、ウエストミッドランド消防も協調する

*1Fatal Fires in the West Midlands 1993 and 1994による。

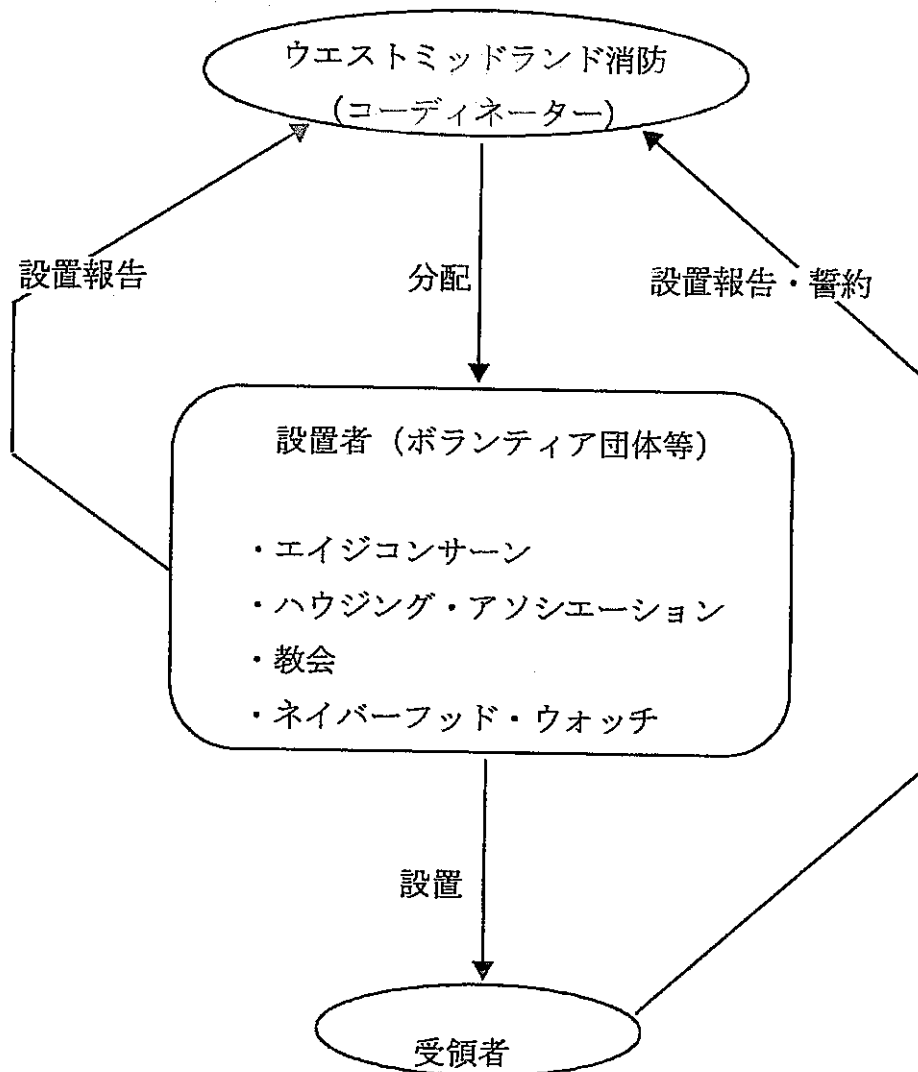
こととなった。ウエストミッドランド消防は、1994年に11,000個、1995年に28,000個の煙感知器を供給している

(3) キャンペーンの概要

ウエストミッドランド消防が煙感知器を購入するのであるが、その設置及び維持管理は、ボランティア団体をはじめとする協力機関によって無報酬で行われている。もちろん、その設置に必要な機材は消防から提供され、配線工事など特別な費用は消防が負担している。

図3-9に、煙感知器配布の仕組みを示す。

図3-9 煙感知器配布の仕組み



設置者としては、ハウジング・アソシエーション*1、ネイバーフッド・ウォッチ*2、エイジ・コンサーン*3等が代表的である。特に、ネイバーフッド・ウォッチは地域に密着していること、地方の警察に登録され身分証明書を携帯していること、設置を遅滞なく行うことができること等から、中心的な役割を果たしている。また、設置に合わせて、煙感知器に関する必要な知識をわかりやすく受領者に説明することも求められている。

さらに、ウエストミッドランド消防では、煙感知器の設置にあたって、設置者からは設置に関する報告を受けるとともに、受領者には、受領確認・誓約書*4を提出させている。

一般型の煙感知器1つあたりの単価は2.2ポンドで、すべてメキシコ製である。機器の規格については、英国標準規格マーク付きのものとなっている(通常、DIY (Do It Yourself) ショップで、3～5ポンドも出せば手に入る。)

また、耳の不自由な人々には、振動マットとストロボライトを組み合わせた装置を提供している。これは、通常の煙感知器に比べてかなり高価になる。この製品には、英国標準規格がないため、耳の不自由な人々の団体が自主基準を作成し、これに適合したものをメーカーは供給することになっている。分配される煙感知器の感知器の種類はイオン化式である。感知器を安価なものとできると同時に、火災の初期段階での発見を狙っている。

煙感知器の配布先をどのように決定するかは重要な問題である。英国においては、煙感知器は比較的安価で手にはいるが、一般的に人々の関心は衣食住に対する出費に払われがちである。実際、社会経済的に苦しい状況におかれている住民における煙感知器の所有率は、一般の住民と比較してもかなり低くなっている。また、火災原因調査の結果より、火災発生件数と社会経済的な状況が相関関係を示していることから、障害者、高齢者、外国人、貧困層等を対象にキャンペーンが実施されている。

*1ハウジング・アソシエーション (Housing association) : 低所得者層への安価な住居の供給を目的としている非営利団体

*2ネイバーフッド・ウォッチ (Neighbourhood watch) : 地域住民と警察とが協力して、当該地域の防犯に貢献するための組織

*3エイジ・コンサーン (Age Concern) : 高齢者にサービスを提供する慈善団体で、健康教育、緊急介護、ドアチェーン、覗き穴等の防犯等に貢献している。

*4受領確認・誓約書は、煙感知器の受領を確認するとともに、添付される条件に同意することを確認するためのものである。



BCCSD1

WEST MIDLANDS FIRE SERVICE

SMOKE DETECTORS FACTS TO REMEMBER

1. SMOKE DETECTORS DO NOT GUARANTEE SAFETY, BUT THEY DO WARN OF POTENTIALLY DANGEROUS SITUATIONS.
2. NORMAL FIRE PRECAUTIONS MUST BE TAKEN AS THE SMOKE DETECTOR IS ONLY AN AID TO SAFETY.
3. IT IS VITAL THAT YOU KNOW HOW THE UNIT WORKS AND HOW TO TEST IT. IF YOU CANNOT TEST THE ALARM YOURSELF, FIND SOMEONE WHO CAN DO THIS FOR YOU. IT ONLY TAKES A FEW SECONDS TO TEST THE ALARM EACH WEEK.
4. THE UNIT MUST BE KEPT CLEAN AND FREE FROM DUST. DO NOT PAINT THE UNIT AS IT MAY FAIL TO WORK.
5. THE UNIT IS OPERATED BY A BATTERY WHICH HAS A MAXIMUM LIFE SPAN OF APPROXIMATELY ONE YEAR. THE COST AND RESPONSIBILITY OF CHANGING THE BATTERY IS YOURS.
6. THE WEST MIDLANDS FIRE AND CIVIL DEFENCE AUTHORITY IS PLEASED TO BE ABLE TO SUPPLY YOU WITH THIS SMOKE DETECTOR WHICH CONFORMS TO B.S. 5446 PART 1 AND HAS ENDEAVOURED TO ENSURE THAT IT IS OF A TYPE WHICH WILL BE WHOLLY RELIABLE. HOWEVER THE AUTHORITY ITSELF CANNOT BE RESPONSIBLE FOR ANY DEFECT IN THE UNIT AND THEREFORE DISCLAIMS ALL LIABILITY IN THE EVENT OF IT FAILING TO PERFORM SATISFACTORILY OR AT ALL.
7. THIS STATEMENT IS A SUMMARY OF ESSENTIAL FACTS WHICH YOU MUST REMEMBER. IT IS NOT INTENDED TO REPLACE THE MANUFACTURER'S INSTRUCTIONS WHICH ARE SUPPLIED TO YOU WITH THE UNIT AND WHICH YOU MUST READ BEFORE YOU RELY ON THE UNIT.

ウエストミッドランド消防における煙感知器受領書及び誓約書 1



BCCSD2

WEST MIDLANDS FIRE SERVICE

I ACKNOWLEDGE RECEIPT OF THE SMOKE DETECTOR, MANUFACTURERS INSTRUCTIONS, AND FACT SHEET SUPPLIED TO ME BY THE WEST MIDLANDS FIRE AND CIVIL DEFENCE AUTHORITY. I CONFIRM THAT I HAVE READ, UNDERSTOOD AND AGREE TO ABIDE AND BE BOUND BY THE CONDITIONS SET OUT IN THE INFORMATION PROVIDED.

FULL NAME:

ADDRESS:

SIGNATURE:

DATE:

010190

| AREA | GROUP | ACTION | FITTING |
|------|-------|--------|---------|
| | | | |
| REF: | | | |

ウエストミッドランド消防における煙感知器受領書及び誓約書 2

(4) 火災安全教育の必要性

ウエストミッドランド消防では、煙感知器の普及の推進と合わせて、地域の住民を対象とした広報・教育のキャンペーンを実施して、住民の火災予防に対する意識の高揚を図っている。学校教育の一環として、地域の消防職員が、子供たちに火災予防教育を行っている。

また、煙感知器が功を奏した場合などには、積極的に地元のメディアを活用し、住民にアピールしている。その結果、煙感知器の分配キャンペーンの実施と住民意識の高揚との相乗効果により、1994年住宅用煙感知器の普及率は、69.8%に達した。ただし、この数字は、住民をランダムに選択し、調査を行った数値である。しかし、社会経済的に低い水準に置かれている住民にあっては、未だ40%に満たない状況である。

煙感知器が功を奏した事例がいくつか報告されている。

ケース1

83歳になる女性が風邪を引いて、一階のソファで寝ていたところ、午前6時頃、煙感知器（地元自治体が供給）が作動。二階に駆け上がったところ、電気給湯器にかけてあったタオル及びリネンから煙が上がっており、一階のキッチンに持ち込み消火した。

ケース2

油を使った調理を行っていた際、台所を離れた隙に火災が発生、煙感知器（自ら設置）が作動し、発覚。父親がフライパンに蓋をして消火を試みたが失敗、結局台所の窓からフライパンを投げ捨てた。

ケース3

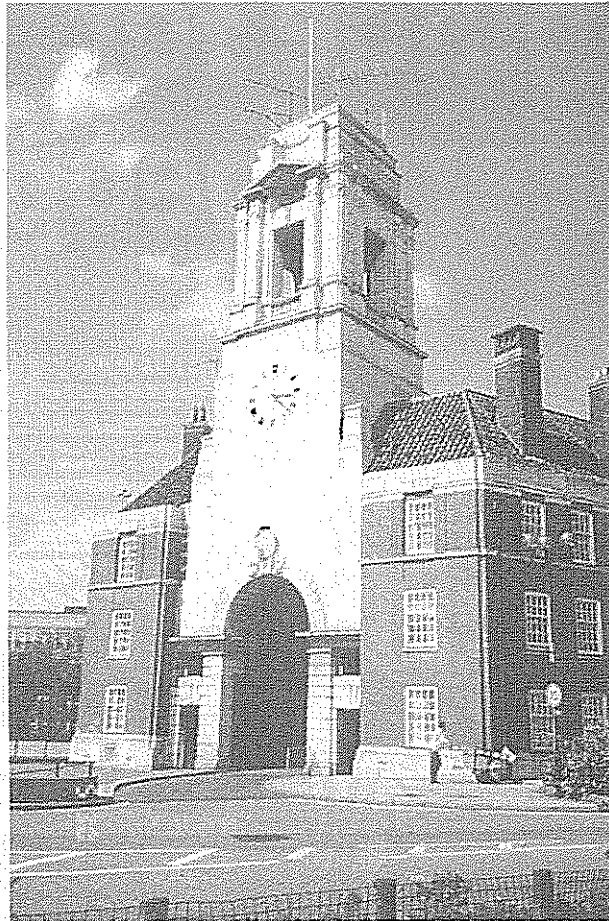
午前5時半にパーティから帰宅し、ソファで喫煙していたが、そのまま寝込んでしまった。煙感知器（地元自治体が供給）のアラームで目を覚ましたときには、ソファのクッション2つが焦っていた。そのクッションをバルコニーに放り出した。

これらの事例は、煙感知器の有効性を示すものであるが、一方で、火災安全に関する住民の知識の欠如を露呈している。

(5) 今後の課題

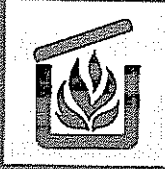
煙感知器の設置が促進された後に、必ず待ち受けているのが維持管理の問題である。この維持管理がしっかりしていなければ、せっかくの煙感知器も全く役に立たない。調査の結果、設置済みの煙感知器の半数近くは、使用不能になっているという。その対策として、

適切な場所への設置、定期的な作動試験、埃の除去、電池の交換、電池の接触の確認等の維持管理の徹底が必要である。したがって、消防機関が、地域のボランティア団体等を巻き込んだ広報、教育活動に一層力を入れていくことが求められている。また、一度設置した煙感知器の寿命は約10年程度であるため、耐用年数が経過した後の交換について、ウエストミッドランド消防では、現在検討を進めている最中である。



ウエストミッドランド消防庁舎

FIRE SAFETY
IN THE HOME



A guide for elderly people



お年寄りのための家での防火対策ガイド

Take care in the kitchen

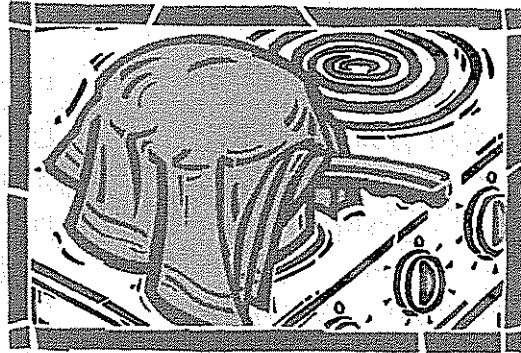
when overheated, fat and oil can catch fire spontaneously.

1 Never leave a chip pan unattended.

2 Never fill a chip pan more than one-third full of fat.

3 If you have a fat fire, turn off the heat if it is safe to do so, cover the pan with a damp cloth and

leave for at least half an hour to cool. Never throw water on burning fat or oil.

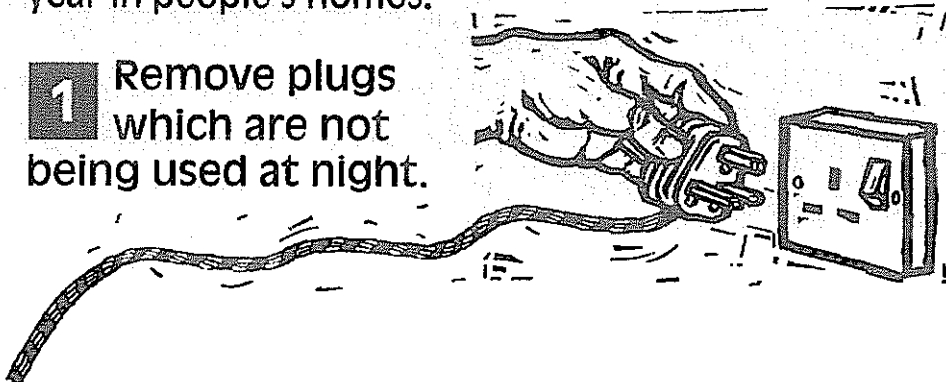


You can get a free sticker from the fire brigade to put up near your cooker to remind you.

Take care with electricity

electric appliances and their leads cause 10,000 fires a year in people's homes.

1 Remove plugs which are not being used at night.



2 Don't join two pieces of flex or cable – use a longer piece.

3 Know the danger signs: fuses blowing, or lights flickering,

or brown scorch marks on sockets and plugs.

If you are worried about your wiring you can ask your electricity board to check it.

Take care in the bedroom

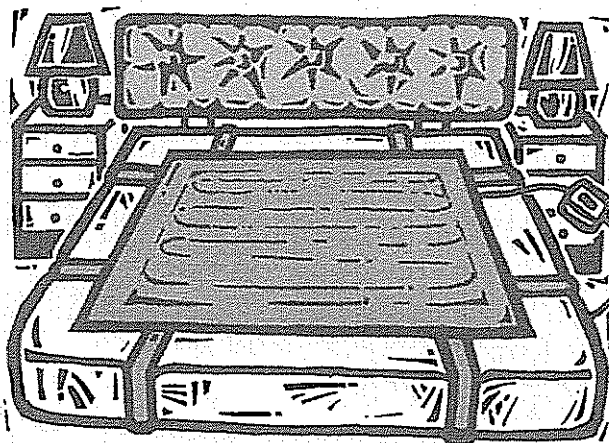
electric blankets cause nearly 2,000 fires a year

1 Once your electric blanket is out of guarantee, have it serviced once a year or in accordance with the manufacturer's instructions.

When you get a new blanket, make sure it has 'Overheat protection' which causes the electricity to cut out if it gets too hot.

2 Never use a blanket which has scorch marks or exposed elements.

3 Make sure your blanket has British Standard number BS3456 and BEAB on it.



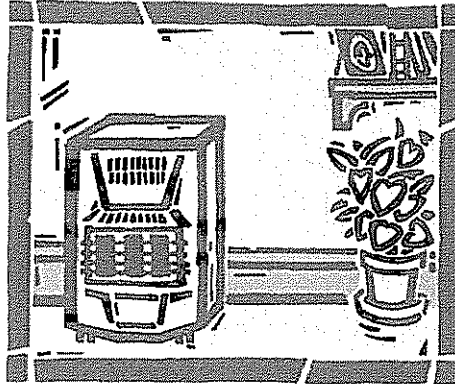
Take care with portable heaters

they cause 3,500 fires a year.

1 Never put a heater near clothes or furniture.

2 Don't let anyone sit closer than three feet to a heater.

3 Turn paraffin and gas heaters off before filling or changing the cylinder.



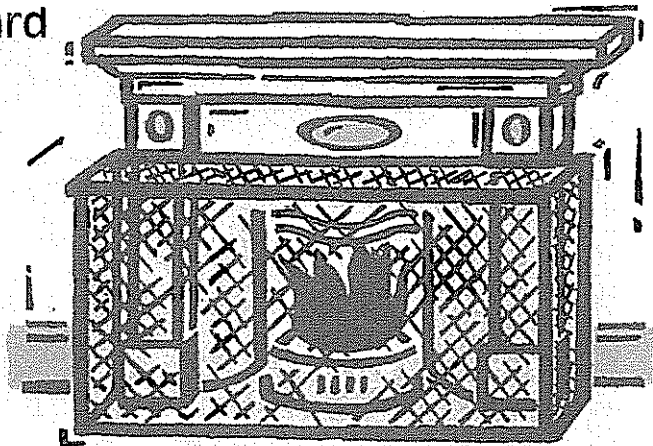
If you have an electric fire, don't run the cable under a rug or carpet – it could cause a fire by fraying without you noticing.

Take care with open fires

solid fuel fires cause 1,400 fires each year.

1 Use a sparkguard over the fire when you are not there to keep an eye on it.

2 Use a guard fixed to the wall to prevent people falling in – children and



elderly people are most at risk.

3 Never use paraffin or petrol to light a fire.

4 Have your chimneys swept each year.

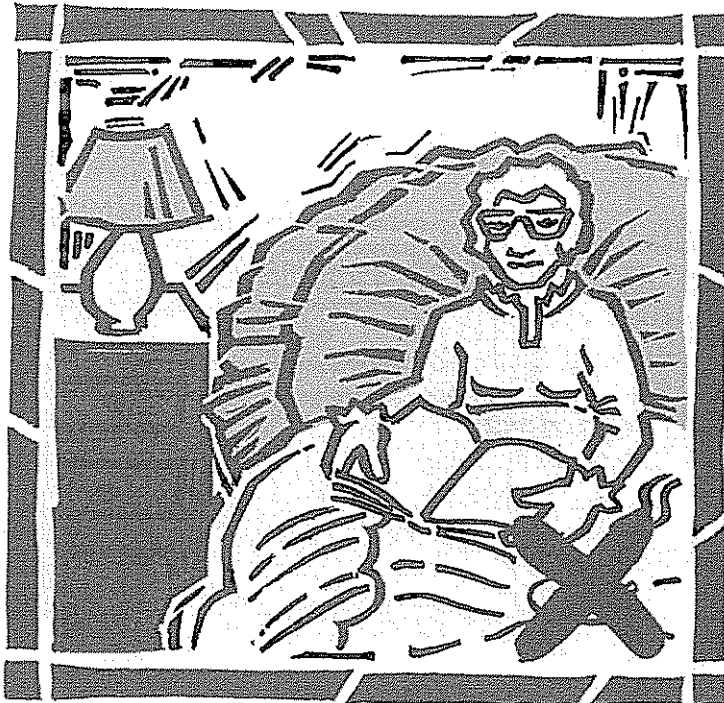
If you have a chimney fire don't hesitate to call the fire brigade – it could spread into the rest of your home.

The fire brigade do not charge for attending fires.

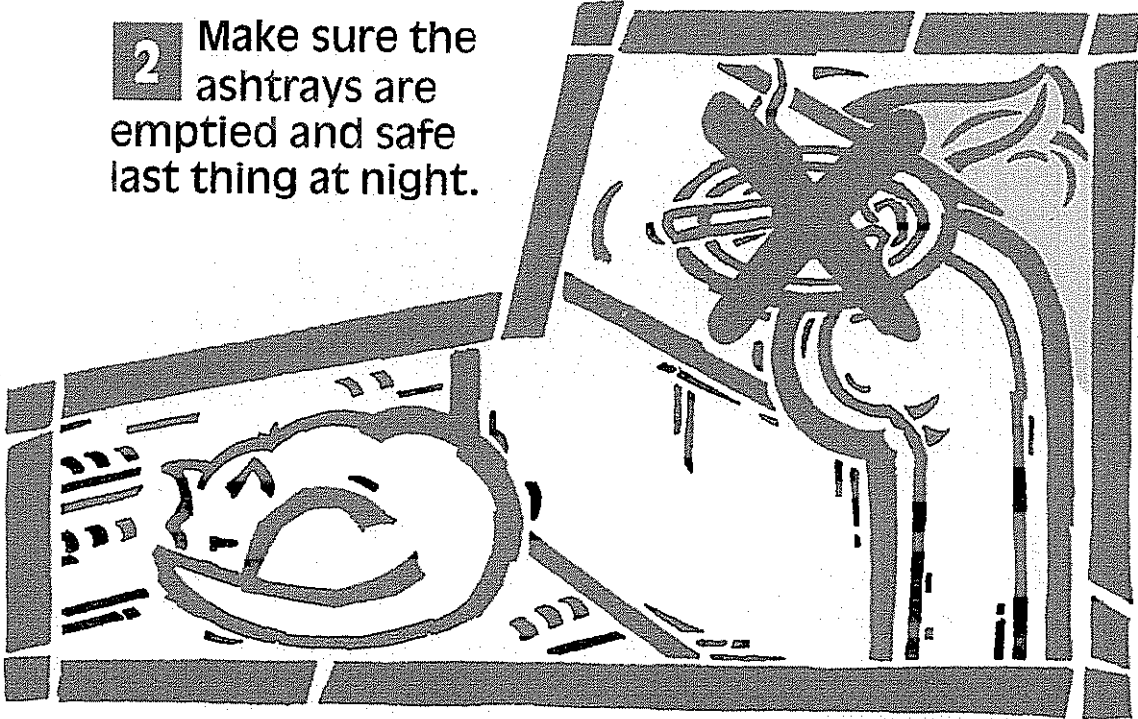
Take care if you smoke

cigarettes and matches cause over 10,000 fires a year.

1 Never smoke in bed, or when you are tired.



2 Make sure the ashtrays are emptied and safe last thing at night.



3 If you have to put a cigarette down, put it out. Don't leave a burning cigarette—not even in an ashtray.

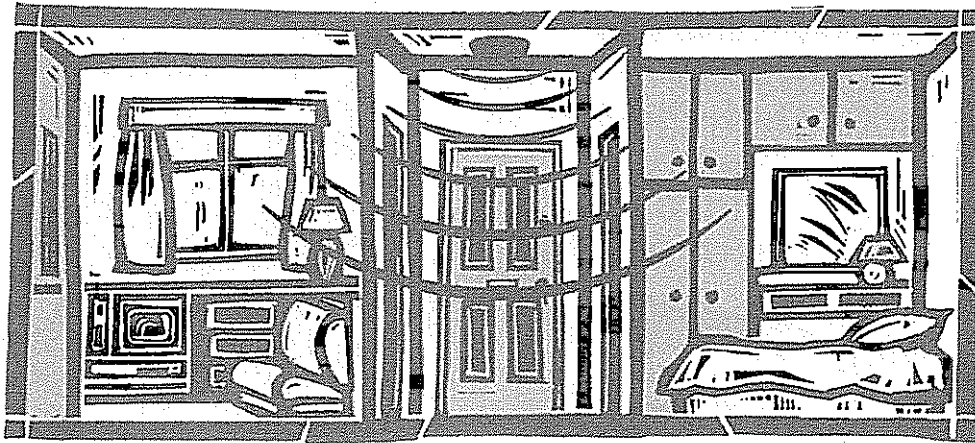
Remember that cigarettes and matches are a temptation to young children—keep them out of their reach.

Take care all the time

know how to get out in time.

1 Get a smoke alarm—they are cheap and easy to

install and make a piercing sound to alert you to fire.



2 Put it on the ceiling between your living rooms and your bedroom – ask the fire brigade if you have problems about where

to install it or how to check it.

3 Shut doors at night to stop smoke from spreading.

Remember, smoke kills more often than fire. Once a month, make sure that your alarm is working, and have the battery changed once a year.

If you have a fire

1 Get out and raise the alarm.

2 Call the fire service – it's still 999 from any kind of telephone and it's still free.

3 Don't go back until a fire officer tells you it's safe.

Remember, your life is worth more than your most precious belongings.

For further information, help and advice

1 Ask your local council or your fire brigade about fire prevention and safety.

2 Your local Age Concern, or Citizens Advice Bureau can give advice on what local voluntary group(s) there may be who can help you, and what benefits may be due to you.

3 Ask friends and neighbours to introduce you to trustworthy people they know about – a good electrician for example.

If you've asked someone to call, try and have someone with you when they come into your home.



**Fire. Don't give it
a chance**

FL06 Published by Home Office Public Relations Branch, 1991.
1008114 HOME J103693RP 11/94

第2節 英国における危険物規制

英国において、危険物 (hazardous substances) は、爆発性物質、可燃性物質 (気体・液体・固体)、毒物、劇物、放射性物質等、健康や安全に係る物質が対象となっており、日本における消防法の危険物よりも広範囲に及んでいる。

英国では、危険物を規制する当局としては、次の3つが挙げられる。

- ・保健安全委員会 (Health and Safety Commission: HSC) 及び保健安全庁 (Health and Safety Executive: HSE)
- ・消防機関 (Fire Authority)
- ・カウンティの通商基準当局 (Trade and Standard)

中でも、HSE が「作業上の安全及び健康」という観点から、包括的な権限を有している。消防機関は、火災安全上あるいは消火活動の円滑な遂行といった観点から、危険物を取り扱う施設の防火安全証明書を交付し、危険物の種類、数量等の報告を受ける立場にある。

地方団体 (カウンティ) は、Petroleum Act 1928に基づき、ガソリンスタンド等の揮発油の貯蔵等に係る施設について、通商基準当局がライセンスを与えている。一部の地方団体ではその機能を消防機関に委任している。

1 保健安全委員会及び保健安全庁

1974年に制定された「作業時における保健及び安全に関する法律 (Health and Safety at Work etc. 1974)」によって、健康及び安全に関する管理・執行機関として、1974年に保健安全委員会 (HSC)、1975年に保健安全庁 (HSE) が誕生した。これにより、危険物に関する規制の枠組みが整理された。

HSC 及び HSE は、準政府機関として位置づけられており、HSC は、環境大臣に対し、種々の規則について提言を行う機関として、一方、HSE は、その執行機関であると位置づけられている。

(1) HSC

HSC は、議長及び6から9人までのメンバーから構成される。このうち、3人は雇用者、3人は被雇用者、その他は地方団体及び専門機関の代表者から構成されている。

HSC の主な機能は、次のとおりである。

- ・研究、出版、訓練及び情報の提供に関する調整

- ・ 関係政府機関、雇用者、被雇用者及びそれらの代表者の団体への助言及び連携
- ・ 関係機関に対する規則に関する提言
- ・ 既存の法令の改廃、実践規範 (code of practice) の承認

(2) HSE

HSE は、HSC から指名された事務総長 1 名及び事務総長から指名される 2 名からなる。これらの 3 人は、環境大臣の承認を得る必要がある。

HSE の主たる機能は、保健及び安全に関する法令の執行に係る十分な調整を行うとともに、保健及び安全に関する種々のガイダンス等の出版を行っている。HSE は、法律によって、特定の執行機能を地方団体に委任すること、あるいは、反対に地方団体から委任されることが可能となっている。

2 危険物関係法令

英国における「危険物」は、日本における消防法の危険物とは、その範囲が異なり、作業や住民の健康及び安全という観点から、包括的な規制がなされている。また、関係法令、所轄官庁から出されたガイダンス及び実践規範等が数多くあるため、英国における危険物規制は、複雑なものとなっている。

これに関する法令としては、次のようなものが挙げられる。

① Control of Industrial Major Accident Hazards Regulations 1984 (SI 1984 No 1902) 「重大な産業災害の防止に関する規則」

引火性液体（引火点21℃未満で、沸点20℃を超えるもの、又は、高温高压等の条件下におかれた引火点55℃未満のもの）を特定の施設で取り扱う場合、関係者対して、使用開始の少なくとも3カ月前までに HSC に安全レポートを提出すること、防災計画を策定すること等を義務づけている。

② Notification of Installations Handling Hazardous Substances Regulations 1982 (SI 1982 No 1357) 「危険物を取扱う施設の届出に関する規則」

一定量以上の危険物の取扱い（一定場所又はパイプライン）は、使用開始の3カ月前までに HSE への報告が必要。（①へ統合される見込み）

③ Dangerous Substances (Notification and Marking of Sites) Regulations 1990 (SI 1990 No 304) 「危険物の届出及び取扱い場所の表示に関する規則」

消防隊などの緊急業務を実施する者に対して、有効に危険物の所在を明らかにするため、の法令である。25トン以上の危険物を有する場合には、消防当局及び HSE に対して報告しなければならない。①、②、③等ですでに規制されているものは除外されている。

- ④ Chemicals (Hazard Information and Packaging for Supply) Regulations 1994 (SI 1994 No 3247) 「化学物質の供給時における危険表示及び収納に関する規則」

商業的あるいは工業的に供給される危険物の分類、運搬容器及び表示について規制している。危険物の種類に応じた表示、安全データシート等を要求している。道路輸送されるものについては、⑤による。

- ⑤ Carriage of Dangerous Goods By Road and Rail (Classification, Packaging and Labelling) Regulations 1994 (SI 1994 No 669) 「危険物の鉄道及び道路輸送(分類・収納及び表示)に関する規則」

道路及び鉄道により輸送される危険物について、その分類、運搬容器及び表示について規制している。ただし揮発油類は適用除外となっている。

- ⑥ Road Traffic (Carriage of Dangerous Substances in Road Tankers and Tank Containers) Regulations 1992 (SI 1992 No 743) 「危険物のタンクローリー及びコンテナ輸送に関する規則」

危険物をタンクローリーで道路輸送する場合の基準を定めている。

- ⑦ Road Traffic (Carriage of Dangerous Substances in Packages etc.) Regulations 1992 (SI 1992 No 742) 「容器による危険物輸送に関する規則」

危険物を運搬容器で輸送する場合の基準を定めている。

- ⑧ Carriage of Dangerous Goods By Rail Regulations 1994 (SI 1994 No 670) 「危険物の鉄道輸送に関する規則」

危険物を鉄道で輸送する場合の基準を定めている。

- ⑨ Control of Substances Hazardous to Health Regulations 1994 (SI 1994 No 3246) 「危険物の人体への影響の管理に関する規則」

化学物質の人体への影響の観点から、健康管理、曝露時間等を規制している。

- ⑩ Fire Precaution Act 1971 「火災予防法」

火災予防の観点から、特定の防火対象物について、必要な防火安全対策を講じている旨、消防機関からの証明書が必要であることを規定している。

- ⑪ Fire Certificates (Special Premises) Regulations 1976 (SI 1976 No 2003) 「特定物件に係る防火安全証明に関する規則」

一定量を超える危険物を取り扱う対象物については、消防機関からではなく、HSEから防火安全に関する証明書を交付されることが必要である。

- ⑫ Highly Flammable Liquids and Liquefied Petroleum Gases Regulations 1972 (SI 1972 No 917) 「高い引火性を有する液体及び液化石油ガスに関する規則」

特定の工場における引火性液体及び引火性ガスの貯蔵・取扱い、火災予防、消防設備、避難設備等に関して規定している。

⑬ Petroleum Act 1928 「石油法」

ガソリン等の揮発油の貯蔵・取扱いを行う場合には、ライセンスが必要である。

⑭ Health and Safety at Work etc. 1974 「作業等における保健及び安全に関する法律」

作業中の安全という観点から、労働安全、火災安全等様々な項目について規定している。

英国では、ガソリン等の揮発油は歴史的背景により他の引火性液体とは異なった体系の中で規制されているが、一般的には、引火性液体の製造、貯蔵、運搬、表示等について、次のように法令が適用されている。さらに、HSEが発行するガイダンス及び実践規範によって細部に渡る規制及び指導が行われている。

表3-1に、英国における引火性液体に関する規制の状況を示す。

表3-1 英国における引火性液体に関する法令の適用

| 規制の対象 | 引火性液体関係法令 | |
|---------|-----------|-------|
| | 引火性液体 | 揮発油類 |
| 製 造 | ① ② ③ ⑫ | ① ⑫ ⑬ |
| 取 扱 | ① ② ③ ⑫ | ① ⑫ ⑬ |
| 貯 蔵 | ② ③ ⑫ | ⑫ ⑬ |
| 表 示 | ④ ⑤ | ④ |
| 運 搬 | ⑥ ⑦ ⑧ | |
| 人 体 影 響 | ⑨ | |
| 承 認 許 可 | ⑩ ⑪ | ⑬ |
| 作 業 安 全 | ⑭ | |

なお、番号は、前述の法令に対応している。

第3節 英国消防関係法令と欧州連合との関係

1 欧州連合 (European Union)

欧州連合*1は、加盟15カ国の自由貿易協定に基づく機関であるとともに、独自の機関及び法的権限を有している。

(1) EU の機関

EU における主な法定機関は、次のとおりである。

① EU Commission (欧州委員会)

EU の最高の執行機関であり、加盟国によって指名された20名の独立したメンバーからなっている。ドイツ、フランス、イギリス、スペイン及びイタリアの5カ国からそれぞれ2名ずつ選出され、その他の国からは1名ずつ選出される。主たる機能はEU法を発議することである。また、これは、いくつかの総局・部に分割されている。その審議は、公開されない。同盟理事会へ提案を行う。

② Council of Ministers (閣僚理事会)

加盟国閣僚から成る政治的組織で、EU における最高意志決定機関であり、EU 政府である。欧州委員会からの提案を考慮したのち、EU 議会との協議を行わなければならない。多くのEU法は、全会一致により合意されなければならない。しかし、いくつかの法律、特に健康及び安全に関する法律は、特定多数決 (Qualified Majority Voting (QMV) : 87票中62票) によって議決される。

③ European Parliament (欧州議会)

EU 加盟諸国民の民意を直接反映する唯一の機関である。欧州議会は、現在のところ、諮問及び協議機関である。提案された法令に関する議論は、EU の意志決定過程の中で、唯一公開となっている。閣僚理事会が欧州議会に対して諮問を行わないということは、すべての法律が無効であるということの意味する。欧州議会は特定多数決 (QMV) に従って、法律の改正又は拒否が可能である。

④ European Court of Justice (欧州裁判所)

*1欧州連合設立の根拠は、その内外における権限を規定した1957年のローマ条約にある (1986年単一欧州法 (Single European Act) 及び1991年マーストリヒト条約 (Maastricht Treaty) によって改正)

EUの権限の及ぶ国々において、これらの国内法に優越することとなるEU法令の適用に関する種々の訴訟を裁定する。

⑤ EU Health and Safety Agency (保健安全局)

スペインのビルバオに所在し、作業中における健康と安全に関する情報及び経験の交換を促進し、ヨーロッパにおける作業中における健康と安全に係る情報の収集の監視機関として機能する。管理のための理事会は27名で構成され、意志決定機関として働く。12名は加盟国を代表し、6名は雇用者を代表し、6名は被雇用者の代表し、3名はEUを代表する。マネジメントは、5年ごとに指名されるディレクター（部長）によって行われる。

(2) EU法の種類

EU法は、次の3種類に分けることができる。

① Provisions of the Treaty of Rome (as amended by later treaties) : ローマ条約の規定

② Regulations : 規則

国内法の整備をすることなく、国内法の一部となる。一般的効力を有し、その全ての要素において義務的であり、かつ、すべての加盟国において直接的に適用される。

③ Directives : 指令

指令は、達成すべき結果について、対象の各加盟国を拘束するが、その形式及び方法に関する権限は加盟国の機関に任せる。特に健康と安全については、EU法の中でも種類が多く、一般的には、指令は2年以内に実施に移されなければならない。実施の手段は問われない。指令は直接効力を発揮する場合もあるが、国家や公的機関を対象にしたものを除いて、経過期間が終了した後に直ちに発効するものではない。

EU指令の範囲は多岐に渡り、雇用に関する法律、作業中の健康と安全に関する法律、環境、危険物、製造物責任、危険物又は発ガン性物質等の輸送に従事するドライバーの訓練にまで及んでいる。

(3) 健康及び安全に関するEU指令の策定プロセス

指令は、欧州委員会からの提案のかたち（指令（案））で始まる。指令（案）は欧州議会へ送られ、議員による第一読会が行われ、同時に、雇用者、組合、消費者等から構成される諮問機関及び経済社会委員会に諮られる。

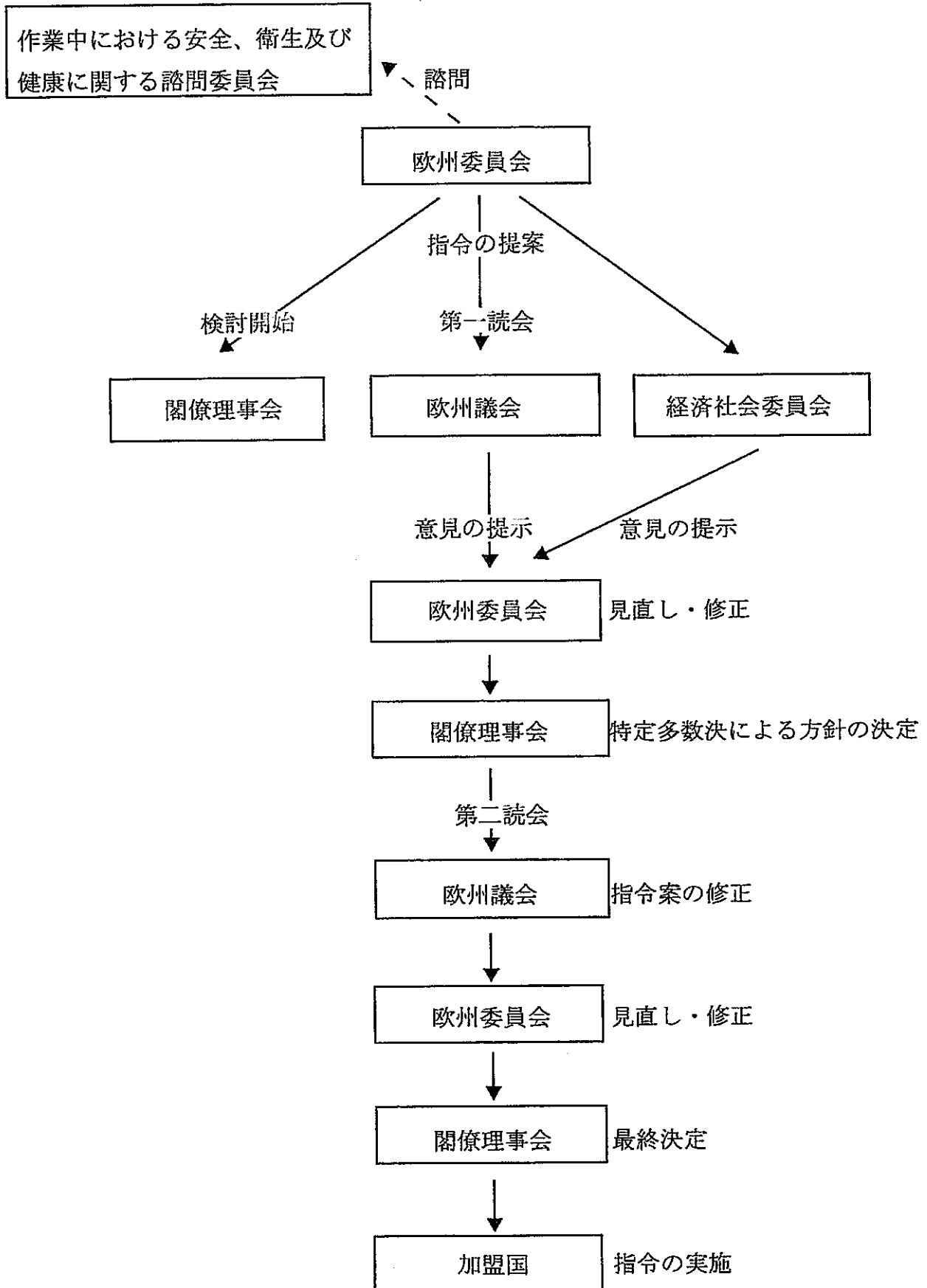
欧州委員会は、欧州議会及び経済社会委員会からのコメントを受けて、修正した指令（案）

を閣僚理事会に提出することができる。閣僚理事会は、EUにおける最高の意志決定機関で、最も重要な機関である。

1986年の単一欧州法によって導入された特定多数決(QMV)により、閣僚理事会が原則合意に達した後、次のステップへ進むこととなる。欧州議会は、第二読会を行い、必要ならば修正を行うことができる。欧州委員会は、欧州議会の修正を考慮し、最終指令(案)を閣僚理事会に提出して採決を受ける。

図3-10に、健康及び安全に関するEU指令の策定プロセスを示す。

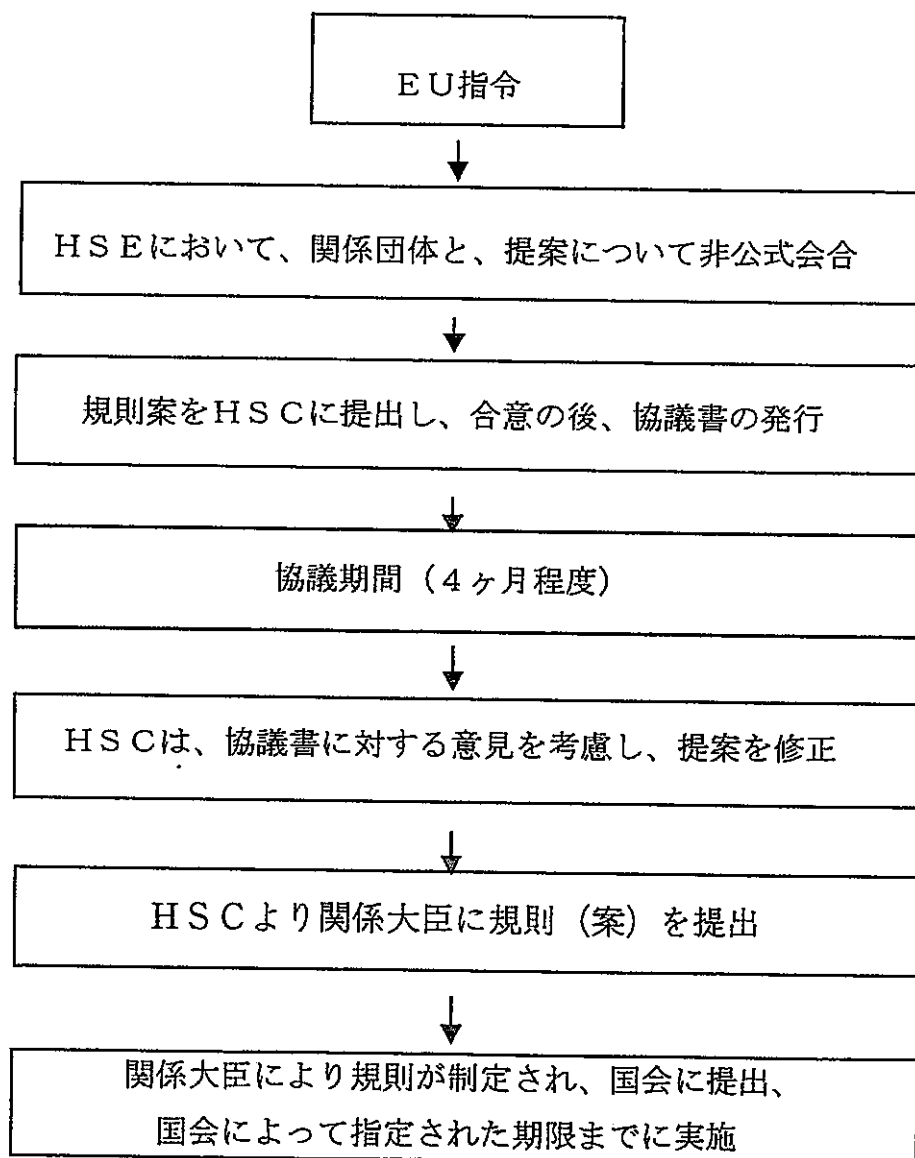
図3-10 健康及び安全に関するEU指令の策定プロセス



2 健康及び安全に関する EU 指令と英国国内法令との関係

EU 指令が英国国内法令に反映されるまでのプロセスは、図 3-11 のようになっている。英国においては、指令の実施に当たって、保健安全委員会 (HSC) が、法令の提案を行う。これらの提案は、協議書という形式を取り、4 カ月程度の協議期間の間に、雇用者、組合、地方団体等の様々な団体から意見を求める。これらを考慮した上で、最終案が関係大臣に提出され、国会に上程される。

図 3-11 EU 指令が英国国内法令に反映されるまでのプロセス



3 EU指令の英国消防関係法令への影響（実例）

・英国の火災安全標識

EU加盟国における安全標識の標準化を図り、いかなる場所においても、特定の標識が同じメッセージを有するようにすることを目的とした「EUにおける安全標識に関する指令（92/58/EEC）」が、1992年6月24日に加盟国により採択され、1994年6月24日までに、これに関してそれぞれの国内法令の整備が行われることになっていた。

英国においては、その指令に基づき、国内法令の整備を図る手続きが進められ、「健康と安全に関する（標識と信号）規則」（Health and Safety (Signs and Signals) Regulations）案が協議書として1993年11月に刊行された。この規則は、1995年11月までに施行される予定となっていたが、いろいろな理由から、先送りされてきた。

ようやく、1996年、「健康と安全に関する（標識と信号）規則」（Health and Safety (Signs and Signals) Regulations 1996）が、1996年2月に国会を通過し、4月1日から施行された。同時に、この規則に関連するガイダンスが保健安全庁から出版された。

これまで運用されていた1980年安全標識規則（Safety Signs Regulations 1980）は廃止となった。火災安全標識以外の標識については、1996年4月1日から適用されることとなったが、火災安全標識については、2年半程度の移行期間が設定された。この移行期間については、EU本部は認めておらず、HSEでも、全ての規則を直ちに施行しようとしていたが、結果として、火災安全標識についてのみ移行期間が設定されたのである。

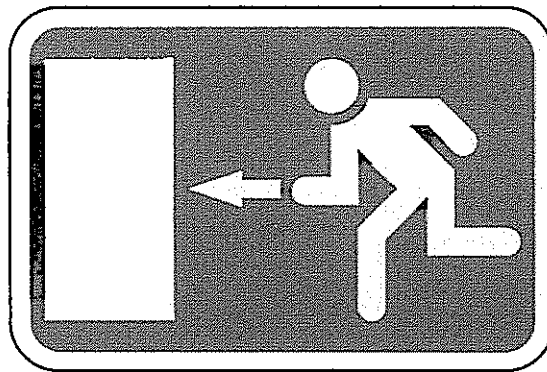
火災安全標識とは、①火災時における避難経路及び非常口の情報の提供、②消火設備の種類及び配置の情報の提供、③火災時における警報のために用いる標識である。例えば、従来から用いられている「FIRE EXIT」といった文字だけの標識は使用できなくなる。必ず、ピクトグラムを併用することが必要となり、1998年12月24日までに、新しい基準に適合したものとしなければならない。もちろん、新たに設置するものについては、新しい基準により設置されることとなる。

新しい基準は、BS5499（火災安全標識、勧告、グラフィックシンボル）と整合しており、既存の標識でもBS5499に適合していれば、変更する必要はない。また、規則で定められている標識からの多少の差異は、標識の意味を損なったり、紛らわしいものでなければ認められると、ガイダンスでは示されている。

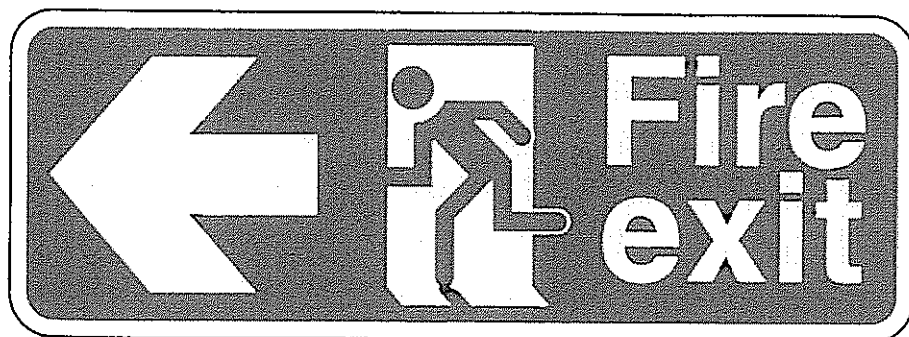
火災安全標識の実際の運用に関する最終的決定権は、地域の消防機関、建築部局等であり、特殊な物件については、HSEがそれを有している。

FIRE EXIT

従来の安全標識の例（誘導標識）



ヨーロッパ基準の安全標識の例（誘導標識）



英国標準規格の安全標識の例（誘導標識）

第4章 英国の防災

英国での災害 (Disaster) の定義は、「予告の有無にかかわらず発生する事象で、死傷者、財産又は環境への損害、社会の混乱の発生又は発生するおそれのあるもので、かつ、その影響の大きさのために緊急サービス及び地方団体の日常業務の中では対応することが困難なもの」とされている。一方、災害を防ぎ、いったん発生した場合にはその影響を最小限にとどめるという意味の「防災」に相当する表現として、「緊急事態計画 (Emergency Planning)」あるいは「民間防衛*1 (Civil Defence)」という言葉が用いられている。

東西冷戦構造の崩壊後、「緊急事態計画」は、核戦争等の「有事」を想定したものではなく、自然災害、人に起因するところの災害等に焦点が置かれてきている。英国内務省は、平時におけるあらゆる災害に対応するため、地方団体の災害対応能力を高めることを推進している。

地方団体の民間防衛に関する責任については、1948年民間防衛法 (Civil Defence Act 1948) に基づく様々な規則に規定されている。冷戦終結後の民間防衛に関する地方団体のあり方については、1993年民間防衛規則 (Civil Defence (General Local Authority Functions) Regulations 1993, SI No. 1812) に規定されている。

災害の範囲は、危険物等を巻き込んだ産業災害、核施設における災害、航空機災害等多岐に渡っている。地方団体には、社会・環境に対して多様な影響を及ぼすこれらの災害に対応するために、専門家、消防等の緊急サービス、他の地方団体及び関係機関との間で、相互に協力する関係を構築することが求められている。

第1節 防災のための組織

1 国の組織

災害対策を統括する英国政府の組織は、内務省消防・緊急事態計画局の緊急事態計画課*2で、その主な目的は、あらゆる種類の災害に対して、関連機関との緊密な連携を行った総合的危機管理を通じて、国民の安全を確保することである。

災害に対する第一次的な対応は、地方レベルで行うのが原則である。もちろん、災害の規模によっては、当該地方団体単独では対応が困難なことがあることから、隣接の地方団体に協力を要請することがある。

*1民間防衛は、従来は有事を想定したものであった。

*2図2-1参照

中央政府の積極的な役割として、地方団体に対して、専門家の助言や支援、情報の提供（海外での原子力災害や人工衛星災害の場合）等を行うことが挙げられるが、一般的には、その役割は、国会、報道機関に対する情報の提供に限定されている。いずれの場合においても、中央政府においては、災害の種別に応じて、全体の調整役となる官庁（主導官庁（Lead Department））が決定されることとなる。

また、必要に応じて、閣僚及び中央省庁の職員からなる民間緊急事態ユニット（Civil Contingencies Unit: CCU）が設置され、内務大臣が議長となる。このCCUは、災害の性質、官庁の情報収集能力、官庁の防災通信施設の使用可能性等に鑑みて、主導官庁を決定する。一般的には、主導官庁は、表4-1のように指定されているが、主導官庁があらかじめ指定されていない緊急事態が発生した場合には、CCUが適切な主導官庁を指定し、調整業務を行わせることとなる*1。主導官庁は、災害対応の段階が「即応」から「復興」へ変化した場合など、状況の変化に伴い変更される可能性もあり、逐次、CCUによって見直しが行われている。

表4-1 災害の種類と主導官庁

| 災害の種類 | 主導官庁 |
|---|------------|
| 洪水（沿岸・河川） | 農水食糧省 |
| 海上・海岸汚染 | 運輸省 |
| 核施設災害（国内） | 通産省 |
| 核施設災害（国外） | 環境省 |
| 人工衛星関連災害 | 内務省 |
| 航空機、船舶事故等に係る検索援助 （事故発生場所が不明の場合） | 運輸省 国防省 |
| ハリケーン等の風水害 | 内務省・環境省 |
| その他の気象災害 | 運輸省 |
| 海外で発生した災害 | 外務省 |
| 交通災害 | 運輸省 |
| スポーツ競技場での災害 | 内務省 |
| 埋め立て地でのガス爆発 ダムが決壊 建築物の構造上の欠陥による災害 地震災害 | 環境省 |

*1他の閣僚によって別の決定がなされない限り、議長である内務大臣の指定による。

災害の影響が、地方レベルの行政機能に影響を及ぼすような場合には、CCUの指示により、地域緊急事態委員会（Regional Emergency Committees: RECs）が特定の地域に設置されることがある。イングランドの場合は、地域政府事務所（Government Offices for the Regions）の長が議長を務め、消防等の緊急サービス、通信関連会社等の関係機関が参加することになる。RECsは、地域の現状を把握し、中央政府と地方団体との円滑な情報交換をするとともに、限られた資源配分の優先順位の決定及び地域の問題の解決を援助することを主たる目的としている。

2 地方の組織

ロンドン及び6つの大都市圏においては、地方団体の民間防衛に関する責任は、原則として、シティ及び32のロンドン・バラ並びに大都市圏ディストリクトにある。シティ及びロンドン・バラ並びに大都市圏ディストリクトでは、緊急事態計画（Emergency Plan）の策定、維持、見直しを行うとともに、当該地方団体の職員及び必要な関係者を動員した訓練を実施する。この計画の策定及び改正にあたって、地方議会は、影響を受ける可能性のある関係消防機関、カウンティ、ディストリクト、シティ及びロンドンバラと協議することとなる。

しかし、シティ、ロンドン・バラ及び大都市圏ディストリクトは、その責務の一部又は全部について、関係消防機関に委任することが可能となっている。実際、ロンドン及び6大都市圏においては、民間防衛に関する責務を、それぞれ管轄する大都市圏消防事務組合に委ねている。そのため、これら7つの消防機関では、消防及び民間防衛局（Fire and Civil Defence Authority: FCDA）という名称が用いられているのである。

一方、非大都市圏カウンティでは、カウンティが民間防衛の責任を有している。カウンティでは、緊急事態計画の策定、維持及び見直しを行うとともに、当該カウンティの職員、カウンティ内のディストリクト職員及び必要な関係者を動員した訓練を実施する。緊急事態計画を策定又は改正する場合は、その影響を受ける可能性のある周辺の地方団体と協議が必要である。また、非大都市圏ディストリクトは、カウンティの要請に基づき必要な情報をカウンティに提供するとともに、カウンティ又は内務大臣の要請に基づいて計画の策定、改正、実施等に係る協力を行う。

なお、地方団体の構造改革で誕生した単一自治体では、この民間防衛の機能を原則として単一地方自治体が有することとなっている。

第2節 防災計画

1 防災計画の考え方

英国では、「総合的危機管理 (Integrated Emergency Management)」という表現がよく用いられている。これは、あらゆる種類の緊急事態を想定し、地方団体内部における調整、隣接する地方団体相互、関係機関との調整を総合的に行い、緊急事態における円滑な計画の実施を目的としている。

総合的危機管理においては、次の事項に留意し計画を行うよう、英国内務省から、次のような指導が行われている。

災害対策は、決まった解があるわけではなく、災害の性格や影響が個々に異なるように、対応方法も変えなければならないという考えに基づいている。あらゆる種類の緊急事態に対応できるよう計画を策定することが必要であるため、責任及び指揮命令系統を明確にするとともに、柔軟な危機管理体制の整備を行うことが求められている。また、緊急事態が発生した場合においても、例外的な場合を除いて、通常業務の維持を図るため、日常業務との関連づけを行うことが必要であるとされている。

2 防災計画の構成

地方団体が策定する防災計画においては、次の事項について明確にすることが求められている。

- (1) 非常召集の方法の確立
- (2) 関係機関との事前調整（緊急時に必要な物資等のリスト、入手方法、アクセスポイント等の調整を含む）
 - ① 中央政府
 - ② 地方団体（地方団体の相互応援協定等）
 - ③ 軍隊
 - ④ 公益企業・民間企業
 - ⑤ ボランティア団体（ボランティア団体との事前調整及び個人のボランティアの扱い）
- (3) 通信手段の確保
- (4) 被災者等
 - ① 避難施設

②遺体の安置所

③安否情報

(5) 報道・情報伝達

①報道対応

②住民に対する情報の提供

③地方団体内部への正確な情報の提供

④VIPの訪問への対応

(6) 財政支援等のアピール

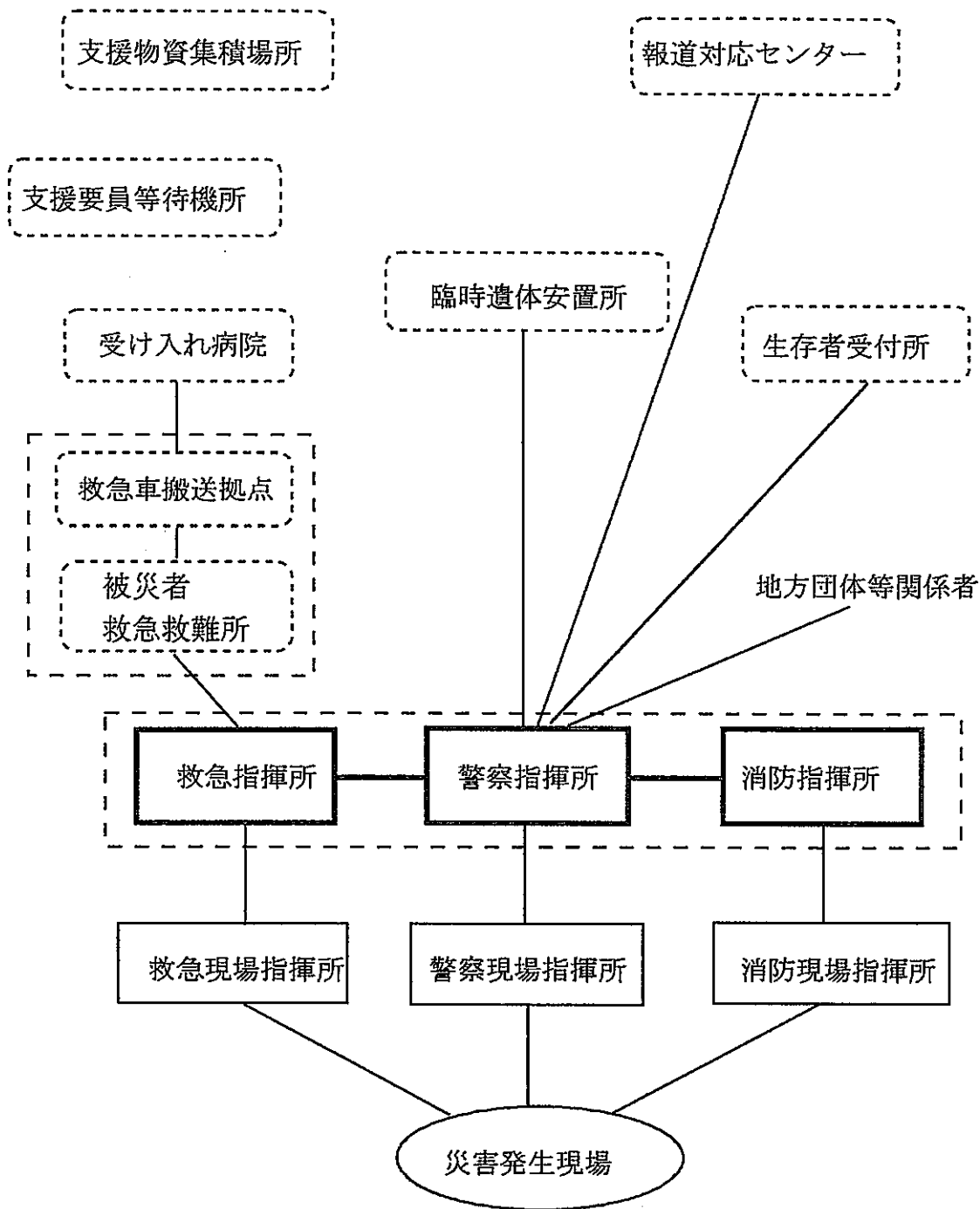
地方団体には、緊急事態の予防、即応から復興までのそれぞれの段階（一般に、予防（Prevention）、準備（Preparedness）、即応（Response）、復興（Recovery）の4段階）において、様々なサービスを提供することが求められる。したがって、地方団体には、多くの関係団体（緊急サービス、公益企業、ボランティア等）との役割を調整し、総合的な防災計画を策定する機能が必要となる。さらに、この計画を有効なものとするために、さまざまな規模の訓練を行うことが求められている。

3 災害への対応

災害に対応するために地方団体が緊密な連携をとることになっている団体として、次の組織が挙げられる。一般的には、警察が中心となって、災害に即応している機関の調整を行うこととなっている。

- ・警察（Police Service）
 - ・消防（Fire Service）
 - ・救急（Ambulance Service）
 - ・沿岸警備（Coastguard Agency）
 - ・地方団体（Local Authorities）
 - ・ボランティア（Volunteers）
 - ・軍隊（Military）
 - ・中央政府（Central Government）
 - ・産業・商業機関（電気・ガス会社などを含む（Industry/Commercial Organisations）
- 英国において、災害に対応するための典型的な組織は、図4-1のように構成される。

図 4-1 英国における災害対応組織の構造例



4 災害ボランティア

英国においては、ボランティア団体が、災害が発生した際に行政組織と協力して被災者のケア、被害の軽減等について重要な役割を担っている。主な災害ボランティアを次に示すこととする。

(1) Disaster Action 「災害支援」

災害の犠牲者の遺族及び生存者のつくるチャリティ団体。被災者に対して、彼らの経験を生かした援助・支援を行う。

(2) National Federation of Women's Institute 「全国女性連盟」

教育及び福祉に関するボランティア団体であるが、災害時の住居提供等を行う。

(3) Radio Amateurs Emergency Network (RAYNET) 「緊急時アマチュア無線ネットワーク」

アマチュア無線の有資格者のボランティア団体で、災害時の通信について、消防等の緊急サービスのために、補助的な通信手段を提供する。メンバーは、自ら通信機器及び交通手段を準備する。

(4) Red Cross 「赤十字」

緊急サービスの要請に応じて、救急車、応急処置のための人員、看護婦、避難所等の提供を行う。

(5) Salvation Army 「救世軍」

災害時に緊急サービスと協力して、遺族、被災者等の精神的ケアを行う。さらに、被災者及び緊急サービスの職員のための炊出し、軽食等の提供を行う。

(6) Search and Rescue Dog Association (England) 「検索救助犬協会」

検索・救助犬を用いて行方不明者の捜索を行うボランティア団体で、60人ほどのメンバーを有している。

5 緊急事態計画大学 (Emergency Planning College)

英国内務省消防・緊急事態計画局に属する緊急事態計画大学は、イングランド北部、ヨークの北方約16キロメートルにあるイーピングウォルドに位置している。緊急事態対応に

関する必要な情報を提供するため、セミナー、ワークショップ等を開催している。ここで実施されるセミナー等は広範囲で、被災者等の精神的ケア、環境汚染、核施設災害、報道機関対応、避難施設管理等に及んでいる。講義の対象者は、災害の予防、防災計画の策定、災害対応及び災害復興に携わっている者、あるいは、興味を持っている者である。年間の受講者は、5,000人を超えている。

主なセミナーの内容は、次のとおりである。

- ・ 緊急事態計画基礎講座
- ・ 国家保健サービス*¹ (National Health Service) のための緊急事態計画
- ・ 地方議会議員のためのセミナー
- ・ 事務総長*² (Chief Executive) ワークショップ
- ・ 避難施設管理セミナー
- ・ ボランティア団体のための緊急事態管理
- ・ 被災者ケアセミナー
- ・ 報道及び情報セミナー
- ・ 技術サービス及び公益企業のためのセミナー
- ・ 地方団体の管理者セミナー
- ・ 都市型災害セミナー
- ・ 核施設災害時における関係団体の協力に関するセミナー
- ・ 危険物セミナー

これらの講座は、有料である。料金の体系は、①地方団体及び緊急サービス、②ボランティア団体、③中央政府機関及び民間団体の3つに区分されている。

このように、緊急事態計画大学は、英国の中央政府、地方団体、緊急サービス（消防、警察、救急、沿岸警備）、企業、ボランティア等の関係者が、緊急事態計画に関する意見及び情報の交換等を行うことができる国家的フォーラムであるといえることができる。

6 災害対策の実例（ロイヤルバークシャー（Royal Berkshire）県）

ロイヤルバークシャー県は、ロンドンの西に位置し、人口77万、面積1,240平方キロの東西に細長いかたちをしている。英国の空の玄関ヒースロー空港、英国王室ゆかりのウインザー城等が所在している。

ロイヤルバークシャーでは、消防長が緊急事態計画官（Emergency Planning Officer）

*¹英国において医療に関する国家機関、救急サービスを担当している。

*²英国地方団体の事務方のトップ。

を兼ねている。県には、県内の防災計画の調整を行う緊急事態計画課長 (Emergency Planning Commander) が置かれている。想定される様々な災害について種々の計画を策定している。次に、主なものを挙げる。

- ・ 県全体の緊急事態計画
- ・ 核兵器施設関連の計画
- ・ 報道対策
- ・ 危険物災害対策
- ・ 鉄道災害対策
- ・ 周辺自治体 (県) との相互応援計画
- ・ 県下ディストリクトの緊急事態計画

また、ロイヤルバークシャー県では、関係する県職員、管下地方団体の職員、ボランティア団体等に対して、防災計画に関する様々な訓練を計画的に行っている。主なものを次に掲げる。

- ・ 報道対応ワークショップ
- ・ 関係機関連携ワークショップ
- ・ 避難施設管理ワークショップ
- ・ 非常召集訓練
- ・ 災害ストレスセミナー
- ・ 臨時遺体安置所に関する机上訓練
- ・ 環境汚染ワークショップ
- ・ 国際的観点からの災害セミナー

さらに、年に1回の県内の総合防災訓練及び3年に一度の広域総合防災訓練を実施している。

バークシャー県では、県民に対して災害に対する資料を配付し、意識の高揚に努めている。この資料を付録2として節末に添付する。

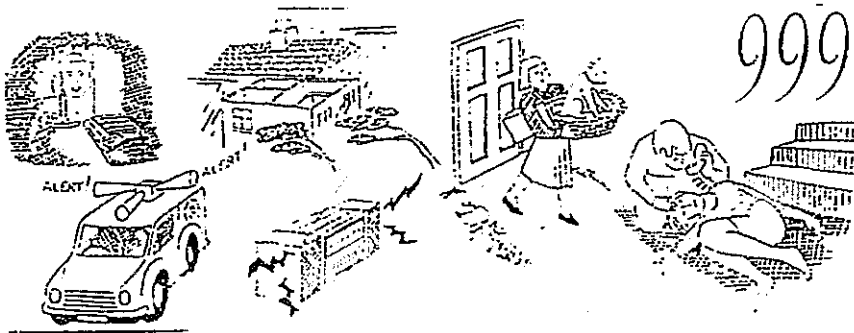
HOUSEHOLDERS GUIDE

The one thing you can be sure of in an emergency situation is that it will probably be the last thing you expected. Floods, severe weather, accidents or incidents involving dangerous chemicals usually strike without warning.

This leaflet explains simple steps everyone can take to be ready when an emergency strikes. It explains easy safety measures, how to reduce damage to property and what to do if you have to move out of your home until danger has passed.

This simple guide aims to help people cope with the unexpected and assist the emergency services in dealing quickly and efficiently with major emergencies.

Keep it in a safe place - one day it could prove vital.

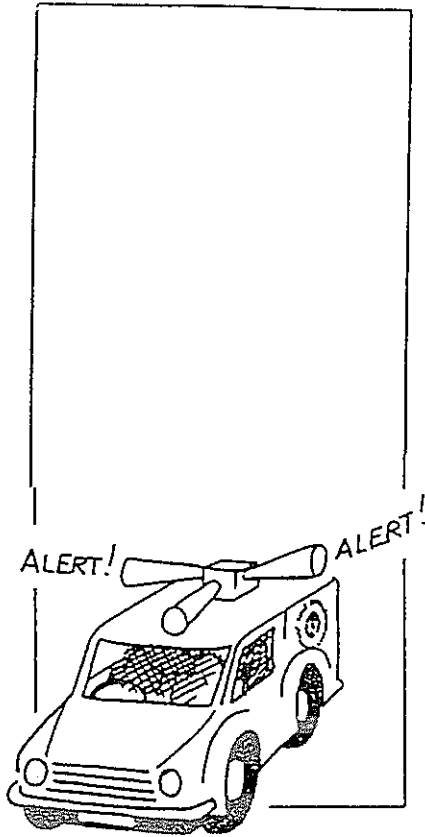


major

emergency

arrangements

Safety is the concern of the Royal County of Berkshire.



Whatever the situation, it is important to be ready to follow instructions from police and other emergency services.

Planning for an emergency is never easy because no-one can predict what might happen - a major road, train, air or river accident; a serious fire; violent storms; flooding or a dangerous chemical incident.

Whatever happens it will almost certainly mean police, fire and ambulance services in the front line of a tough situation. They are backed by emergency planning teams from Berkshire County Council.

They are constantly updating plans for mobilising social services, housing, highways and environmental health departments and the like, which may need to swing into action quickly to cope with an emergency. It might mean evacuating a whole community and finding emergency accommodation, or it could mean clearing blocked roads to allow emergency services through.

Rest centres may need to be set up, food and blankets provided and information given to anxious relatives. Someone has to be ready to reunite families who are parted by an emergency situation, perhaps because the children were at school or some people at work.

Arranging all this is the job of emergency planners, who in conjunction with all the County Council Departments must be ready for action at a moments notice.

dealing with an *emergency*

As the Police can request the appropriate local radio stations to issue warning and advice messages, check that you know where to find your local station. Be sure that you have a battery operated radio available.

radio warning the public

The following are local radio frequencies that cover the Royal County of Berkshire:-

| | |
|-------------------------|---|
| BBC Radio Berks | 104.1FM 104.4FM |
| Radio 210 | 1431AM 97FM/95.6FM |
| Radio Oxford | 96.9FM 97.6FM 792AM 828AM |
| BBC Radio Bucks | 104.5FM 103.8FM 95.5FM 630AM 1161AM |
| Fox FM | 102.6FM |
| Horizon Radio | 103.3FM |
| Greater London Radio | 94.9FM 1457AM |
| Radio High Wycombe | 1170AM |
| Wiltshire Sound | 103.6FM/ 103.5FM/ 1332AM/ 1368AM |
| Radio Solent | 96.1FM 1359AM/999AM |
| Star FM | 96.4FM 1476AM |
| GWR FM | 96.5FM/97.2FM 102.2FM/103FM |
| Ocean Sound | 97.5FM/96.7FM |
| Premier Radio | 96.4FM |
| Sunrise Radio | 1413AM |

If a severe storm is threatened

- * Tie down loose items outside that cannot be brought in.
- * Stay indoors - preferably downstairs - and keep pets in.
- * Clear windowsills and close curtains to protect against flying glass.
- * If gas, electricity or water is cut off, tell the relevant service.
- * As soon as it is safe, rope off or protect damaged areas to prevent injury from falling masonry, broken glass or electric cables.

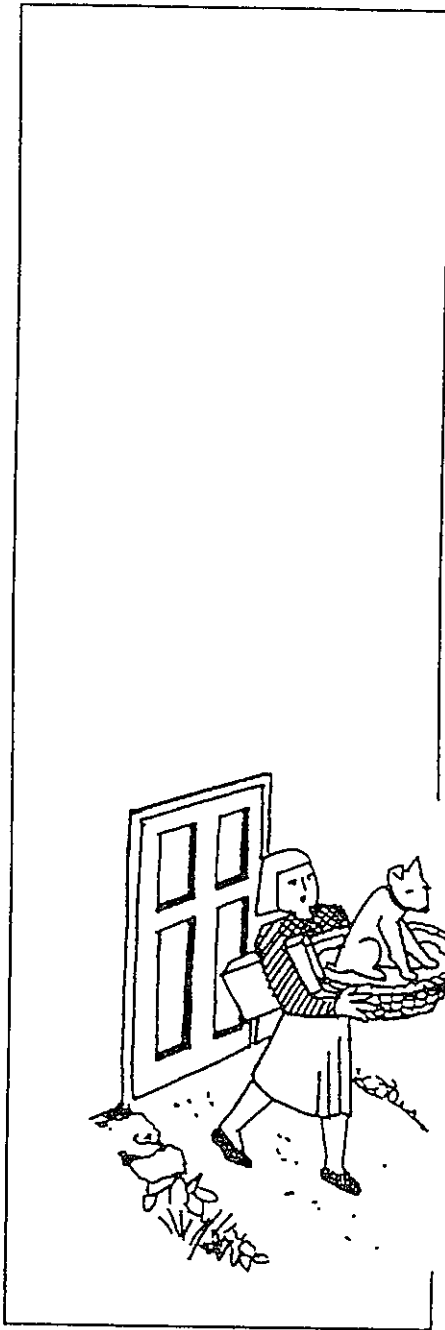
If there is a risk of flooding

- * Keep an emergency pack of torch and radio with batteries, candles, matches, camping gas cooker ring and bottled water.
- * Protect doorways and low level air vents with sandbags or rubbish bags filled with earth.
- * Turn off gas and electricity.
- * Move as much as you can, including food, upstairs.
- * If you are trapped by flooding remain near a window to attract attention.

Chemical, Radiation Accidents, Toxic Fumes & Smoke

- * Stay indoors, shut all doors and windows and tune to your local radio station.
- * Switch off air conditioning or fans.
- * If you are outside, go to the nearest public building or shop.
- * Listen to loudspeaker and radio announcements, and be ready to move if the area is evacuated.

coping
with emergencies



emergency

evacuation

of houses

- * If the police ask you to leave your home, don't argue. Their prime responsibility is your safety and they will know more than you about the level of danger.
- * They will probably ask you to go to a reception centre - if you decide to go anywhere else, let someone know so you can be accounted for.
- * Don't worry if you are sick, frail or disabled - special arrangements will be made to reunite families.
- * If there is time, take along medicines, warm clothes, any special foods, personal documents, immediate valuables, and baskets and leads for pets.
- * Before you leave - make sure fires are out, switch off gas and electricity and lock up.



Severe weather can mean power cuts and possibly loss of other services over a wide area.

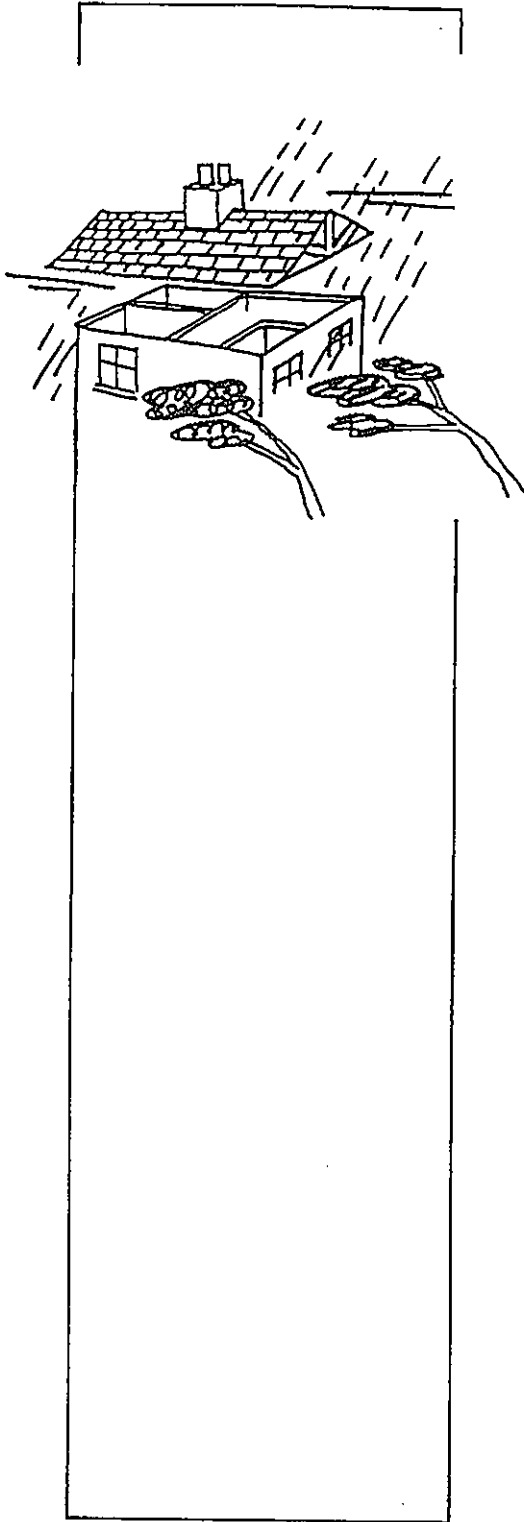
- * Keep a small emergency pack and know where to find it - even in the dark!
- * Keep in it a torch, radio (with batteries), candles, matches, and a camping gas cooker ring.
- * Watch out for fire risks if you have to use candles.
- * You may need to switch off supplies at the main - if you don't know how check now with gas, electricity and water authorities.

If you need the police, fire or ambulance services in a hurry dial 999 and give the BT operator your number so you can be traced if the line is cut.

If anyone is seriously hurt you will obviously need the ambulance service. But you may be able to deal with minor injuries yourself with some knowledge of First Aid.

For more information contact the British Red Cross Society on 0734 871208 or the St John Ambulance Brigade on 0734 442623.

power cuts
loss of electricity,
water or gas



damage

to property & possessions

Accidents, storms or flooding can leave a trail of destruction in their wake. Proper insurance, cover for property and possessions can ease much of the distress.

- * Insurance can cover the cost of building repairs and replacement of household contents as new - you can insure against a wide range of risks including "Acts of God".
- * Councils or housing associations will repair the buildings they own, but tenants should check whether they need to insure their personal possessions themselves.
- * Tenants should know who to contact for emergency repairs.
- * People with leasehold or privately rented homes should check agreements for property repairs with the landlord or agent.
- * If you need to arrange repairs, steer clear of cowboys and stick to established firms with a good reputation.
- * If you can't find anyone suitable, ask a recognised trade association for advice.
- * Decide now which firms you would use in an emergency, and make a note of their telephone numbers with details of your insurance.

A sudden emergency may mean you need to contact relatives, health, emergency and repair services quickly. Keep important telephone numbers here.

Elderly, handicapped or ill people can add the numbers of health workers and other helpers.

Only make calls which are absolutely necessary because the telephone system could become overloaded in a major emergency.

Family Contacts:

| Name | Number |
|-------|--------|
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |

Special Help:

| | |
|----------------|-------|
| Doctor | |
| | |
| Social Worker | |
| Health Visitor | |
| Home Carer | |

contacts

essential *services*

Gas

Electricity
.....

Water

Other Useful Numbers:

Roof Repairs

Builder

Plumber

Electrician

Glazier

Carpenter

Gas Technicians (British Gas approved)
.....

Council/Housing Association Emergency Repairs
.....

Insurance Company/Broker

Policy Number

Type of Cover

ROYAL COUNTY OF BERKSHIRE

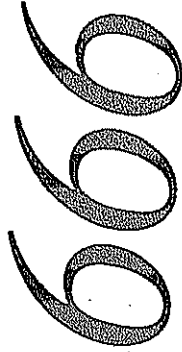
EMERGENCY PLANNING COMMAND SERVICE GUARANTEES

STRATEGIC GUARANTEES

- 1 We guarantee to maintain plans to deal with major emergencies affecting the public in the Royal County of Berkshire ie plans for
- Serious road, rail, river or air accidents
 - Assistance in time of flooding or high winds
 - Events which include hostilities and terrorist activities
 - Incidents at premises with responsibilities under the Control of Industrial Major Accidents Hazards Regulations, 1984.

OPERATIONAL GUARANTEES

- 3 We guarantee our plans will be up to date to deal with a major emergency affecting you and that they will reflect a co-ordinated approach by all Berkshire County Council services.
- 4 We guarantee our plans will be integrated with those of other emergency services and will be implemented by Fire Brigade and Emergency Planning Officers.
- 5 We guarantee to provide training as and when requested to:-
- District Council Officers
 - Emergency Services Members including Police, Ambulance and Military
 - Voluntary Groups such as WRVS, Berkshire Volunteers, Red Cross, St Johns Ambulance and Salvation Army
 - Officers of Public Utilities such as Gas, Electricity and Water
- 6 We guarantee to provide you on request with information concerning our plans which may relate to your premises.
- 7 We guarantee to programme the exercising of our plans with other services.
- | | |
|-----------------------------|---------------|
| Local Berkshire exercise | 1 per year |
| Major multi-County exercise | every 3 years |
- 8 We guarantee to co-ordinate County and District Council emergency plans with any contingency plans which you may be legally required to prepare.
- 9 We guarantee to assist anyone requiring a major incident site plan, by co-operating with such people as:-
- On site staff
 - District Council Emergency Planners
 - Other Emergency Services eg Police and Ambulance
 - Officers of Public Utilities
 - Voluntary Groups and organisations.



When you dial 999 the first person to answer will be an operator who will ask which service you require and your telephone number because, if the line is cut, or you are unable to continue the call, the operator can trace where you are and send the emergency services to your assistance. Only use the 999 system for a genuine emergency.

This leaflet has been produced by and issued on behalf of:

Berkshire County Council

第5章 国際協力と交流

第1節 英国消防緊急援助隊

1 消防緊急援助隊の組織

英国外務省（Foreign and Commonwealth Office）の海外協力部門である海外開発庁（Overseas Development Administration: ODA）は、発展途上国における自然災害及び人的災害に対する救援を行うために、関係機関に対して、医療、エンジニアリング、輸送、検索・救助等に関する災害救援チームの派遣要請を行う役割を負っている。

海外開発庁は、1991年の湾岸戦争に伴うイラク北部のクルド人救援を契機に、迅速な災害アセスメント、専門家チーム及び必要な資・機材の迅速な投入について、効率的な海外救助・救援のあり方を示した。

一方、英国の消防機関では、1988年12月のアルメニア地震が契機となって発せられた海外での災害救援に関する消防長宛書簡（DCOL）及びクルド人救援のための派遣された専門家グループへの参加を通じて、災害救援に対する認識及び経験を深めていった。結果として、1992年に、英国消防緊急援助隊（United Kingdom Fire Service Search and Rescue Team (UKFSSRT)）が結成されたのである。

英国消防緊急援助隊は、最大32名によるチームを2つ構成することが可能であり、また、14日間の自給自足ができること、十分な訓練を行い必要な装備を備えていることが求められている。第一のチームは12時間以内に対応することが要求されており、もう一方のチームは必要に応じて増強に応じられる体制になければならない。

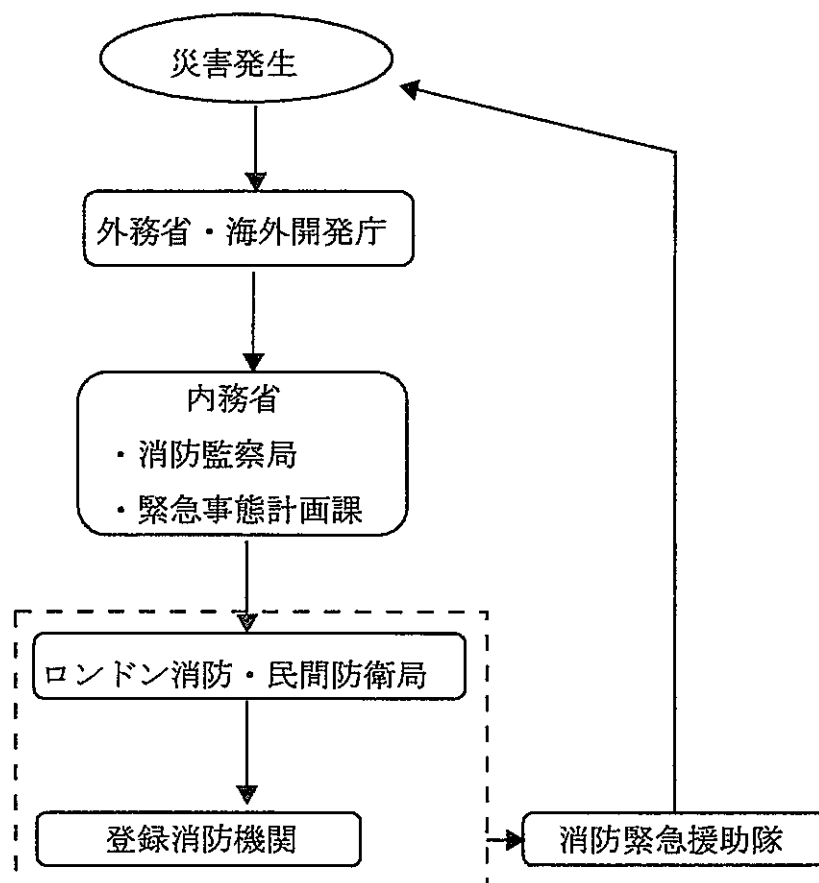
英国の消防機関のうち、この緊急援助隊に登録されている消防機関は現在16である。財政的な理由により、すべての消防機関が登録することはできなかったのである。これらは、3つのグループに分けられ、それぞれ、4カ月間を担当する。それぞれのグループで、32名のチームを2つ構成できるようにメンバーを調整している。各チームを指揮するのは、階級が消防次長級（Assistant Chief Officer）の消防官で、Divisional Officerによって補佐されている。

隊員に求められる資格は、勤続5年以上の消防士で、応急処置の資格を有するものとなっている。また、所定の予防接種を受けている必要がある。

2 海外派遣のプロセス

災害発生から英国消防緊急援助隊派遣までのプロセスは、図5-1に示すとおりである。

図5-1 英国消防緊急援助隊派遣プロセス



外務省の海外開発庁を通じて、内務省の消防監察局に消防緊急援助隊の派遣要請が入り、協議の後、適切な対応が決定される。EU 圏内からの要請の場合には、内務省の緊急事態計画課に直接情報が入ることとなっている。

次に重要な役割を演じるのは、ロンドン消防・民間防衛局である。ここでは、登録消防機関との連絡を行う等、英国消防緊急援助隊の調整機能を果たしている。また、消防緊急援助隊派遣に関する報道対応については、内務省の消防監察局が行っている。

内務省消防監察局では、大規模災害に関する救援について、国内外の機関との連携を深めようとしている。特に消防監察局は、国連人道問題局（United Nations Department of Humanitarian Affairs: UNDHA）の救援調整部局（Relief Coordination Branch: RCB）に属する国連災害アセスメント・調整・チーム（United Nations Disaster Assessment and Coordination Team: UNDAC）に職員を派遣している。

最近の事例をあげると、消防緊急援助隊は、1996年4月にカリブ海の島国モントセラット（Montserrat）へ派遣された。モントセラットでは、1995年7月から火山活動が活発化しており、噴火災害が発生した場合の検索・救助についての技術支援要請が英国政府にな

された。これを受けて、内務省消防監察官、ハンプシャー消防 (Hampshire Fire Brigade) 及びウエスト・サセックス消防 (West Sussex Fire Brigade) の消防官の合計4名からなる消防緊急援助隊が派遣された。10日間の支援活動において、30人の現地の救助隊員に対して、資機材の使用法の指導を行うとともに、モントセラットで災害が発生した場合に利用可能なカリブ海の他の島々の資源・施設の調査を実施した。

第2節 英国消防の国際協力及び交流

1 地方団体の国際協力の枠組み

英国においては、1993年に制定された地方団体の海外協力に関する地方自治法 (Local Government (Overseas Assistance) Act 1993) により、地方団体の海外支援・技術協力の枠組み (Municipal International Cooperation: MIC) が整備された。これにより、英国の地方団体は、その技術及び経験について、国外の団体に対して援助及び協力が行えるようになった。

この法律の制定の背景には、1989年の中欧・東欧の変革により、これらの地域が注目を浴びたことが挙げられる。英国外務省及び海外開発庁は、ノウ・ハウ・ファンド (Know How Fund) を設立し、中欧・東欧への援助を行った。このノウ・ハウ・ファンドは、中欧・東欧諸国の民主化、市場経済化を技術的な協力等により支援しようというものであった。

地方団体が海外協力を行うための自主財源は限られているため、地方団体の地元からの寄付・援助あるいは欧州連合からの補助金により、財源を確保するのが一般的である。なお、地方団体が、海外の団体に対して補助金を出したり、貸付をすることは認められておらず、技術等の協力に限られている。

2 英国消防の国際協力及び交流

英国の消防機関においても、MICの枠組みの中で、海外協力を行うことができるようになったが、この1993年地方自治法が制定される以前から様々な交流を行っているところもある。

いくつかの協力・交流事例を紹介することとしたい。

(1) ロージアン・アンド・ボーダーズ消防 (スコットランド)

ロージアン・アンド・ボーダーズ消防では、フラッシュオーバー訓練施設を建設しており、フラッシュオーバー訓練に定評のあるスウェーデンからの協力を得ている。また、ストックホルム消防は、エディンバラを訪れ、ロージアン・アンド・ボーダーズ消防から火

災予防教育及び救助訓練について講習を受けた。

また、ロージアン・アンド・ボーダーズ消防では、ガーナ国家消防とのリンクを構築しようとしている。今までは、ガーナ消防本部の職員がエディンバラを訪れ、火災予防訓練を受けているが、今後は、英国外務省海外開発庁の援助を受けて、ロージアン・アンド・ボーダーズ消防の職員がガーナを訪れ、訓練を行うことを考えている。

(2) グランピアン消防 (スコットランド)

グランピアン消防は、メルボルン消防 (オーストラリア) と友好関係を有しており、現在では、オンタリオ消防 (カナダ) との交流を進めようとしている。

(3) オックスフォードシャー消防 (イングランド)

オックスフォードシャー消防では、ドイツのボン消防及びアメリカの消防大学と交流関係を有している。

(4) タイン・アンド・ウェア消防 (イングランド)

タイン・アンド・ウェア消防は、オーストラリアのメルボルン消防と交流を行っている。毎年2名ずつ12カ月間お互いの消防職員宅にホームステイというかたちで、消防職員交換研修を行っている。また、カナダのトロント消防とも交流を進めようとしている。

(5) ウェストミッドランド消防 (イングランド)

ウェストミッドランド消防では、1994年にガーナに職員を派遣し、火災予防、消火訓練等について指導を行った*1。

(6) ハートフォードシャー県のスティヴィニッジ (イングランド)

ハートフォードシャー県のスティヴィニッジは、アフリカ・ジンバブエのカドマと姉妹交流を行っている。消防技術等に関する協力は、1991年に地元企業がカドマに中古の消防車を寄付し、ハートフォードシャー消防の職員が、現地において教育訓練を実施したことに始まった。ハートフォードシャー消防の職員は、休暇を取って、ボランティアでこの協力に参加している。その後、消火技術訓練、交通事故における救助訓練等を地元消防職員に実施し、1995年には空気呼吸器の訓練を実施している。

*1付録3に、ウガンダ及びガーナの消防制度について記述した。

○アフリカの消防制度（ウガンダ共和国及びガーナ共和国）

1996年4月に、(財)自治体国際化協会ロンドン事務所で実施したアフリカ地方自治制度調査の中で訪問した、アフリカのウガンダ及びガーナの消防について、簡単に述べることにしたい。両国とも、かつて英国の統治下であり、現行の政治形態においても、英国の影響を受けている。それは、消防制度についても同様であり、ウガンダは以前に、ガーナについては現在も英国の地方団体の消防組織から指導を受けていることから、英国地方団体の国際協力の事例として調査紹介するものである。

1 ウガンダ共和国

(1) 概要

ウガンダへは、ロンドンからナイロビ経由で到着した。空港から、車で40分のところにウガンダの首都カンパラがある。カンパラは、東アフリカ赤道直下、ヴィクトリア湖の北側に位置している。標高が1,000メートルを超えるため、緯度の割には暑さをあまり感じず、比較的過ごしやすい気候である。

赤土と木々の緑が印象的な国である。土地は極めて肥沃で、農作物の種類も量も豊富である。主食のマトキ（バナナの種類で蒸してマッシュポテトのようにして食べるもので、



ウガンダの田園地帯：茶、バナナ、コーヒー等の畑が広がる

味はサツマイモに似ている。)、コーヒー、茶、サトウキビ、カッサバといったものが生産されている。また、日本でよく食べる白身魚の冷凍食品は、ウガンダから輸出されている淡水魚のナイルパーチであることが多いと聞いた。

町を走る車のほとんどは中古の日本車で、しかも、「〇〇幼稚園」、「××家具」といった塗装が残ったままのものが多く、かつて日本のどこかの町を走っていたことが一目で分かるのである。

ウガンダは、人口約2,000万人、首都カンパラには約100万人が暮らしている。1962年に英国から独立。10年前までの戦争の影響で都市は荒廃しているが、1986年以降はムセベニ政権のもと、国内はほぼ安定しており、現在では地方分権の政策が進められている。

(2) ウガンダの消防

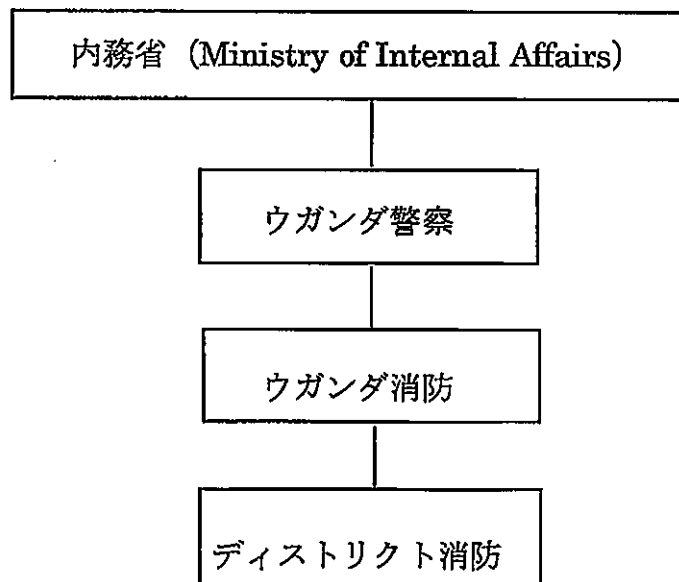
・ウガンダ消防本部

カンパラにあるウガンダ消防本部を訪問した。ウガンダは、39のディストリクトに分けられるが、この消防本部は全国に4つしかない消防署の1つであるとともに、ウガンダ全土の消防行政に係る中枢でもある。庁舎は中心部から少し離れたエンテベ通りにある。

消防長室において、ギサ消防長から話を伺った。ウガンダの消防は、国の機関で、内務省の警察部局に属しているが、消防は警察とはその業務の性格が全く異なるため、将来は警察から独立した組織となることが望ましいと話していた。

図1に、ウガンダ消防の組織を示す。

図1 ウガンダ消防の組織

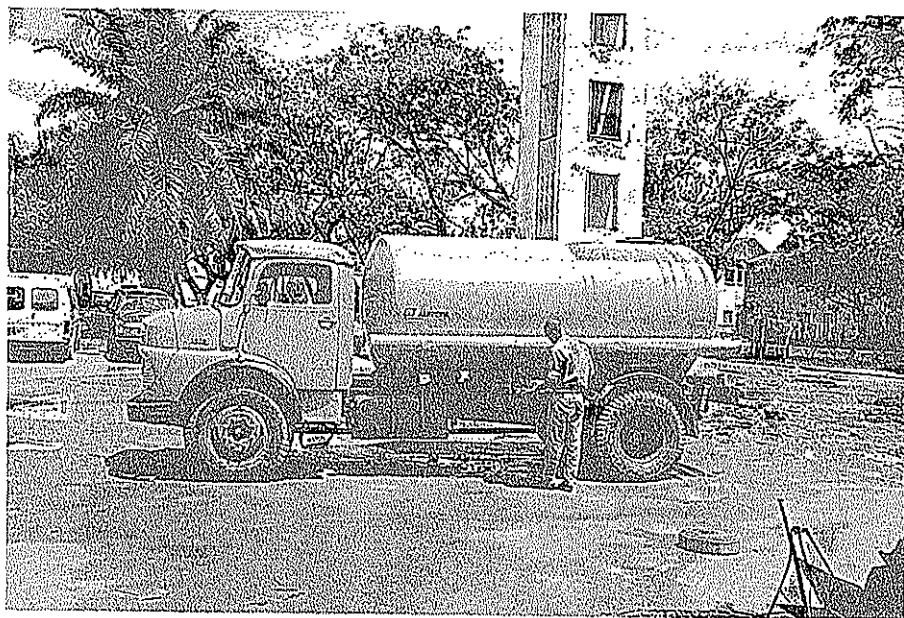


現在のところ消防の組織や責務について規定した法令の整備はなされておらず、警察法をはじめとする様々な法令によって規定されている。消防の責務は、消火、救助、大規模災害への対応、火災予防、消防用設備の設置等の承認等、危険物規制、市民啓発・安全教育、火災原因調査に及んでいる。

消防職員の数は、1996年現在158人で、すべて常勤の職員である。装備の状況は、全国で、消防車7台、水槽車6台、梯子車1台及びフォームテンドー1台となっている。この数は、人口と比較しても極めて少ないといえる。また、ボランティアによる消防については、無報酬で仕事を行うということに対して抵抗があるらしく、現在のところ存在していない。

火災に関するデータも得ることができたが、39あるディストリクトのうちの4つにしか消防署が配置されていないことから想像できるように、収集されたデータの確度には多少難があると考えられる。1995年における火災件数は740件、救助は204件となっている。また、救急車は有していないが、所有している消防車両を用いて救急業務を行った件数が141件に達している。実際の救急業務は、主要病院の場合は国の機関、地方の診療所の場合は地方団体が業務を行っている。

火災原因は、裸火が48%、短絡が30%を占めている。特に乾期は、裸火による火災が多く、雨期には短絡による火災が多い。火災による死者は、1995年は90人と報告されている。



ウガンダ消防本部の水槽車

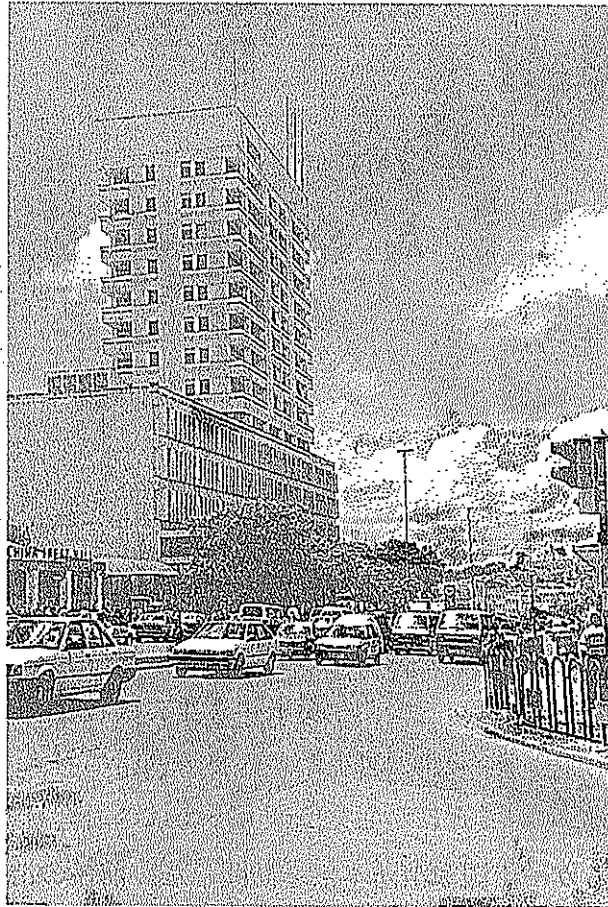
(3) ウガンダ消防の問題点

現在のウガンダ消防は、次のような問題を抱えている。カンパラでは主要な通りは舗装されているものの、裏通りへはいると、未舗装の悪路となっているため、消防車のアクセスは限られている。また、消火栓や消防用水のような水源が整備されていないため、火災

の場合は水槽車と消防車と一緒に出動しなければならない。このように、インフラの未整備は消防業務の円滑な遂行にとって大きな問題となっており、地方においてはさらにひどい状況におかれている。

最も深刻な問題は、十分な財源がないことである。そのため、職員を増やすことや装備の充実を図ることも困難な状況にあるとともに、限られた訓練しか実施できないために、消防技術が不足している。消防技術については、10数年前に英国の消防から協力を受けていたことがあるが、現在では行われていない。

首都カンパラは、古くなった高層ビルがいくつかあり、かなりの集積のある都市である。人口は100万人を超えており、住民の安全を確保するための消防の機能がもっと強化されるべきではないかという印象を受けた。



首都カンパラ

2 ガーナ共和国

(1) 概要

・ ガーナの第一印象は暑いことである。ガーナは、西アフリカのギニア湾沿岸の中央部に位置している。沿岸部は高温多湿な熱帯雨林気候である。

首都アクラは、1986年の調査では人口180万人であるが、現在は340万人に達していると推定されている。片側2車線で中央分離帯のある幹線道路も整備されている等、都市としてのインフラが整備されている。その他の代表的な地方都市としては、アクラに次ぐ第二の都市クマシ及びギニア湾に面したケープコーストがあげられる。クマシはアシャンティ・リージョンの中にあり、ここには、西アフリカ最大といわれている、毎日約50万人の買い物客で賑わうクマシ・マーケットがある。また、ケープコーストには、1482年にポルトガルによって建てられ、かつての奴隷貿易の基地として使われた白亜のエルミナ城がある。

ガーナは、1957年に英国から独立し、現在では、アフリカにおける地方分権(Decentralisation)の推進における先駆的存在となっている。しかし、地方分権の枠組みの整備は進んでいるけれども、実際の分権化はまだ達成されているとはいえない。



西アフリカ最大といわれるクマシ・マーケット

(2) ガーナの消防

・ガーナ国家消防本部

首都アクラにあるガーナ国家消防本部を訪問した。前任の消防長が、あるリージョン*1の地方長官に任命されたため、消防本部の次長にあたるアダブラヌ氏から話を伺った。

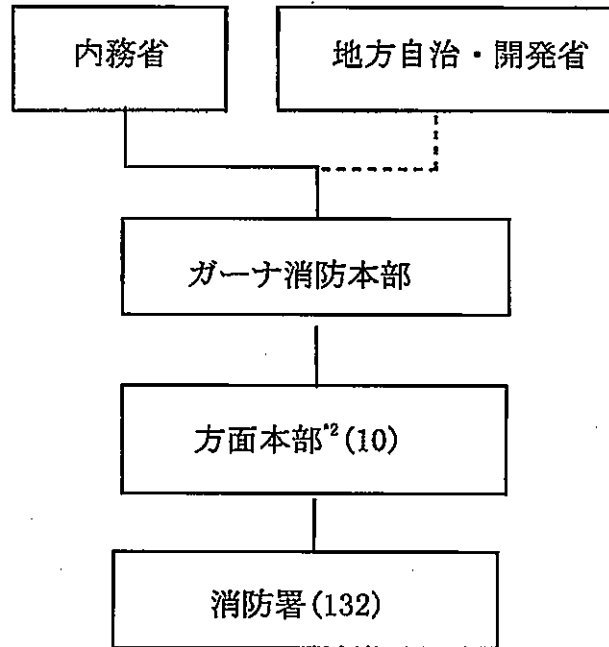
ガーナの消防は、内務省の一機関であるガーナ国家消防本部によって行われている。地方分権の政策が進められる中で、消防を地方団体の役割の一つとする動きがある。実際、消防は内務省と地方自治・開発省の管轄下におかれることになっているが、す

*1国の行政区画単位である。

すべての財源が内務省から充てられているため、職員からは地方自治・開発省の管轄下にもあるという意識はほとんど感じられなかった。

図2に、ガーナ消防の組織を示す。

図2 ガーナ消防の組織



ガーナは、10のリージョンに分かれており、全体で132の消防署を有している。消防職員の数5,080人、ボランティアの消防士を約80万人有しているということであった。この数には実際驚かされたが、ガーナでは、制服が権力の象徴という考え方が強く、制服に憧れる人々が多いという話を聞いた。また、彼らは消防士といっても、十分な装備を持っているわけではなく、草原や林野の火災を手作業で消すということが多く聞いた。

ガーナの消防では、女性の消防職員の多さが目に付いた。実際に消火活動に従事する女性職員はいないが、職員全体のおよそ40%が女性であるということである。彼女たちは、主に、一般事務、通信、広報、教育等に従事している。

(3) ガーナ消防の問題点

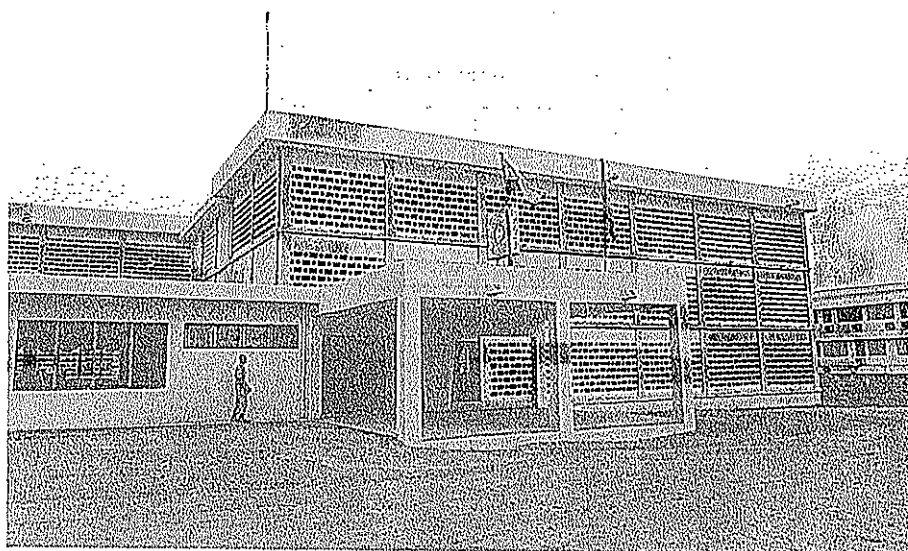
ガーナの消防は、十分な財源がないこと、法令の整備が十分でないことを問題点としてあげていた。他に、消防職員の教育が重要な問題の一つとなっている。

英国から独立したこともあって、英国からの人的・物的援助を受けている。1994年には

*2リージョンが単位となっている。

約2カ月間にわたり、英国ウエストミッドランド消防の担当者2人が火災予防、リーダーシップ、応急処置、救助技術、空気呼吸器の使用等についての技術援助を行った。また、英国から中古の装備が提供されている。

1993年には、ガーナ国家消防本部から消防職員が、国際協力事業団（JICA）を通じて、日本の火災予防技術研修に参加するなど、積極的に先進諸国の技術を吸収しようとしている姿勢がうかがえる。今後は、学んだこれらの技術を国内に定着させることが重要な課題となっている。



ガーナ国家消防本部

あとがき

本書の執筆に当たっては、英国内務省を始め、数多くの関係機関を訪問し、インタビューに応じて頂くとともに、貴重な資料を提供いただいた。

とくに、財自治体国際化協ロンドン事務所調査員ジョセフィン・カー (Josephine Carr) 女史には、英国消防に関して深い見識を持っていることから、多くの助言を頂いた。ここにあらためて感謝の意を表することとしたい。

訪問・インタビュー先一覧 (順不同)

内務省消防監察局
保健安全庁
消防大学
ロンドン消防
ハートフォードシャー消防
ケント消防
ロイヤルバークシャー消防
シュロップシャー消防
ウエストミッドランド消防
カンブリア消防
オックスフォードシャー消防
ロージアン・アンド・ボーダー消防
グランピアン消防
ヘリフォード・アンド・ウースター消防
タイン・アンド・ウエア消防
ウォーリックシャー消防
ドーセット消防
火災研究所
消防職員組合
英国核燃料公社
ウガンダ消防
ガーナ消防

財自治体国際化協会ロンドン事務所
所長補佐 白石暢彦 (自治省消防庁)

参考文献

- A History of the British Fire Service, G.V. Blackstone, Fire Protection Association 1996
- An Alarming Partnership, A smoke Alarm Initiative between Birmingham City Council and West Midlands Fire Service
- Britain 1996 HMSO
- The Chief Fire Officer and Elected Members, Josephine Carr
- Courage High, Holloway, HMSO
- Combining for Success, A guide for members of combined fire authorities, Association for County Councils
- Dealing with Disaster (Second Edition) Home Office HMSO
- Fatal Fires in the West Midlands 1993 and 1994
- Fire Precautions Act 1971 Guide to Fire Precautions in Premises Used as Hotels and Boarding Houses which Require a Fire Certificate, Home Office/Scottish Office, HMSO
- Fire Prevention, Fire Protection Association
- Fire Protection Year Book 1995/96, Fire Protection Association
- Fire Service Statistics 1996, CIPFA Statistical Information Service
- Fire Services Act 1947 10&11 GEO. 6. CH41.
- Fire Statistics United Kingdom 1989-1993 Government Statistical Office
- In the Line of Fire, Value for the Money in the Fire Service-the National Picture Audit Commission HMSO
- Local Government in Britain, Tony Byren, Penguin Politics
- Major Emergencies; Roles and Responsibilities in the West Midlands
- Municipal International Cooperation: the politics of decentralised cooperation practiced by local government, Keiko Okawa, University of London
- Report of Her Majesty's Chief Inspector of Fire Services for England and Wales 1994/95, HMSO
- Revenue Support Grant 1996 1997 England, Association of County Councils
- Tolley's Health and Safety at Work Handbook 1996
- アフリカを知る事典 平凡社
- イギリス中央政府の機構-地方団体に対する関与機構(自治体国際協会) CLAIR REPORT No.022

- ・パリッシュ政府百年史 1894～1994 (財)自治体国際化協会
- ・ボランティアに関する調査報告(イギリス編) (財)自治体国際化協会
- ・英国の国家予算と地方団体 (財)自治体国際化協会 CLAIR REPORT No.128
- ・英国の地方団体構造改革の動向 (財)自治体国際化協会 CLAIR REPORT No.79
- ・英国地方団体の機能と広域行政 (財)自治体国際化協会 CLAIR REPORT No.47
- ・諸外国における消防防災体制の現状に関する調査研究報告書 (財)消防科学総合センター
- ・消防白書 平成元年～平成7年、消防庁編 大蔵省印刷局

重要語索引

法令 (制定順)

- ・ 1774年大都市における火災予防法 (Fires Prevention (Metropolis) Act 1774) 33
- ・ 1865年大都市消防組織法 (Metropolitan Fire Brigade Act 1865) 2
- ・ 1936-1961年公衆衛生法 (Public Health Acts 1936-1961) 33
- ・ 1938年消防組織法 (Fire Brigades Act 1938) 2
- ・ 1947年消防法 (Fire Services Act 1947) 2
- ・ 1957年ローマ条約 (Treaty of Rome) 70
- ・ 1961年工場法 (Factories Act 1961) 33
- ・ 1963年事務所、店舗及び鉄道施設に関する法律 (Offices, Shops and Railway Premises Act 1963) 33
- ・ 1971年火災予防法 (Fire Precautions Act 1971) 33
- ・ 1972年地方自治法 (Local Government Act 1972) 2
- ・ 1973年スコットランド地方自治法 (Local Government (Scotland) Act 1973) 2
- ・ 1974年作業等における健康及び安全に関する法律 (Health and Safety at Work etc. Act 1974) 33
- ・ 1980年安全標識規則 (Safety Signs Regulations 1980) 75
- ・ 1984年 (北アイルランド) 消防規則 (Fire Services (Northern Ireland) Order 1984) 7
- ・ 1984年建築基準法 (Building Act 1984) 33
- ・ 1985年地方自治法 (Local Government Act 1985) 2
- ・ 1986年単一欧州法 (Single European Act) 70
- ・ 1987年スポーツを行う場所における火災安全及び安全に関する法律 (Fire Safety and Safety of Places of Sport Act 1987) 33
- ・ 1989年地下鉄駅舎に関する火災予防規則 (Fire Precaution (Sub-surface Railway Stations) Regulations 1989) 34
- ・ 1991年マーストリヒト条約 (Maastricht Treaty) 70
- ・ 1993年地方団体の海外協力に関する地方自治法 (Local Government (Overseas Assistance) Act 1993) 98
- ・ 1996年健康と安全に関する (標識と信号) 規則 (Health and Safety (Signs and Signals) Regulations 1996) 75

五十音順

あ

| | |
|---|----|
| 英国外務省 (Foreign and Commonwealth Office) | 96 |
| エイジ・コンサーン (Age Concern) | 53 |
| 欧州委員会 (EU Commission) | 70 |
| 欧州議会 (European Parliament) | 70 |
| 欧州裁判所 (European Court of Justice) | 70 |
| 欧州連合 (European Union) | 70 |
| 欧州連合指令 (EU Directives) | 71 |

か

| | |
|---|----|
| 火災研究所 (Fire Research Station: FRS) | 4 |
| 火災統計 (Fire Statistics-United Kingdom) | 5 |
| 海外開発庁 (Overseas Development Administration: ODA) | 96 |
| カウンシルタックス (Council Tax) | 24 |
| カウンティ (県) 消防 (County Fire Authorities (Shire Fire Authorities)) | 20 |
| 北アイルランド環境省 (Department of Environment for Northern Ireland) | 7 |
| 北アイルランド省 (Northern Ireland Office) | 7 |
| 緊急事態計画課 (Emergency Planning Division) | 78 |
| 緊急事態計画大学 (Emergency Planning College) | 84 |
| 国家職能評価 (National Vocational Qualification: NVQ) | 19 |
| 国連災害アセスメント・調整・チーム (United Nations Disaster Assessment and Coordination Team: UNDAC) | 97 |
| 国連人道問題局 (United Nations Department of Humanitarian Affairs: UNDHA) | 97 |

さ

| | |
|---|---|
| 主席消防監察官 (HM Chief Inspector) | 5 |
| 主席消防監察官報告書 (Report of Her Majesty's Chief Inspector of Fire Services for England and Wales) | 5 |
| 消防・緊急事態計画局 (Fire and Emergency Planning Department) | 5 |
| 消防回状 (Fire Service Circulars) | 5 |

| | |
|---|----|
| 消防活動マニュアル (Manual of Firemanship) | 5 |
| 消防監察官 (HM Inspector) | 5 |
| 消防監察官報告書 (Report of Her Majesty's Fire Service Inspectorate) | 5 |
| 消防技術者協会 (Institute of Fire Engineers: IFE) | 4 |
| 消防訓練マニュアル (Fire Service Training Manual) | 5 |
| 消防試験委員会 (Fire Service Examination Board) | 11 |
| 消防職員組合 (Fire Brigades Union: FBU) | 4 |
| 消防長宛書簡 (Dear Chief Officer Letters) | 5 |
| 消防統計 (Fire Services Statistics) | 5 |
| 常勤消防職員 (Wholetime firefighter) | 11 |
| スコットランド省 (Scottish Office) | 7 |
| 全国カウンティ協会 (Association of County Councils: ACC) | 4 |
| 全国ディストリクト協会 (Association of District Councils: ADC) | 4 |
| 全国消防長・消防次長協会 (Chief and Assistant Chief Fire Officers Association: CAC-FOA) | 4 |
| 全国大都市協会 (Association of Metropolitan Authorities: AMA) | 4 |

た

| | |
|---|----|
| 多世帯共用住宅 (Multi-Occupancy Dwellings) | 41 |
| 大都市圏消防事務組合 (Fire and Civil Defence Authority) | 20 |
| 単一地方自治体 (Unitary Authority) | 3 |
| 単一地方自治体等消防事務組合 (Combined Authority) | 21 |
| 地方交付金 (Revenue Support Grant: RSG) | 24 |
| 地方自治体協会 (Local Government Association: LGA) | 4 |
| 地方団体の海外支援・技術協力 (Municipal International Corporation: MIC) | 98 |
| 地方団体管理委員会 (Local Government Management Board) | 11 |
| 中央監査委員会 (Audit Commission) | 32 |
| 中央消防諮問委員会 (Central Fire Brigades Advisory Council: CFBAC) | 4 |
| 同盟理事会 (閣僚理事会) (Council of Ministers) | 70 |
| 特定多数決 (Qualified Majority Voting (QMV)) | 70 |

な

| | |
|-------------------|---|
| 内務省 (Home Office) | 4 |
|-------------------|---|

内務大臣 (Home Secretary) 4
ネイバーフッド・ウォッチ (Neighbourhood watch) 53
ノウ・ハウ・ファンド (Know How Fund) 98

は

非居住者用資産レイト (Non Domestic Rate) 24
ハウジング・アソシエーション (Housing association) 53
ファイアー・マーク (Fire Mark) 1

ま

命令 (Statutory Instrument (SI)) 35

や

夜警団 (Crops of Vigiles) 1
予備消防職員 (Retained fighter) 11

ら

ロンドン消防車協会 (London Fire Engine Establishment) 1

英国の消防と防災

自治体国際化フォーラム100号を記念して製作したものである。

平成9年8月30日発行

編集・発行 (財)自治体国際化協力 (CLAIR)

〒100 東京都千代田区霞が関3-3-2

新霞が関ビル19階

☎ (03) 3591-5483 (調査課)



